



第1章

第5次 御代田町長期振興計画
—後期基本計画—

人と自然が共生し安全で快適な
まちをつくります

節	項	目
第1節 生活基盤の整備	第1項 土地利用計画の遵守	<ul style="list-style-type: none"> 1. 総合的・計画的な土地利用の推進 2. 都市計画に基づく土地利用の推進 3. 農業振興地域整備計画に基づく土地利用の推進 4. 森林地域整備計画に基づく土地利用の推進
	第2項 国土地籍調査の推進	
	第3項 道路網整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1. 道路及び橋梁の整備 2. 都市計画道路の整備
	第4項 公共交通・運輸の充実	
	第5項 災害の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> 1. 治山事業の促進 2. 治水事業の促進
	第6項 景観形成の推進	
第2節 生活環境の整備	第1項 住宅整備の確立	<ul style="list-style-type: none"> 1. 町営住宅の整備 2. 住宅建設の推進 3. 空き家等対策の推進
	第2項 上水道整備の推進	
	第3項 汚水処理対策の推進	
	第4項 環境の整備・衛生体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 1. ごみ処理・清掃事業の推進 2. 環境保全の推進
	第5項 公園・緑地の整備と保全	
	第6項 雨水排水の対策と整備	
	第7項 地球温暖化防止対策の推進	
第3節 生命財産の保全	第1項 消防・防災体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 1. 消防体制の確立・強化 2. 災害への備えの充実
	第2項 防犯体制の確立	
	第3項 交通安全の促進	

第1節 生活基盤の整備

第1項 土地利用計画の遵守

第1目 総合的・計画的な土地利用の推進

① 現状と課題

当町は、長野県の東部に位置し、地勢は浅間南麓に広がり、町南部を流れる湯川に向かい南西に緩やかに傾斜しています。東西9.5km、南北13.8km、面積58.79km²を有しています。

当町周辺では、上信越自動車道、北陸新幹線などの高速交通網が整備されました。町内では、各所に公園、基幹道路の整備を相当程度進める中で、下水道の町内整備可能区域の整備はほぼ終了し、生活基盤は整ってきています。このような環境の変化及びインフラの整備が一つの要因となり、首都圏や近隣市町から当町への転入者が増加し、町内の土地利用にも変化をもたらしてきています。

町土は、町民の限られた貴重な資源であり、生活及び生産等諸活動を支える共通の基盤です。その利用については、公共の福祉を優先さ

せるとともに、地域の自然的条件・社会的条件・経済的条件に応じた土地利用を図っていくことが重要です。

町では、御代田町域における効率的な土地利用を行うための指針として、平成7（1995）年度に国土利用計画第一次御代田町計画、平成22（2010）年度に国土利用計画第二次御代田町計画を策定し、総合的・計画的な土地利用を進めてきました。

今後においても、国土利用計画を土地施策の指針とし、土地利用関係法令及び町環境保全条例の適切な運用を図るとともに、都市計画や農業振興地域整備計画、森林整備計画などの個別法の土地利用計画との整合を確保しながら、総合的かつ計画的な土地利用を推進していく必要があります。

■土地の面積 (単位：ha)

年次	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	その他
平成13年	5,878	345	769	451	3,302	306	705
平成16年	5,878	346	760	465	3,209	302	796
平成19年	5,878	346	762	480	3,200	302	788
平成22年	5,878	343	755	494	3,206	302	778
平成25年	5,878	341	750	506	3,209	301	771
平成28年	5,879	340	744	513	3,207	298	777
令和元年	5,879	335	728	535	3,191	298	792

資料：税務課「概要調書」

② 目指すべき姿

総合的・計画的な土地利用の推進により、健康で快適な生活環境の確保と地域の特性を生かした均衡ある発展が図られている状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
住みよいと感じている人の割合	77.4%	82.4%
国土利用計画第三次御代田町計画の策定	—	策定済

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- 御代田町長期振興計画土地利用構想、国土利用計画御代田町計画、個別法の土地利用計画に基づく総合的・計画的な土地利用を推進します。
- 御代田町環境保全条例の適切な運用を図ります。
- 総合的・計画的な土地利用を推進するため、国土利用計画第三次御代田町計画を策定します。
- 御代田駅と幹線道路網を核としたまちづくりを進めていきます。

●【主な事業】

事業名	事業内容
国土利用計画第三次御代田町計画策定事業	町の土地施策の指針となる国土利用計画第三次御代田町計画を策定します。

④ 関連計画（個別計画）

- 国土利用計画第二次御代田町計画
- 御代田町都市計画マスタープラン
- 御代田町農業振興地域整備計画
- 御代田町森林整備計画

第2目 都市計画に基づく土地利用の推進

① 現状と課題

都市計画は、自然環境との調和を図り、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としています。この基本理念を達成するために都市計画法その他の法令の規制を受ける土地として指定した区域が都市計画区域です。

当町の佐久（御代田）都市計画は、昭和38（1963）年に指定されました。町全体の32.9%を占める1,933haの都市計画区域内には、都市計画道路、公園などの都市施設のほか、「用途地域」、「風致地区」、「地区計画」を定めています。「用途地域」、「風致地区」、「地区計画」に定められた計画的な土地の利用を適正に推進してきたことで、都市機能と自然景観の調和のとれた地域が形成されてきました。

都市計画の指定から57年が経過しましたが、未着手となっている都市計画道路や公園施設があります。また、町内の交通環境や町民の生活動線も大きく変化中、近年は自然災害に対する防災意識も高まっています。このような社会情勢の変化と防災の観点を踏まえ、用途地域や都市計画道路の見直し検討を進めながら御代田町らしいまちづくりを推進していく必要があります。

当町における都市計画の実現に当たっては、都市計画法に基づく「御代田町都市計画マスタープラン」を平成14（2002）年に定めま

した。当町の都市計画を推進していくためのまちづくりの目標と、これを実現していくための方策を示すもので、平成27（2015）年には、社会経済情勢の変化や住民ニーズの多様化、新たな課題の発生などの状況の変化から変更を行っています。また、国では、平成26（2014）年、都市再生特別措置法等を改正し、コンパクトなまちづくりを推進するための「立地適正化計画制度」を創設しました。立地適正化計画は、都市計画マスタープラン高度化版としての位置付けを有し、都市計画マスタープランの将来都市像を具現化するためのものです。居住や都市の生活を支える機能を緩やかに誘導するなど、持続可能なまちを実現するための計画であることから、町においても策定していく必要があります。また、御代田駅北側に㈱ヤッホーブルーイングが御代田醸造所を構えたことも踏まえ、駅周辺の賑わいの創出を図ることを目的に、駅北側からの自由通路の検討及び町道小田井追分線並びに町道駅大林線を含めた駅周辺の面的な整備を検討していく必要があります。

都市計画は、都市の将来のあるべき姿を示すものです。地域住民の理解を得ながら、国土利用計画御代田町計画との整合性を確保し、様々な制度を活用しながら実現可能な佐久（御代田）都市計画により、町の土地利用を推進していくことが必要です。

■用途地域一覧表

用途地域区分	形態区分		面積 (ha)	備考
	建ぺい率 (%)	容積率 (%)		
第1種低層住居専用地域	40	60	140	低層住宅専用地域としての良好な住環境の保護及び整備を行う地域
	50	80	145	
第1種中高層住居専用地域	60	200	39	中高層住宅専用地域としての良好な住環境の保護及び整備を行う地域
第1種住居地域	60	200	262	主として住環境の保護を図り、中規模以上の工場及び大規模な店舗・事務所等の立地を制限する地域
第2種住居地域	60	200	24	主として住環境の保護を図り、中規模以上の工場を除くある程度の用途混在を許容し、店舗・事務所等の立地を許容する地域
準住居地域	60	200	20	主として住環境の保護を図りつつ、自動車関連施設等の業務の利便を増進する地域
近隣商業地域	80	200	5	近隣住宅居住者の日常生活の利便性を考慮し、日用品の販売を主とした店舗などの立地を図る地域
準工業地域	60	200	69	主として環境の悪化をもたらす恐れのない工業の利便を増進する地域
合計7地域			704	

資料：建設水道課

■風致地区の状況

風致地区名	風致地区種別面積		
	第1種	第2種	計
久保沢	103.9ha	73.0ha	176.9ha
一里塚	—	116.2ha	116.2ha
雪窓	19.0ha	40.5ha	59.5ha
十二ノ森	15.8ha	—	15.8ha
合計	138.7ha	229.7ha	368.4ha

資料：建設水道課

② 目指すべき姿

適正な制限のもとに土地の合理的な利用が推進され、自然との調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動が確保できている状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
都市計画区域面積	1,933ha	1,933ha
用途地域の面積	704ha	704ha
風致地区の面積	368.4ha	368.4ha
立地適正化計画	—	策定済

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 土地利用との調整を図り、関係法令の適正な運用に努め、現在の都市計画区域を堅持します。
- ② 都市計画道路の見直しを実施し、現行の都市計画の変更を行います。
- ③ 都市施設等の都市基盤の整備を促進します。
- ④ 御代田駅前周辺の面的な整備を検討します。
- ⑤ 浅間山の景観を保全し、良好な自然景観を将来に残すために、現行の風致地区の規制を堅持します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
都市計画見直し検討業務	東原西軽井沢線を軸とした現行の都市計画道路の見直しに合わせ、用途地域等の見直しを行います。
立地適正化計画策定業務	持続可能なまちの実現のため、立地適正化計画を策定します。
都市再生整備計画事業	立地適正化計画に基づく、第三期都市再生整備計画事業を実施します。

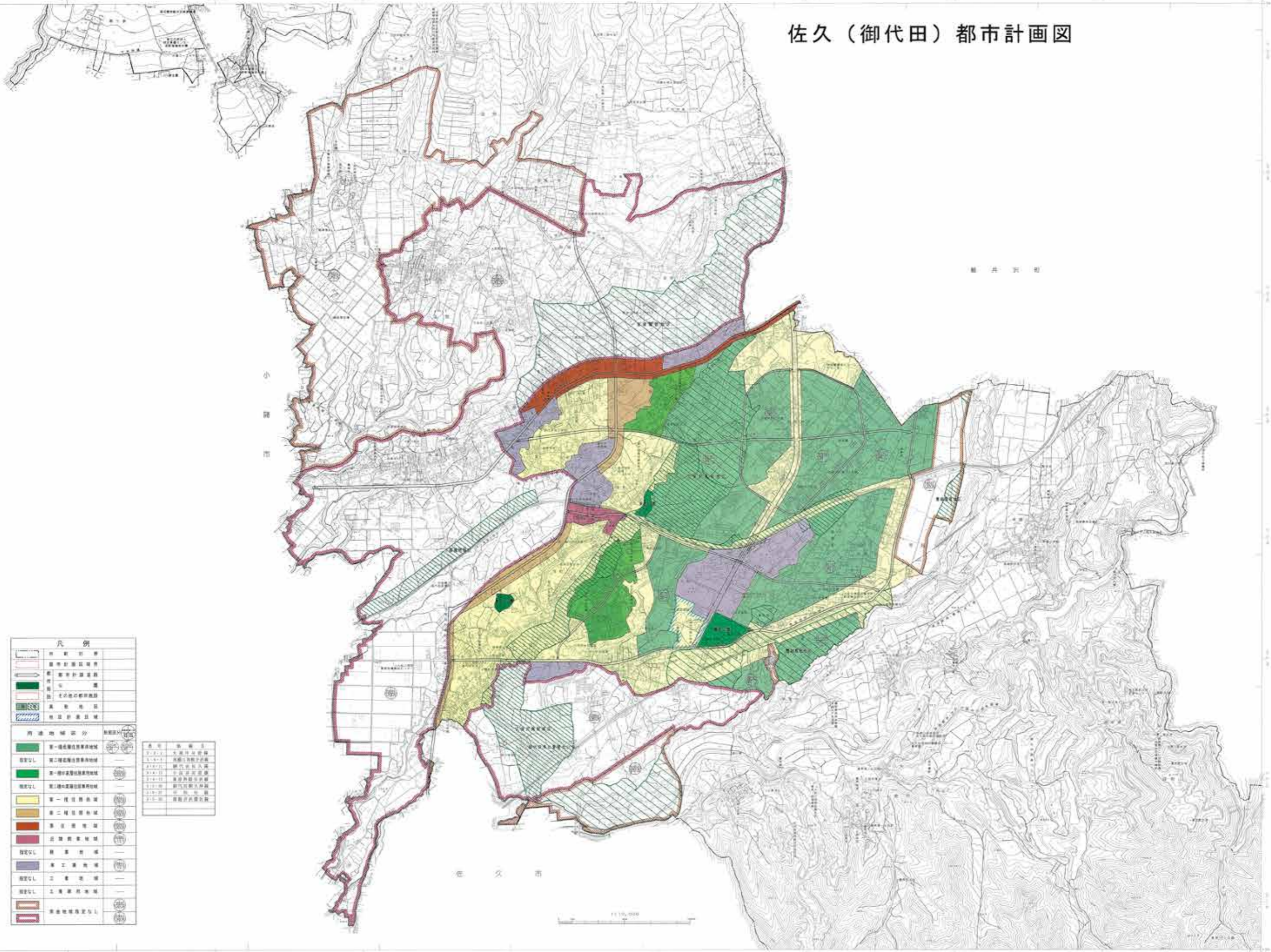
④ 関連計画（個別計画）

- 国土利用計画第二次御代田町計画
- 御代田町都市計画マスタープラン

佐久（御代田）都市計画図

平成二十二年六月

株式会社国測院



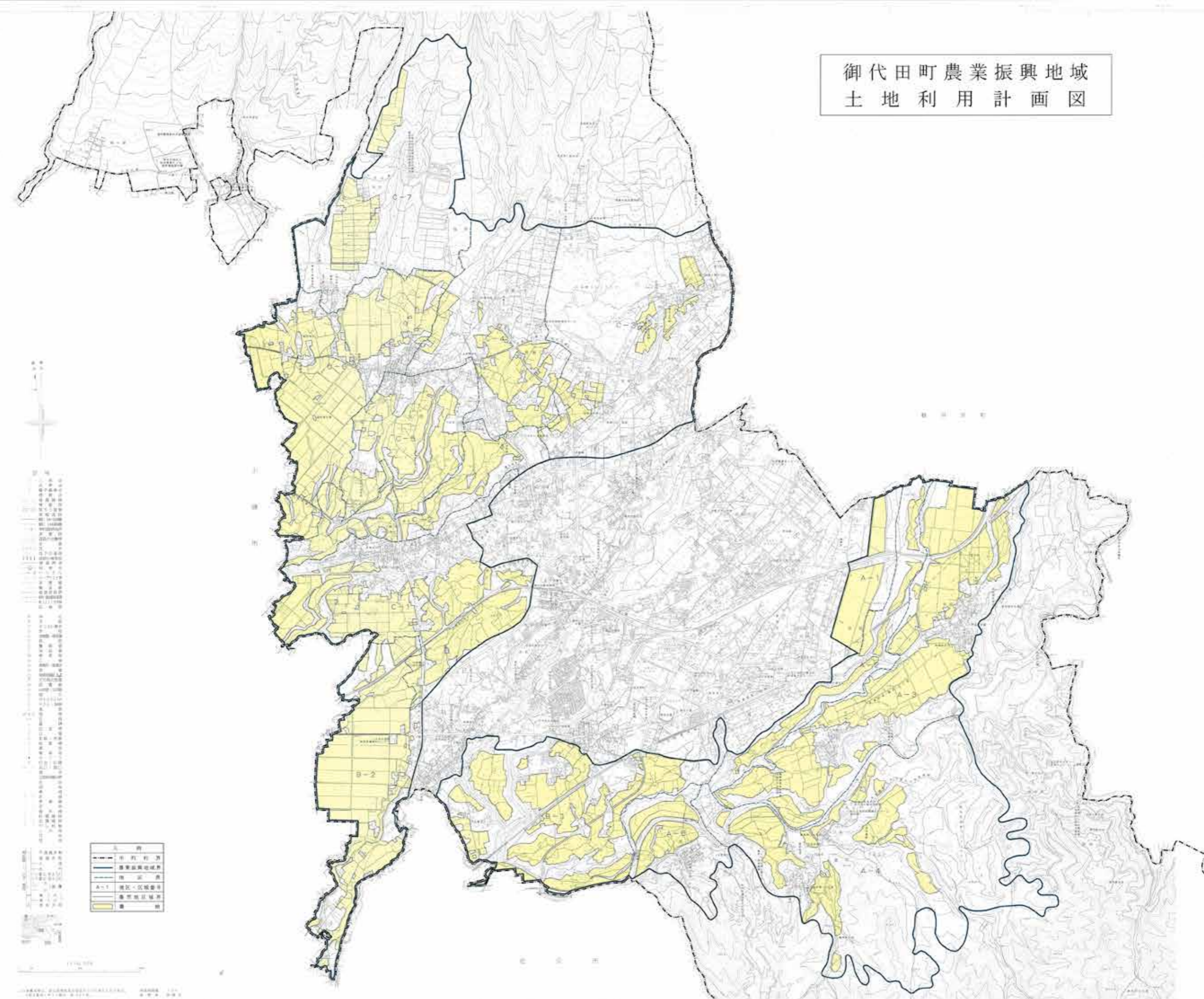
凡例	
	都市計画区域
	都市計画区域外
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	第三種住居地域
	第一種工業地域
	第二種工業地域
	第三種工業地域
	第一種商業地域
	第二種商業地域
	第一種公共施設地域
	第二種公共施設地域
	第三種公共施設地域
	第一種公園地域
	第二種公園地域
	第三種公園地域
	第一種緑地地域
	第二種緑地地域
	第三種緑地地域
	第一種河川敷地域
	第二種河川敷地域
	第三種河川敷地域
	第一種埋立地域
	第二種埋立地域
	第三種埋立地域
	第一種埋立地域
	第二種埋立地域
	第三種埋立地域

用途地域区分	制限事項
第一種住居地域	1. 用途制限 2. 高さ制限 3. 容積制限 4. 敷地面積制限 5. 建築面積制限 6. 延べ面積制限 7. 用途制限 8. 高さ制限 9. 容積制限 10. 敷地面積制限 11. 建築面積制限 12. 延べ面積制限
第二種住居地域	1. 用途制限 2. 高さ制限 3. 容積制限 4. 敷地面積制限 5. 建築面積制限 6. 延べ面積制限
第三種住居地域	1. 用途制限 2. 高さ制限 3. 容積制限 4. 敷地面積制限 5. 建築面積制限 6. 延べ面積制限
第一種工業地域	1. 用途制限 2. 高さ制限 3. 容積制限 4. 敷地面積制限 5. 建築面積制限 6. 延べ面積制限
第二種工業地域	1. 用途制限 2. 高さ制限 3. 容積制限 4. 敷地面積制限 5. 建築面積制限 6. 延べ面積制限
第三種工業地域	1. 用途制限 2. 高さ制限 3. 容積制限 4. 敷地面積制限 5. 建築面積制限 6. 延べ面積制限
第一種商業地域	1. 用途制限 2. 高さ制限 3. 容積制限 4. 敷地面積制限 5. 建築面積制限 6. 延べ面積制限
第二種商業地域	1. 用途制限 2. 高さ制限 3. 容積制限 4. 敷地面積制限 5. 建築面積制限 6. 延べ面積制限
第一種公共施設地域	1. 用途制限 2. 高さ制限 3. 容積制限 4. 敷地面積制限 5. 建築面積制限 6. 延べ面積制限
第二種公共施設地域	1. 用途制限 2. 高さ制限 3. 容積制限 4. 敷地面積制限 5. 建築面積制限 6. 延べ面積制限
第三種公共施設地域	1. 用途制限 2. 高さ制限 3. 容積制限 4. 敷地面積制限 5. 建築面積制限 6. 延べ面積制限
第一種公園地域	1. 用途制限 2. 高さ制限 3. 容積制限 4. 敷地面積制限 5. 建築面積制限 6. 延べ面積制限
第二種公園地域	1. 用途制限 2. 高さ制限 3. 容積制限 4. 敷地面積制限 5. 建築面積制限 6. 延べ面積制限
第三種公園地域	1. 用途制限 2. 高さ制限 3. 容積制限 4. 敷地面積制限 5. 建築面積制限 6. 延べ面積制限
第一種緑地地域	1. 用途制限 2. 高さ制限 3. 容積制限 4. 敷地面積制限 5. 建築面積制限 6. 延べ面積制限
第二種緑地地域	1. 用途制限 2. 高さ制限 3. 容積制限 4. 敷地面積制限 5. 建築面積制限 6. 延べ面積制限
第三種緑地地域	1. 用途制限 2. 高さ制限 3. 容積制限 4. 敷地面積制限 5. 建築面積制限 6. 延べ面積制限
第一種河川敷地域	1. 用途制限 2. 高さ制限 3. 容積制限 4. 敷地面積制限 5. 建築面積制限 6. 延べ面積制限
第二種河川敷地域	1. 用途制限 2. 高さ制限 3. 容積制限 4. 敷地面積制限 5. 建築面積制限 6. 延べ面積制限
第三種河川敷地域	1. 用途制限 2. 高さ制限 3. 容積制限 4. 敷地面積制限 5. 建築面積制限 6. 延べ面積制限
第一種埋立地域	1. 用途制限 2. 高さ制限 3. 容積制限 4. 敷地面積制限 5. 建築面積制限 6. 延べ面積制限
第二種埋立地域	1. 用途制限 2. 高さ制限 3. 容積制限 4. 敷地面積制限 5. 建築面積制限 6. 延べ面積制限
第三種埋立地域	1. 用途制限 2. 高さ制限 3. 容積制限 4. 敷地面積制限 5. 建築面積制限 6. 延べ面積制限



記号	説明
	都市計画区域
	都市計画区域外
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	第三種住居地域
	第一種工業地域
	第二種工業地域
	第三種工業地域
	第一種商業地域
	第二種商業地域
	第一種公共施設地域
	第二種公共施設地域
	第三種公共施設地域
	第一種公園地域
	第二種公園地域
	第三種公園地域
	第一種緑地地域
	第二種緑地地域
	第三種緑地地域
	第一種河川敷地域
	第二種河川敷地域
	第三種河川敷地域
	第一種埋立地域
	第二種埋立地域
	第三種埋立地域

御代田町農業振興地域 土地利用計画図



昭和十八年三月

御代田町

第3目 農業振興地域整備計画に基づく土地利用の推進

① 現状と課題

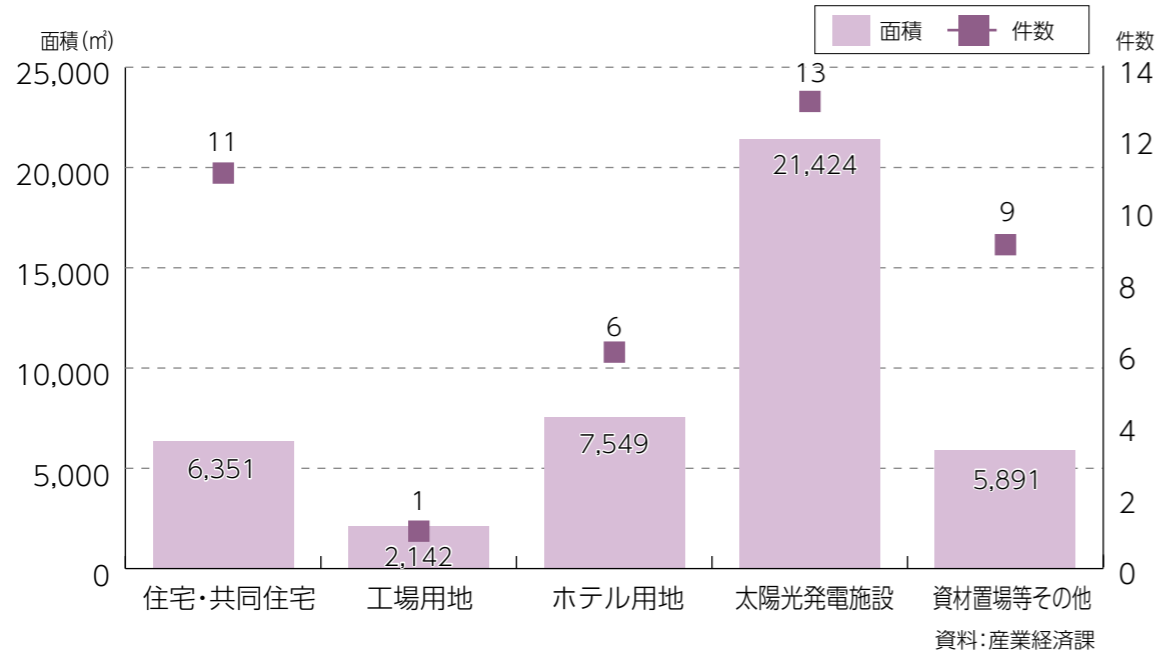
農業振興地域内の農地は、農産物生産機能のほか、自然環境の保全や防災など多面的かつ公益的機能を有しています。当町は、令和元(2019)年度現在、1,691haが農業振興地域として指定されています。そのうち776haを農業上の利用を図るべき土地の区域として農用地区域に設定しています。

当町の農用地区域内におけるほ場整備率は、水田が49%、畑が34%となっています。畑の灌がい施設も247haが整備済みとなるなど、農業生産基盤の整備を進めてきています。一方で、農業振興地域内の農用地区域外では、宅地

などへの転換が進み、農地と宅地などの混在化など土地利用上の問題が生じています。

今後においても、社会・経済的情勢の推移や地域の実情を考慮し、国土利用計画に基づき農業振興を図るべき地域とその他の土地利用を図るべき地域を明確にし、総合的な土地利用を図っていかねばなりません。また、特にほ場整備などの基盤整備を実施している農用地を優良農地として保全・管理しつつ、農業が産業として将来にわたって持続可能となるよう振興を図っていかねばなりません。

農用地区域からの除外の状況(H27-R1)



② 目指すべき姿

農業振興地域整備計画に基づき、優良農地が確保・利用されている状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
農業振興地域内の農用地面積	776ha	773ha
農用地区域内の農地利用集積面積	174ha	180ha

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 農業振興地域整備計画により、農業振興を図るべき地域の保全に努めます。
- ② 社会・経済情勢、地域の実情を考慮し、農業振興地域整備計画農用地区域への除外・編入などを行います。
- ③ 農地中間管理事業等を活用し、地域の中心となる経営体への農地の集積を促進します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
農業振興地域整備計画変更事業	特別管理としての総合見直しを実施します。また、必要に応じて一般管理による農業振興地域整備計画農用地区域の変更を行います。

④ 関連計画(個別計画)

- 御代田町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想

第4目 森林地域整備計画に基づく土地利用の推進

① 現状と課題

当町の森林面積は、町域の約59%を占めています。これらの森林のうち、国有林を除いた区域について「御代田町森林整備計画」を策定し、育林・森林基盤の整備目標などを定めて森林整備に努めています。

しかし、林業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあり、所有者の森林整備意欲の減退を招いて、手入れの行き届かない森林が増加の一途をたどっていました。

このような状況の中で、当町は平成13(2001)年度から森林整備に本格的に着手しました。国・県の補助金を受けて森林整備(間伐作業)を実施し、平成19(2007)年度末において約390haの森林整備を実施しました。

更に、平成20(2008)年度から森林づくり県民税の導入によって約436haを整備し、近年整備した森林の累計は約826haとなり、

民有人口林897haの約92%に達しています。しかし、整備を実施した森林においても、数年から10年後には再整備が必要となるため、これからも森林整備を継続して実施していく必要があります。

町では、平成30(2018)年度に令和11(2029)年を目標年次とする御代田町森林整備計画を策定しました。森林の持つ多面的機能を発揮させるため、町内の各地区の特性に合わせた、効率的かつ継続的な森林整備を進めるための基本方針を取りまとめています。

また、令和元(2019)年度からスタートした森林経営管理制度では、手入れの行き届かない森林の整備を自治体が介入して実施する仕組みとなっており、当町においても当該制度の枠組みの中で森林整備を推進していく必要があります。

② 目指すべき姿

森林整備計画に基づき、森林の持つ多面的機能(国土保全・災害防止・水源かん養など)を総合的かつ効果的に発揮させるため、必要な森林を確保・保全整備できている状態

指 標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
森林経営管理制度の枠組みの中での森林整備箇所	0か所	3か所
災害防止のための森林整備箇所 (安全が確保される主要なライフラインなどに隣接した森林の整備)	0か所	3か所

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 森林整備計画に基づき、必要な森林を確保し、保全整備を行います。
- ② 防災・減災につながる森林整備を行います。

●【主な事業】

事業名	事業内容
御代田町森林経営管理事業	経営や管理が適切に行われていない森林について、森林経営管理制度の枠組みに基づいた森林整備を実施します。
災害防止のための森林整備事業 (ライフラインなど保全対策)	防災・減災の観点から、ライフライン、河川沿いの倒木対策に係る森林整備を実施します。

第2項 国土地籍調査の推進

① 現状と課題

町では、昭和55(1980)年度に国土地籍調査事業に着手し、全町域5,879haのうち、国有林、ほ場整備地区などの2,296haを除く、3,583haを国土地籍調査区域として事業を進めています。

令和元(2019)年度時点の進捗状況は、一筆地調査を実施した区域が2,912ha、進捗率は81.27%、認証を受けて登記した区域が2,811ha、進捗率は78.45%となっています。

しかし、近年は補助金の交付額が少なく、補

助金が削減される年度もたびたびあり、調査区域の縮小が事業の進捗を大幅に遅らせています。令和元(2019)年度末において、未調査区域(軽井沢大橋以南の農地、別荘地、山林)は671haですが、町民の生活区域での国土地籍調査はほぼ完了しています。今後は、残された区域の事業完了と、茂沢以南の佐久市と隣接している山林区域の調査の方向性について、検討する必要があります。

② 目指すべき姿

完了地区の地籍情報の維持管理を適正に実施している状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
地籍調査登記完了面積	2,811ha	2,912ha
地籍情報維持管理データ更新	6回/年	6回/年

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 継続調査地区の完了と、今後の茂沢地区における地籍調査事業実施について検討します。
- ② 既存地籍調査成果資料(数値情報など)の適正な維持保全を継続実施します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
国土地籍調査事業	一筆毎の土地の調査を行い、その結果を地区(地籍図)及び簿冊(地籍簿)にまとめ、登記します。
地籍数値情報維持管理事業	国土地籍調査完了済み地区の筆界点、地籍図根点などの数値情報の更新と適正な維持保全を実施します。

第3項 道路網整備の推進

第1目 道路及び橋梁の整備

① 現状と課題

当町の道路網は、一般国道18号、主要地方道小諸軽井沢線及び一般県道借宿小諸線などの幹線道路により骨格をなし、県道や町道がこれを補完しています。

国道については、一般国道18号が東西に横断しており、4,331mと距離こそ短いものの、地形的な要因から急勾配やカーブが多く、交通事故多発区間となっています。このため、登坂車線や右折車線の設置と歩道などの安全施設の整備が課題となっています。

県道については、主要地方道が2路線、一般県道が5路線あり、いずれも拡幅や歩道の整備が必要です。特に交通量や歩行者などが多い主要地方道佐久軽井沢線及び一般県道借宿小諸線の歩道の整備が喫緊の課題となっています。

町道については、日常生活や生産活動の中で最も重要な役割を果たしていることから、積極的な整備が必要です。舗装率は年々上昇し、そ

のストックも相当量に達してきています。安全かつ円滑な交通に支障をきたさないよう定期的にアスファルト舗装を調査し、経済的かつ迅速に維持修繕を行い、供用性や安全性を確保していくことも重要な課題です。また、近年は、全国において、少しずつ道路の無電柱化が進められています。町道においても、地震災害時の輸送の確保や景観を重視する路線については、新規整備・改良の際に無電柱化の検討を行う必要があります。

橋梁については、橋長30m以上の橋が県道に久保沢橋ほか3橋、町道に故郷大橋ほか4橋あります。そのほかは規模の小さい橋が多く、県道に11橋、町道に50橋架かっており、全て永久橋ですが、建設されてから50年を経過する橋梁が半数を超え、老朽化への対応が課題となっています。

② 目指すべき姿

舗装長寿命化修繕計画及び橋梁長寿命化修繕計画に基づき、安全で快適な道路環境を創出できている状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
道路網の整備の住民満足度	満足31.8% 普通38.3% 不満29.9%	満足35.0%
歩道の整備延長	33,244m	34,514m

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 国道・県道の効率的・効果的な整備を道路管理者へ要請していきます。
- ② 町道の安全性・利便性を重視した幹線道路の整備と、歩行者の安全を確保するため、国の事業を活用して整備を進めていきます。
- ③ 景観、防災の観点から町道の無電柱化を検討します。
- ④ 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、定期的な診断、適切な維持管理を行い、安全・延命対策を推進します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
道路新設改良事業	地域の幹線道路の拡幅改良や通学路などの歩道整備を行います。
道路長寿命化事業	舗装長寿命化修繕計画に基づき、優先度の高い路線から舗装や側溝の修繕を行います。
橋梁長寿命化事業	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、優先度の高い橋梁から修繕を行います。

④ 関連計画（個別計画）

- 御代田町舗装長寿命化修繕計画
- 御代田町橋梁長寿命化修繕計画

第2目 都市計画道路の整備

① 現状と課題

都市計画道路の役割は、都市機能を充実させ、安全かつ円滑な交通の確保と快適な住環境を提供することです。この整備を促進することが、まちづくりを進める上で極めて重要な政策となります。

町の都市計画道路は、8路線、総延長26.01kmを計画決定しています。令和元（2019）年度末の整備済延長は、既成済を除いて、8.942kmで、整備率は34.4%となっています。また、計画決定以降、整備率の低い路線や未整備となっている路線もあります。整備が進まない要因は、計画決定から50年が経過し、「代替路線が存在する」「既存区画との不整合」「地形上施行困難」などが挙げられます。

現在は、役場庁舎移転や民間事業所の建築などにより交通環境が大きく変化し、住民の生活動線の変化も見られます。また、近年の防災意識の高まりから、緊急避難道路の確保も重要に

なっています。こうした社会情勢の変化を踏まえ、今後の御代田町らしいまちづくりの観点から考慮した都市計画道路のあり方について、具体的な検討を急務に行う必要があります。

優先的な検討として、町道南浦3号線を都市計画道路東原西軽井沢線の代替路線として整備し、この路線を軸とした都市計画道路の実現性や道路網の妥当性の検証などを行い、現行の都市計画道路を実現可能な路線にするための見直しを行う必要があります。

また、都市計画道路や幹線道路の街路灯の整備については、街路灯の老朽化も進んでいるため、施設改修の際には、照度を検証したうえで新たな街路灯の設置も視野に入れ、LED化を検討していく必要があります。

県道借宿小諸線の両側歩道整備及び県道御代田停車場線の拡幅については、引き続き長野県へ積極的に働きかけていく必要があります。

■都市計画道路の整備状況 (令和元（2019）年10月1日現在)

街路番号	路線名	計 画		整 備 済	
		延 長	幅 員	延 長	整 備 率
3. 2. 1	大林中央幹線	2,800m	36m		
3. 4. 4	馬瀬口西軽井沢線	4,350m	18m		
3. 4. 11	御代田佐久線	3,880m	18m	2,780m	
3. 4. 12	小田井向原線	4,820m	16m	1,570m	
3. 4. 13	東原西軽井沢線	3,100m	16m	330m	
3. 5. 26	御代田駅大林線	2,560m	12m	2,560m	
3. 5. 27	平和台線	1,200m	12m	1,032m	
3. 5. 28	西軽井沢環状線	3,300m	12m	670m	
計	8 路 線	26,010m		8,942m	34.4%

資料：建設水道課

② 目指すべき姿

都市の骨格を形成し、安全・安心で機能的かつ基幹的な都市交通として、都市計画道路が計画・整備されている状態

指 標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
都市計画道路の見直し	未着手	見直し済

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- 都市計画道路事業を実現可能なものにするため、現行の都市計画道路の見直しを行います。
- 都市計画道路東原西軽井沢線の整備に着手します。
- 街路灯の改修及びLED化を検討します。
- 県施行による道路整備を積極的に働きかけます。

●【主な事業】

事業名	事業内容
都市計画道路見直し検討事業	東原西軽井沢線を軸とした現行の都市計画道路の見直しを行います。
東原西軽井沢線整備事業	東原西軽井沢線の整備に着手します。

④ 関連計画（個別計画）

- 御代田町都市計画マスタープラン

第4項 公共交通・運輸の充実

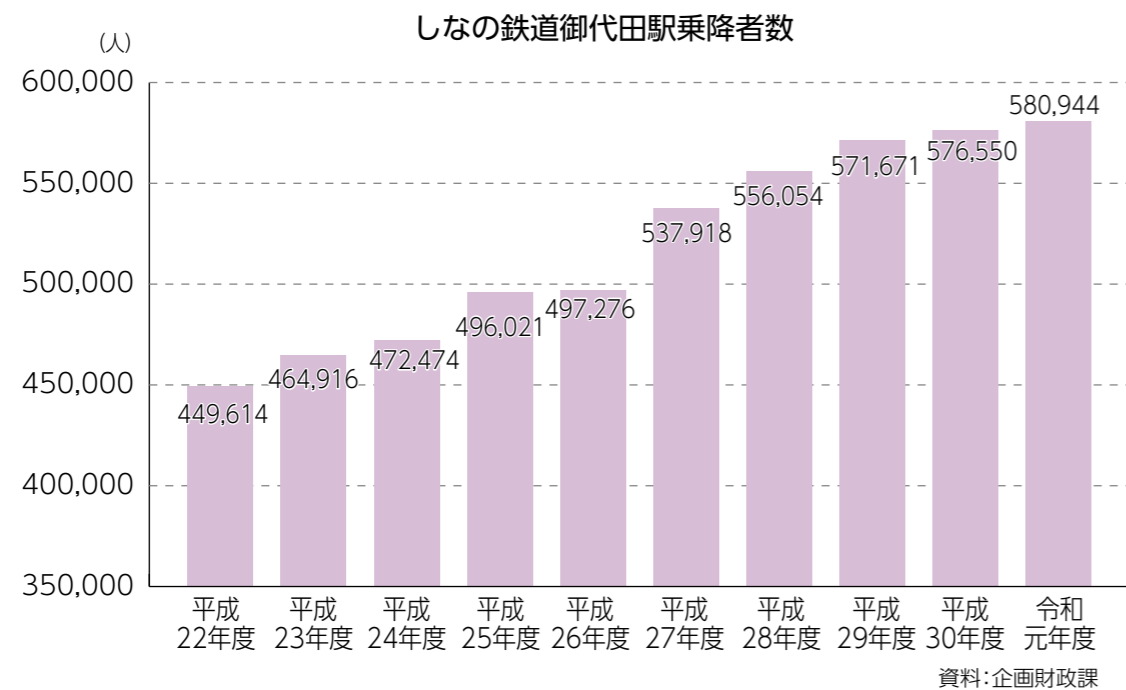
① 現状と課題

当町の公共交通機関は、しなの鉄道と路線バスの佐久御代田線が運行しています。しなの鉄道については、利用者の利便性向上やしなの鉄道全体の活性化を図ることを目的に、沿線自治体や関係団体と「しなの鉄道活性化協議会」を組織し、その中で小諸市と軽井沢町との共同事業により小諸－軽井沢間の増便事業を実施しています。御代田駅の乗降客数は、平成22(2010)年度以降増加傾向にあります。

路線バスについては、御代田駅と浅間総合病院を結ぶ佐久御代田線を佐久市と共同運行しています。利用者数は、平成25(2013)年度以降増加傾向にあります。この他に、70歳以上

の高齢者及び障がい者が利用できる「タクシー利用助成事業」を実施しています。また、民間の2団体が福祉有償運送に取り組んでいます。

上記のような取組みを進めてきましたが、住民アンケートでは、公共交通サービスの満足度は、他分野と比較しても突出して低い状況です。また、民間の公共交通は廃止や縮小傾向が加速しています。超高齢化社会の進展により、交通弱者は増加し続け、公共交通に対するニーズは益々高まる中で、公共交通の利便性を高めるとともに地域の実情に合わせた移動サービスを提供し、安心して快適に暮らせるまちづくりの実現を目指していく必要があります。



② 目指すべき姿

自家用車などの移動手段を持たない住民が、公共交通機関やその他の移動に関するサービスを利用して、移動したいときに移動できる状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
公共交通の住民満足度	満足12.5% 普通35.1% 不満52.4%	満足15.0%

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- 公共交通事業者及び近隣自治体との連携により、既存の公共交通サービスの維持・強化を図ります。
- 住民ニーズや社会情勢を的確に捉え、地域の実情に応じた公共交通サービスの見直しを行います。
- 高齢者、障がい者を対象としたタクシー利用助成事業を継続実施します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
しなの鉄道増便事業	小諸市・軽井沢町と連携し、小諸－軽井沢間の増便を継続実施します。
御代田駅北口検討事業	御代田駅の北口設置を検討します。
生活路線バス運行費補助金	佐久市と連携し、佐久御代田線の共同運行を継続実施します。
交通システムに関する調査、研究事業	住民ニーズや社会情勢を的確に捉え、地域の実情に応じた公共交通サービスの検討・見直しを行います。
タクシー利用助成事業	高齢者、障がい者の交通手段の確保を目的に、タクシー利用助成事業を継続実施します。

第5項 災害の未然防止

第1目 治山事業の促進

① 現状と課題

当町の浅間山南面の山麓と平尾富士・森泉山北面の山麓とその間を流れる湯川に沿った沖積地帯は、浅間山から噴出した火砕流や軽石などの非固結の堆積物に覆われた上に土砂が分布し、森林が形成されています。そのため、活火山特有の砂礫に富む岩石地は、植生が貧弱で土壌もほとんどなく起伏に富んだ急峻な地形であり、台風や局所的な短時間豪雨による自然災害が発生しやすい立地条件といえます。特に近年は、開発などによる森林伐採の増加に伴い、森林の持つ山地災害防止機能への影響が懸念されています。

昭和25(1950)年には、塩野にある舟ヶ沢から土石流災害が発生し、3名の尊い人命が

失われました。現在舟ヶ沢周辺は、土砂流出防備保安林に指定され、治山堰堤群が構築されていますが、下流に人家がある状況は変わりありません。今後、想定を超えるような雨量に対応できるように、既存堰堤を含めた防災機能の強化など、上流部の総合的な災害対策が必要になります。

森林は、洪水や濁水を緩和し、水質を浄化する水源かん養、土砂の流出や崩壊を防止する山地災害防止機能や温暖化防止などの公益的な機能を担っています。

今後も森林の公益的機能の維持向上を図り、安全で安心できる生活環境を保持するため、予防治山に努めていく必要があります。

■保安林の状況 (単位：ha・%)

	森林面積	保安林				計	保安林比率
		水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	土砂崩壊防備保安林	その他保安林		
国有林	1,983	1,841.6	43.0	—	12.1	1,896.7	95.6
民有林	1,468	18.2	91.0	0.5	0.6	110.3	7.5

資料：「千曲川上流国有林の地域別の森林計画書・長野県民有林の現状(R2)」

② 目指すべき姿

台風や豪雨による危害が住民に及ぶおそれのない災害に強い状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
保安林の新規指定箇所	1か所	3か所

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- 急傾斜地などの危険箇所を把握し、保安林指定地での治山事業採択を要望します。
- 森林伐採を伴う林地開発行為などに対しては、御代田町環境保全条例に基づく適切な指導を行い、森林の持つ山地災害防止機能の健全な維持に努めます。
- 国有林内の舟ヶ沢における災害対策の強化を林野庁へ働きかけるとともに、町としても災害対策を実施します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
保安林指定促進事業	必要に応じて、予防治山に必要な保安林指定に関し、地権者などへの理解を求め指定します。

④ 関連計画(個別計画)

- 御代田町森林整備計画

第2目 治水事業の促進

① 現状と課題

当町の河川は、1級河川が3河川で延長13.0km、準用河川が3河川で延長8.8kmあり、いずれの河川も急勾配で狭小になっています。1級河川の3河川は土石流危険渓流にも指定されており、豪雨時の危険性があります。

現在の河川改修は、小規模な修繕工事がほとんどであり、大規模な河川改修となると災害復旧事業に頼らざるを得ない状況で、治水対策としては十分ではありません。

1級河川は県管理、準用河川・普通河川は町管理になっています。平常時に河川パトロールを行い、河川構造物の設置状況や浸食箇所などを把握し、増水時の危険防止に努めていく必要があります。

また、近年の水害の激甚化などを踏まえ、令和元(2019)年12月に国において定められた「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、国土交通省

所管ダム及び湯川ダムなどの河川法の許可を受けて設置された利水ダムを対象に、事前放流を実施するに当たっての基本事項が取りまとめられました。県では、この基本事項に基づき、湯川ダムを含む県が管理するダムにおいて、基準降雨量を上回る大雨が予想される場合に、ダム下流の洪水被害の防止などを図るため、令和2(2020)年の出水期から、あらかじめダムの水位を下げる「事前放流」の運用を開始しました。町も、県と連携を図りながら、洪水被害の防止に努めていく必要があります。

なお、令和元(2019)年には、台風による河川氾濫などの大規模な災害が全国で相次いだことから、国では、河道内の堆積土砂の除去や立木の伐採を推進し、河川の排水能力を回復させるため、地方公共団体が単独事業として実施できる緊急浚渫推進事業を創設しました。町でも、浸水被害の軽減を図るため、新たな制度を積極的に活用していく必要があります。

■河川の状況 (単位：m)

	河川名	延長		河川名	延長
一級河川	湯川	4,500	準用河川	久能沢川	2,900
	濁川	7,000		滝沢川	4,000
	繰矢川	1,500		重ノ久保川	1,900

資料：建設水道課

② 目指すべき姿

台風や豪雨による危害が住民に及ぶおそれのない災害に強い状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
河川パトロール回数	6回/年	12回/年

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- 河川パトロールを定期的に行い、危険箇所を把握し改修に努めます。
- 県管理の1級河川の改修を要請します。
- 緊急浚渫推進事業により、河川の整備を進めます。

●【主な事業】

事業名	事業内容
河川維持補修工事	危険箇所の改修を行います。
緊急浚渫推進事業	準用河川及び普通河川の堆積土砂の除去や立木の伐採を行います。

④ 関連計画(個別計画)

- 緊急浚渫推進事業計画

第6項 景観形成の推進

① 現状と課題

当町は、浅間山とその裾野に広がる自然環境に恵まれ、田園と街並みが渾然一体となった景観が魅力です。良好な景観は、将来にわたり国民の共通の資産として、適正な制限の下に調和のとれた土地利用がなされ、地域の個性及び特色のある多様な形成が図られなければなりません。また、地域の自然・歴史・文化などと住民の生活及び経済活動との調和に十分配慮した上で、景観形成を推進していく必要があります。

当町は、長野県景観条例の「浅間山麓景観育成重点地域」に指定されています。現在は、大林地区景観形成住民協定及び向原地区雪窓向原線沿線住民協定を締結し、それぞれの地域にふさわしい景観形成に貢献しています。

屋外広告物については、長野県屋外広告物条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、許可事務を行っています。

町内には、国道18号をはじめとする広告物禁止区域が設けられ、広告物の表示が制限されていますが、景観と経済活動の両面に配慮した指導が必要になっています。

また、土地に自立して設置する太陽光発電設備については、再生可能エネルギーの推進をけん引している一方で、景観・防災・環境影響への懸念から住民の関心が高くなってきています。施設を設置する際には、設置場所の検討から施設の撤去処分に至るまで多角的に検証し、地域住民に対する丁寧な説明と十分な理解を求め、事業を行う必要があります。そのため、町では「御代田町太陽光発電事業の適正な実施に関するガイドライン」を定め、事業者の責務を明らかにしています。引き続き、このガイドラインにより適正な指導を行っていくことが重要です。

② 目指すべき姿

良好な景観の維持と経済活動の両面に配慮した景観形成が図られている状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
景観の満足度	満足38.1% 普通45.8% 不満16.1%	満足40.0%

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 景観への意識高揚のため景観推進協議会の活動を支援します。
- ② 定期パトロールを実施し、違反広告表示に対して是正指導を行います。
- ③ 公共広告物を設置する際には、町のCIマニュアル及び長野県案内標識整備指針に基づき設置します。
- ④ 景観保全のため太陽光発電事業の適正な実施に関するガイドラインに沿った適正な指導を行います。

●【主な事業】

事業名	事業内容
景観推進協議会への支援	景観活動を推進する団体の景観形成事業を支援します。
景観パトロール事業	定期的に町内をパトロールし、違反広告物などに対して是正指導を行います。

第2節 生活環境の整備

第1項 住宅整備の確立

第1目 町営住宅の整備

① 現状と課題

町内の公営住宅は、町営住宅平和台団地が10棟37戸、町営住宅桜ヶ丘団地が7棟102戸、厚生住宅が22棟、県営住宅平和台団地が2棟50戸あります。

町営住宅平和台団地は、昭和45（1970）年度から昭和48（1973）年度に21棟79戸と集会所1棟を建設しました。建物の耐用年数30年を大幅に超過し、老朽化と耐震基準を満たしていないため、平成21（2009）年度から新たな入居を停止しています。平成25（2013）年度から平成27（2015）年度には、町道児玉荒町線の道路改良に伴い11棟42戸と集会所を除却し、除却対象となった棟の入居者は、民間賃貸住宅又は町営住宅の別の棟へ転居しました。現在の入居者の殆どが入居の継続を希望しています。また、3分の2以上が老人世帯であり、減免世帯も多いため、安易に転居できない状況です。しかし、入居者の安全面などを考慮すると、点在する入居住戸を集約し、必要最小限の改修をした上で、期限を切って民間賃貸住宅や町営住宅桜ヶ丘団地へ転居するなどの具体的な転居の方法について検討する必要があります。

町営住宅桜ヶ丘団地は、平成5（1993）年度から平成14（2002）年度に7棟102戸を建設し、1号棟は建築から25年が経過してい

ます。建物の耐用年数は70年で、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図るため、平成24（2012）年度に長寿命化計画を策定し、令和4（2022）年度までの改修を計画しました。しかし、その改修費用が多額であることから、計画どおりの改修に至っていないため、経常的な維持補修により施設を管理しています。将来の施設管理については、民間事業者へ委託する管理代行制度の導入などを検討していく必要があります。民間事業者へ委託する場合でも、構造上の重要な部分である屋根、外壁などの改修を行った上で委託しなければなりません。そのため、長寿命化計画を継続して策定し、計画に基づいた改修をする必要があります。

また、近年の入居者の需要は、ひとり親世帯や転入による若夫婦世帯の入居希望が増加傾向にあります。空き部屋を作らないためにも入居要件を検討する必要があります。

耐用年数30年を経過している厚生住宅は、入居者が退去した場合、土地所有者と協議の上、入居者と土地所有者が同一の場合に用途廃止及び払い下げを実施しています。また、入居者が退去した建物については、土地所有者と協議の上、建物を取り壊しています。

町営・県営住宅の状況

建設年度	昭和45~48	昭和57~63	平成元~3	平成5	平成6~7	平成8~9	平成10~11	平成12~13	平成14~15	計
桜ヶ丘 町営				RC 18戸	RC 24戸	RC 12戸	RC 12戸	RC 18戸	RC 18戸	102戸
平和台	町営	簡平 37戸								37戸
	県営					RC 32戸	RC 18戸			50戸
厚生住宅		13戸	4戸	1戸	1戸	1戸	1戸	1戸		22戸
計	37戸	13戸	4戸	19戸	25戸	45戸	31戸	19戸	18戸	211戸

資料：建設水道課

② 目指すべき姿

入居者が安全に安心して利用できる状態

指 標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
町営住宅桜ヶ丘団地入居世帯数	89世帯	102世帯
耐震化率（厚生住宅含む）	76.9%	100%

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- 町営住宅平和台団地の用途廃止及び入居者の転居について検討します。
- 社会情勢や入居希望者のニーズを的確に捉え、町営住宅桜ヶ丘団地の入居要件を検討し、入居を促進します。
- 町営住宅の適切な維持管理を実施します。
- 町営住宅桜ヶ丘団地の長寿命化計画に基づいた改修により、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を推進します。
- 町営住宅桜ヶ丘団地の民間事業者への管理代行などを検討します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
町営住宅平和台団地入居者転居支援事業	町営住宅平和台団地入居者の転居に向けた支援策を検討します。
町営住宅管理条例及び関係例規などの見直し事業	入居者のニーズに応じた町営住宅桜ヶ丘団地の入居要件を検討します。
町営住宅維持補修事業	町の負担とする維持補修のうち、補助事業以外の簡易なものの維持補修を実施します。
長寿命化計画更新事業	現在の長寿命化計画を更新し、次期長寿命化計画に基づく施設の改修に向け、有利な補助事業などを検討し実施します。

④ 関連計画（個別計画）

- 御代田町公営住宅等長寿命化計画

第2目 住宅建設の推進

① 現状と課題

当町の過去5年間の状況を見ると、住宅の新築などの推移は増加傾向にあります。また、御代田町環境保全条例（以下「条例」という。）の規定による1,000㎡以上の開発行為の届出による宅地分譲が19か所となっています。

町内の良好な自然環境と生活環境は、条例により、開発行為の適正化を図りながら指導・誘導などを行い維持されてきました。また、長野県景観条例の浅間山麓景観形成重点地域の指定を受け、景観に配慮した住宅建築などの指導も行ってきました。当町の良好な自然環境と住環境の保全を図る上での規制は重要です。その一方で、地域社会を持続させて行くためには、民

間事業者による宅地分譲などの事業活動が必要です。

そのため、近隣市町の状況を把握した上で、良好な自然環境と住環境の保全を図ることを念頭に、条例及び関係法令の改正を検討する必要があります。

今後も、住宅建設を推進していく中で、自然環境と生活環境を保全しながら、地域の景観形成と良好な住環境の形成を図っていく必要があります。また、民間が行う宅地分譲などについては、引き続き住居系用途地域への誘導を図る必要があります。

■住宅新築などの推移

区分	年次	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	計
新築		56棟	68棟	83棟	82棟	106棟	395棟
増築		3棟	2棟	5棟	4棟	1棟	15棟
アパート		5棟	10棟	6棟	9棟	5棟	35棟
計		64棟	80棟	94棟	95棟	112棟	445棟

資料：税務課

② 目指すべき姿

法令などの適正運用に基づき、民間事業者などにより適正な住宅地整備が実施されている状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
住宅環境満足度	満足31.8% 普通51.0% 不満17.2%	満足33.5%

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- 御代田町環境保全条例及び関係例規の法的根拠に基づいた適正な運用により、良好な住環境の形成を図ります。
- 宅地分譲などについては、引き続き、住居系用途地域への誘導を図ります。

●【主な事業】

事業名	事業内容
環境保全条例・開発指導要綱検討事業	時代に即した条例・要綱とするため、必要に応じて改正します。

④ 関連計画（個別計画）

- 御代田町都市計画マスタープラン

第3目 空き家等対策の推進

① 現状と課題

少子高齢化や人口減少などの理由により、全国的に空き家が増加しています。適切な管理が行われていない空き家は、地域の防犯・防災・生活環境などに深刻な影響を及ぼすため、社会問題となっています。

当町の空き家の状況は、平成27(2015)年度の空き家実態調査によると、建物総数(家屋課税より)12,097戸中、空き家の可能性が高いと判断された建物は398戸で全体の3.29%を占めています。このうち、特定空家になる可能性がある建物は79戸で、「損傷はみられるが、当面の危険性はない建物(多少の改修工事により再利用が可能)」が63戸、「今すぐに倒壊や建築材の飛散などの危険性はないが、損傷が激しい建物(老朽化が著しい)」が16戸でした。

当町全体の高齢化率をみても、平成28(2016)年4月が25.4%でしたが、令和2(2020)年4月では27.5%と全体的に2.1ポイント増加しています。なかでも草越区は44.3%(6.0ポイント増加)、広戸区は41.3%(5.4ポイント増加)、豊昇区は62.0%(1.1

ポイント増加)、面替区は56.8%(8.4ポイント増加)、平和台区は43.3%(3.2ポイント増加)となっており、他の地区と比較して高い率になっています。今後、ますます高齢化が進むと、自宅を所有する高齢者が高齢者施設や子供の住居に転居することが予想され、空き家が増加することが懸念されます。

平成27(2015)年度の空き家実態調査における追跡調査を実施し、所有者などへの適切な管理を促すとともに、「空家等対策の推進に関する特別措置法」による手続を視野に入れた運用をしていく必要があります。

町における空き家の活用事業は、空き家バンク事業を実施しているほか「御代田町空家改修等補助金交付要綱」による、空き家の改修に係る費用の補助事業を実施しています。しかし、空家改修等補助事業は、令和4(2022)年3月31日で失効する予定のため、町内の空き家の状況を把握し、補助制度の評価を踏まえ事業の継続などについて検討するとともに空き家バンクへの登録と活用を推進していく必要があります。

■ 空き家バンク登録数の推移

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	計
3件	3件	8件	5件	8件	27件

資料:企画財政課

② 目指すべき姿

空き家が有効活用又は解消され、定住人口などの増加につながり、周辺環境に影響を及ぼさない状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
特定空家可能性建物数	79戸	75戸
空き家バンク登録件数	累計27件	累計40件
空き家率	3.3%	3.0%

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 空き家実態調査の追跡調査を実施し、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある空き家の所有者に対し、適切な措置を講じるよう促します。必要に応じ、空家特措法による施策を検討します。
- ② 空き家等対策計画の策定及び計画に基づく対策の実施を検討し、空き家解消を推進します。
- ③ 空き家バンクへの登録と活用件数の増加を推進します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
空き家実態追跡調査事業	平成27年度実施の空き家実態調査のフォローアップを行います。
空き家等対策計画の策定及び計画に基づく対策検討事業	空き家等対策特措法の規定に基づく、国が定めた基本指針に即して、町の実情に合わせた総合的かつ計画的な町の空き家等対策の基礎となるものの策定を検討します。
空き家活用事業	空き家実態調査に基づき、所有者に対する空き家バンクへの登録と移住希望者などへのマッチングを行います。

第2項 上水道整備の推進

① 現状と課題

町営水道は、平成26(2014)年4月から小沼地区簡易水道と御代田町簡易水道を統合し、新たに御代田小沼水道として運営しています。当町の主な水道は、御代田小沼水道と佐久水道企業団から供給されています。水道は、町民の生活を支える欠かすことのできない重要な基盤施設ですが、人口減少社会の到来などにより、将来の水需要は、横ばいあるいは微減になることが予測されます。町営水道の配水能力(※1)は3,620m³/日で平均配水量(※2)が3,200m³/日のため、水の供給能力には問題ありませんが、平均有収水量(※3)が2,150m³/日となっており配水量と有収水量に大きな開きがあります。これは管路の老朽化などによる漏水が主な要因と考えられ、今後の有収率(※4)を改善していくためにも漏水調査、修繕を実施していくことが必要です。

町営水道の管路総延長約80kmのうち、耐用年数を超えた管路延長は令和元(2019)年度時点で4.3km(5.45%)となっており、令和7(2025)年度には8.8km(11%)になる見

込みです。管路の老朽化は、漏水やそれに伴う道路の陥没などの原因となり、そうした管路の更新には多大な費用が必要になることから、計画的に更新していくことが重要です。

安全、安心な水を届けるため、町営水道では水道法に基づく水質検査を行っていますが、伏流水を取水している寺沢水源及び蟻ヶ沢水源については、クリプトスポリジウムなどによる汚染のおそれがあるため、対策を講じていく必要があります。

- ※1 配水能力：水道事業者の配水池などから一日あたりに配水可能な水量
- ※2 平均配水量：水道事業者の配水池などから配水された水量を年日数で除したものの
- ※3 平均有収水量：水道料金徴収の対象となった水量を年日数で除したものの
- ※4 有収率：浄水場などから供給した水量(配水量)に対する、水道料金の徴収対象となった水量(有収水量)の割合を示す数値

■水道別の給水状況

所管	水道名	給水区域	計画給水人口(人)	給水区域内		現在給水		平成30年度年間配水量C(m ³)	平成30年度年間有収水量D(m ³)	給水率B/A(%)	有収率D/C(%)
				世帯数(世帯)	人口A(人)	世帯数(世帯)	人口B(人)				
佐久水道企業団	上水道	御代田(西軽井沢を除く)、草越の内原、馬瀬口の内桜ヶ丘の一部、面替、草越・広戸、豊昇(久能・梨沢)	8,076	3,494	8,101	3,443	8,101	14,880,295※	12,783,083※	100.0	85.9
御代田	上水道	小沼地区・西軽井沢地区	7,670	3,425	7,478	3,424	7,476	1,163,978	782,621	99.9	67.2
合計			15,746	6,919	15,579	6,867	15,577	16,044,273	13,565,704	99.9	84.6

※佐久水道企業団の年間配水量及び有収水量は、佐久水道企業団全体数値

(資料：佐久水道企業団・建設水道課)

② 目指すべき姿

安心安全な水道水を安定供給できる状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
管路更新延長	0.872km	1km(単年)
有収率	67%	70%

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 将来の更新需要を考慮して、計画的な更新工事を行います。
- ② 費用対効果を考慮した上で、施設規模適正化のため有収率の向上を図ります。
- ③ 安心して飲める水道水としての水質を維持します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
管路更新事業	老朽化している管路について、計画的な布設替え工事を行います。
漏水調査事業	有収率を改善するため、町営水道管内を水系ごとに分けて漏水調査を行います。
水質検査事業	安心、安全な水を供給するため、水道法施行規則に基づき水質検査を行います。
寺沢配水池膜ろ過装置設置事業	クリプトスポリジウムなどによる汚染のおそれのある寺沢配水池に膜ろ過装置を設置します。

④ 関連計画(個別計画)

- 御代田小沼水道事業ビジョン

第3項 汚水処理対策の推進

① 現状と課題

下水道は、環境衛生の向上、水域の水質保全を図るために欠かすことのできない公共性、公益性の高い重要な施設です。

当町の下水道事業は、平成2（1990）年度の事業着手以降、下水道管渠を延伸し、汚水処理区域を拡大させてきました。汚水の最終的な流入先である終末処理場（御代田浄化センター）は、平成5（1993）年度から建設工事に着手し、平成8（1996）年3月から下水道の供用開始となりました。その後、管渠整備の進捗により流入汚水量が増加したため、終末処理場の水処理施設を平成22（2010）年度に増設しました。

また、終末処理場の稼働開始から15年が経過し、設備機器の老朽化が進んでいることから、平成24（2012）年度に下水道長寿命化支援制度に基づく施設の改築更新計画を策定し、平成26（2014）年度から施設の改築更新工事を進めてきました。

今後も施設の改築更新工事が必要となることから、中長期的な視点で老朽化の進展状況を捉えるため、令和2（2020）年度にストックマネジメント支援制度に基づく再構築基本計画を策定し、ライフサイクルコストの低減を図りながら改築更新工事を進める必要があります。

公共下水道の水洗化率については、令和元（2019）年度現在で88.8%です。今後も環境衛生の向上、水域の水質保全を図るため、更なる水洗化率向上に努めていく必要があります。

草越・広戸地区の農業集落排水事業は、平

成6（1994）年度から工事着手し、平成10（1998）年度に管路及び処理場の全工事が完了し、令和元（2019）年度の水洗化率は93.9%となっています。

下水道の供用開始から22年が経過し、設備機器の老朽化が進んでいることから、令和2（2020）年度に最適整備構想に基づく施設の更新計画を策定し、ライフサイクルコストの低減を図りながら改築更新工事を実施する必要があります。

今後、高齢化や人口減少などの進展により、使用料収入の減少や施設の稼働率低下が考えられることから、農業集落排水の公共下水道への事業統合を実施していく必要があります。統合に当たっては、全体的な事業効果や財源となる補助金及び都市計画区域などを十分に検討し、健全な経営に努める必要があります。これらの課題を解消し、平等な受益が得られるよう進める必要があります。

豊昇・面替地区の個別排水処理施設整備事業は、平成12（2000）年度から平成15（2003）年度までの4年間で合併処理浄化槽を設置し、令和元（2019）年度の水洗化率は97.7%となっています。経年劣化により合併処理浄化槽機器類の消耗が進んでいることから、施設を継続して機能するよう今後も適正な維持管理が必要になります。

上記3事業によらない浄化槽設置整備事業は、個人が設置する合併処理浄化槽による汚水

処理方法であり、平成5（1993）年度から設置者に工事費用の一部を補助しています。補助による設置基数は令和元（2019）年度末で658基となっています。

下水道事業は、地方財政法上の「公営企業」とされており、独立採算を原則としています。

事業を安定して継続していくには、事業の健全性と経営基盤の強化を図るとともに、財務状況や経営状況を明確化し、下水道施設の資産管理や安定した経営活動を実施するため、公営企業会計の導入が必要になります。

② 目指すべき姿

公共下水道の水洗化率向上に努め、河川の水質保全や快適な生活環境を推進し、健全な下水道経営を維持できる状態

指 標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
公共下水道の水洗化率	88.8%	92.0%
公共下水道の流入汚水量	1,285,506m ³	1,373,000m ³

参考：水洗化人口/水洗化可能人口=水洗化率（公共下水道事業計画区域）

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 下水道事業計画区域の見直しを実施し、必要に応じた下水道整備に努めます。
- ② 戸別訪問や広報活動を実施し、下水道事業への理解と水洗化率の向上に努めます。
- ③ 地方公営企業法に基づく公営企業会計を導入し、経営状況を明確化します。
- ④ 農業集落排水処理事業の公共下水道事業への統合を検討します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
下水計画区域見直し事業	必要に応じた下水計画区域の見直しを実施します。
下水道管路布設事業	下水道管路の布設工事を実施します。
戸別訪問、広報活動	戸別訪問や広報活動を実施し、下水道への接続を働きかけます。
公営企業会計の導入事業	計画策定・資産整理・会計システムの構築を実施します。

④ 関連計画（個別計画）

- 長野県下水道構想計画（水循環・資源循環のみち2015）
- 公共下水道事業ストックマネジメント全体計画
- 農業集落排水事業最適整備構想

第4項 環境の整備・衛生体制の確立

第1目 ごみ処理・清掃事業の推進

① 現状と課題

町では、ごみの減量化、資源化、分別収集の取り組みを進めています。近年では人口増加やひとり暮らし世帯の増加、核家族化、高齢化による排出形態・ごみ質の変化などにより、可燃ごみの発生量は増加傾向にあります。家庭から排出される可燃ごみには「雑がみ」が多く含まれており、他の資源物より再資源化されていない状況にあるため、平成30（2018）年度に雑がみ分別の啓発紙袋を作成し、可燃ごみへの雑紙混入率の抑制を図ってきています。今後も分別収集方法の見直しなどを進め、ごみの減量化を推進する必要があります。

これまで可燃ごみの処理は民間事業者に委託していましたが、将来に向けて安定的なごみ処理の確保を図るため、佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町の1市3町による「佐久市・北佐久郡環境施設組合」を平成26（2014）年10月に設立し、佐久平クリーンセンターが令和2（2020）年に本格稼働しました。

生ごみ処理については、浅麓環境施設組合の汚泥再生処理センターで資源化処理を行っています。周辺自治体との共同処理というメリットを生かすためにも、安全な処理の持続と効率運営を引き続き進める必要があります。

不燃ごみは、再利用できる金属類などを井戸沢最終処分場で取り除き、更に平成21（2009）

年度からは廃プラスチックの破砕機を導入し減容化して埋立処分をしてきました。また、平成24（2012）年度からは、最終処分場の延命化と資源化率を向上させるため、破砕した廃プラスチックを溶融スラグ・メタル・燃料ガスなどに変換する処理を民間事業者へ委託しています。今後も最終処分量の減量を進めるとともに、最終処分場の延命化に伴う、施設の長期使用に係る安全な処理の持続を図る必要があります。

ごみ集積所は、利用頻度が高く破損することも少なくありません。住民による適正な管理が行えるよう、区と連携していく必要があります。

道路及び空き地などへの多量又は大型家電類の不法投棄は減少しましたが、レジ袋などによる道路沿線や、水路などへの家庭ごみのポイ捨てが目立っています。今後も、啓発活動による予防と、不法投棄監視連絡による速やかな事後対応を図る必要があります。

家庭の庭先、畑などでの野外焼却が今も行われています。ごみの野外焼却は、ダイオキシンなどの有害物質を発生させるおそれがあり、大気汚染や健康への影響が懸念されることから原則禁止となっています。今後も野外焼却を行わないよう、法律に基づいた適正な廃棄物処理について一層の啓発を進める必要があります。

■ごみ発生量の状況 (単位：t)

年度	種別	家庭系ごみ			事業系ごみ			合計		
		可燃	不燃	計	可燃	不燃	計	可燃	不燃	計
平成26		849	121	970	602	28	630	1,451	149	1,600
平成27		867	112	979	607	29	636	1,474	141	1,615
平成28		906	110	1,016	630	29	659	1,536	139	1,675
平成29		891	112	1,003	674	26	700	1,565	138	1,703
平成30		915	122	1,037	650	30	680	1,565	152	1,717
令和元		937	130	1,067	621	30	651	1,558	160	1,718

資料：町民課

② 目指すべき姿

リユース・リデュース・リサイクルにより最終処分する廃棄物を減らし、資源循環型社会が形成され、かつ不法投棄・ポイ捨てのない状態

指 標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
可燃ごみの排出量	1,558 t	1,654 t

※過去6年間の可燃ごみの増加量(107t)から、その1割を削減した増加量(96t)を現状(R1年度)の1,558tに加算し、目標(R7年度)を1,654tとした。

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① ごみの資源化、減量化、適正な廃棄物処理について、環境教育、広報啓発に取り組みます。
- ② 町民、事業者、町が連携した協働体制のもと、ごみの排出削減、分別収集、適正処理を推進します。
- ③ 必要に応じ各区の集積所を整備し、住民による適正な管理が行えるよう、区と連携を図ります。
- ④ 「佐久市・北佐久郡環境施設組合」による佐久平クリーンセンターでの安定した可燃ごみ処理を推進します。
- ⑤ 広報紙に不法投棄や回収の実態を掲載し啓発を行います。
- ⑥ 各区、地域での環境美化活動を促進します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
佐久平クリーンセンター運営事業	佐久平クリーンセンターの運営により可燃ごみの安定処理を行います。
雑紙分別の啓発事業	可燃ごみ削減を啓発します。
ポイ捨て美化推進事業	地域における美化活動を行います。

④ 関連計画（個別計画）

- 御代田町一般廃棄物処理基本計画
- 御代田町災害廃棄物処理計画
- 御代田町生活排水処理基本計画

第2目 環境保全の推進

① 現状と課題

町では、平成元（1989）年6月に『良好な自然環境及び生活環境を保全するとともに住民の健康で快適な生活を確保するため必要な事項を定め、もって住み良い郷土の実現を期すること』を目的に「御代田町環境保全条例」（以下、「環境保全条例」という。）を施行しました。内容は、開発行為の適正化・公害の防止・地下水の保全・空地等の環境保全について規定しています。

環境保全条例をより具体化し、住環境確保と節度ある開発を期するために、平成2（1990）年4月、「御代田町開発指導要綱」（以下、「開発指導要綱」という。）を施行しました。その後、平成9（1997）年12月、地価下落の状況と需要を考慮し、最低区画規模を全町画一的に要求することは、土地取引に影響を及ぼすとの考えから、宅地開発における1区画面積を御代田町全域が300㎡以上であったものを都市計画用途地域内において250㎡以上、都市計画用途地域内以外の都市計画区域内において270㎡以上、それ以外の地域において300㎡以上とする緩和を行いました。平成18（2006）年3月には形質変更を位置づける規則改正を行い、平成22（2010）年3月には区画変更の位置付けを行う規則改正を行いました。

再生可能エネルギーについては、国の活用政策の推進に伴い、土地に自立する太陽光発電設備設置が増加してきました。設置の際のトラブ

ル回避、災害の未然防止を図ることを目的として、形質変更が無くとも、設置自体に届出が必要となる規則改正を平成27（2015）年に行い、令和2（2020）年4月には「御代田町太陽光発電設備の適正な実施に関するガイドライン」を策定し、事業者などが遵守すべき事項を明示しました。

地下水については、平成23（2011）年12月、佐久地域の11市町村と東御市により、「地下水や湧水等の水資源は地域共有の財産としての公水である」との認識のもと、地域全体で保全に努めるとした共同声明を行いました。共同声明に基づき、当町の良好な自然環境が地域で共有する財産であることを認識する旨の条文を盛り込む条例改正を平成24（2012）年9月に行いました。

町は地域の環境政策を担う主体であり、最前線の立場に置かれています。地域の環境と環境保全、地域開発の方針を定める上で、地域の各主体（個人、家庭、自治会、企業、NPOなど）間の調整役を果たさなければなりません。

また、快適な住み良い生活環境を創造し、持続可能な御代田町であり続けるために、町民・事業者・行政が一体となった地域の環境保全への取り組みが必要です。そのためには、社会情勢の変化に対応するなど時代の求めに応じた環境保全条例・開発指導要綱でなければなりません。

■ 条例による1,000㎡以上の宅地分譲及び太陽光発電設備の推移

区分	年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
宅地分譲		1か所	3か所	7か所	1か所	7か所
太陽光発電		17か所	10か所	12か所	6か所	2か所

資料：建設水道課

② 目指すべき姿

時代に即した環境保全条例、開発指導要綱に基づき、町民・事業者・行政が一体となって良好な自然環境及び生活環境の保全に取り組んでいる状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
自然環境の満足度	満足33.8% 普通52.6% 不満13.6%	満足38.0%
住宅環境の満足度	満足31.8% 普通51.0% 不満17.2%	満足33.5%

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 町民・事業者・行政が一体となった地域の環境保全の取り組みを推進します。
- ② 環境保全条例・開発指導要綱の目的を達成するために、社会情勢を把握し、時代の求めに応じて改正を行います。
- ③ 太陽光発電設備の設置を含む開発行為に対し、環境保全条例や太陽光発電事業の適正な実施に関するガイドラインに基づいた適正な指導、誘導を行います。
- ④ 水資源が地域で共有する財産であることを認識し、水質保全のための監視強化を図ります。
- ⑤ 騒音、振動、悪臭に対して適正な指導を行います。

●【主な事業】

事業名	事業内容
環境保全条例・開発指導要綱検討事業	時代に即した条例・要綱とするため、必要に応じて改正します。

④ 関連計画（個別計画）

- 国土利用計画第二次御代田町計画
- 御代田町都市計画マスタープラン
- 御代田町農業振興地域整備計画
- 御代田町森林整備計画

第5項 公園・緑地の整備と保全

① 現状と課題

都市における公園と緑地は、良好な住環境の形成、レクリエーション利用、都市防災、自然環境の確保など多様な機能を有しています。

当町には、雪窓公園、やまゆり公園、龍神の杜公園の都市公園があるほか、浅間しゃくなげ公園やポケットパークなどのその他公園を有しており、都市公園は、災害時の避難場所にもなっています。また、都市計画法及び御代田町環境保全条例に規定する宅地の造成又は分譲に伴う環境の保全上設けられた緑地公園を含めると、都市公園法施行令に規定された住民1人当たりの公園面積10㎡を上回り、町内の公園面積は充足しています。佐久(御代田)都市計画では、雪窓公園、栄町公園、飯玉公園が計画決定されていますが、栄町公園、飯玉公園が未整備となっているため、都市計画の変更の際には、見直しの検討が必要になっています。

公園施設は、遊具の老朽化による更新、トイレの洋式化、樹木の植替えなど、現在のニーズ

にあった整備が必要な時期を迎えています。公園施設長寿命化計画を更新し、公園施設の適正管理に加えて計画に基づいた施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図る必要があります。

また、アダプトシステム(※)の導入による公園管理や利用者の公園施設を大切に利用する意識の高揚など、ソフト面の施策を展開していくことも必要です。

※アダプトシステム:アダプトとは「養子縁組」のことを意味します。

町が管理している公園や道路などの公共施設の一部を地域の方や企業、団体が引き受け、公共施設や花壇の管理、清掃などを通じて環境美化活動をする制度。美化活動を通じて町に潤いを与えるとともに、地域の環境美化やコミュニティの活性化を図ることを目的としています。

■ 主な公園の整備状況

施設名	整備年度	主な整備の概要	整備面積
雪窓公園	昭和63～平成4	野球場、駐車場、トイレ、遊具、植栽、広場等の整備	55,000㎡
	平成4	供用開始	
	平成17	新基準に基づく複合遊具補修の整備	
やまゆり公園	平成4～平成6	広場、植栽、トイレ、遊具、駐車場 マレットゴルフ場整備 18ホール	37,944㎡
	平成7	供用開始	
	平成24	マレットゴルフ場増設 18ホール(全36ホール) 駐車場整備	1,824㎡
	平成25	供用開始	(39,768㎡)

施設名	整備年度	主な整備の概要	整備面積
龍神の杜公園	平成4～平成9	久保沢埋立、暗渠、広場、植栽、トイレ、遊具、駐車場、テニスコート等の整備	28,000㎡
	平成10	供用開始	
	平成13	敷地南側の法面を区域に加える。供用開始	6,731㎡ (34,731㎡)
	平成17	新基準に基づく複合遊具補修 モニュメント時計 寄付による設置	
浅間しゃくなげ公園	平成22～平成24	園路、トイレ、植栽、駐車場の整備	21,054㎡

※整備面積の括弧内は、変更後の全体の整備面積。

資料:建設水道課

② 目指すべき姿

住民のニーズに合った公園施設の整備と、利用者のモラルが醸成され、安心、安全に利用できる状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
町内の公園数と面積	都市公園3か所 その他公園7か所 17.2 ha	都市公園3か所 その他公園7か所 17.2ha
複合遊具更新数	-	累計2基

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 現有施設の良い維持管理に努めます。
- ② 公園施設長寿命化計画に基づいた公園施設の適正管理に努めます。
- ③ 有利な補助金などによる複合遊具の更新を検討します。
- ④ 利用者の公園施設を大切にすることを意識の高揚を図ります。

●【主な事業】

事業名	事業内容
公園施設長寿命化事業	ライフサイクルコストの縮減などを目的に公園施設長寿命化計画に基づく事業を実施します。
公園利便性向上事業	都市公園の和式便器の洋式化や保護者が見守りやすい遊具の配置、遊歩道における高齢者のつまづきの防止やベビーカーの走行に支障のない弾性舗装にするなど、利便性の向上に資する事業を実施します。

④ 関連計画(個別計画)

- 御代田町都市計画マスタープラン
- 御代田町公園施設長寿命化計画

第6項 雨水排水の対策と整備

① 現状と課題

当町の年間降水量は1,000mm前後で全国平均と比べて少量ですが、近年、気象状況の変化により、短時間に多量の降雨を伴う大型台風やゲリラ的豪雨の発生が増加しています。

浅間山の火山噴火物で厚く被われた土地は、地形・地質的に雨に弱い傾向にあり、雨水による長い年月の浸食により、多くの谷や沢や崖を形成しています。特に、西軽井沢地区・向原地区・児玉地区は宅地化が著しく、森林伐採や建

築物・舗装などに伴う不浸透箇所の増加により、雨水が大量に流出し、災害を引き起こす危険性があります。

当町の雨水排水は、中小用水路を利用しながら沢や谷へ流末されている地域が多く、豪雨時に用水路がのみきれないまま氾濫するため、二次災害の発生と沢や谷の浸食防止対策が課題となっています。

② 目指すべき姿

台風や豪雨による危害が住民に及ぶおそれのない、災害に強い状態

指 標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
緊急浚渫推進事業	未実施	実施

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 災害のおそれのある緊急箇所の整備を図ります。
- ② 宅地などの適正な雨水処理の指導に努めます。
- ③ 雨水の有効利用や地下浸透を検討します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
緊急浚渫推進事業	河川などの氾濫要因の解消を図ります。

④ 関連計画（個別計画）

- 緊急浚渫推進事業計画

第7項 地球温暖化防止対策の推進

① 現状と課題

世界全体で増え続ける二酸化炭素（CO²）の排出量によって引き起こされると言われている地球温暖化は、一つの国や県、市区町村の取組だけで解決できる問題ではありません。

我が国では、温室効果ガスの排出削減目標を定める京都議定書第一約束期間（平成20（2008）年～平成24（2012）年）に、先進国の温室効果ガスの排出量を平成2（1990）年と比較して6%削減することが義務付けられ、その目標を達成しました。京都議定書第二約束期間（平成25（2013）年～令和2（2020）年）には参加していないため、温室効果ガスの削減義務は負っていませんが、平成22（2010）年に開催された第16回国連気候変動枠組条約締約国会議において採択されたカンクン合意に基づき、令和2（2020）年の温室効果ガス削減目標を平成17（2005）年総排出量比3.8%減以上として気候変動枠組条約事務局に登録しています。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、「地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。」とされています。こうした制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素排出実質ゼロに取り組みすることを表明する地方公共団体が増えつ

つあり、長野県では、令和元（2019）年12月6日、「気候非常事態宣言 2050ゼロカーボンへの決意」を宣言し、当町はその宣言に賛同しています。

当町では、地球温暖化防止施策として「新エネルギー導入奨励金交付要綱」を定め、太陽光発電設備やクリーンエネルギー自動車など幅広い設備を対象として補助金を交付し、新エネルギー設備の導入を進めてきました。今後は、これまで実績のない小水力発電設備や小型風力発電設備を含め、より効果的な導入が図られるよう、補助内容を検討する必要があります。

また、公共施設への太陽光発電設備の設置や、公用車のクリーンエネルギー自動車導入を推進しています。これまで、6か所の公共施設に太陽光発電設備を導入しました。公用車のクリーンエネルギー自動車導入については、平成28（2016）年3月に日産自動車㈱から3年間電気自動車1台の無償貸与を受け、その後買取りをしました。今後もクリーンエネルギー自動車への計画的転換を図る必要があります。

町としては、地球温暖化防止を促す啓発と共に長野県の活動に参画し、町民・事業者・行政のそれぞれが主体として地球温暖化防止に貢献できる総合的な方策を検討し、環境に配慮したまちづくりを推進していく必要があります。

■公共施設への新エネルギー設備導入状況（町設置）

エネルギー種別	施設名称	導入時期	設備概要	発電能力(kW)
太陽光発電	御代田南小学校	2010.1	太陽光発電設備	66.0
太陽光発電	御代田北小学校	2010.1	太陽光発電設備	41.1
太陽光発電	御代田中学校	2011.1	太陽光発電設備	66.0
太陽光発電	御代田町役場庁舎	2018.5	太陽光発電設備	30.6

■公共施設への新エネルギー設備導入状況（区設置）

エネルギー種別	施設名称	導入時期	設備概要	発電能力(kW)
太陽光発電	三ツ谷地区世代間交流センター	2014.1	太陽光発電設備	6.8
太陽光発電	塩野地区世代間交流センター	2014.4	太陽光発電設備	4.2

資料：町民課

■新エネルギー導入奨励金実績状況

年度	太陽光発電設備(件)	太陽熱集熱設備(件)	電気自動車(件)	クリーンエネルギー自動車(件)	天然ガスコージェネレーション設備(件)	計	太陽光発電設備発電能力(kW)
平成18	6	4	0	1	0	11	21.025
平成19	9	1	0	2	2	14	27.793
平成20	10	1	0	5	0	16	32.488
平成21	12	1	0	18	1	32	44.842
平成22	34	4	0	38	0	76	140.971
平成23	65	3	0	17	0	85	256.547
平成24	64	2	0	30	0	96	284.057
平成25	68	1	0	36	0	105	319.876
平成26	56	1	0	48	0	105	269.878
平成27	32	1	0	54	0	87	154.604
平成28	39	0	0	0	0	39	208.494
平成29	28	1	3	0	0	32	159.893
平成30	54	1	2	0	0	57	365.566
令和元	43	1	2	0	0	46	274.538
令和2	26	0	0	0	0	26	186.530
計	546	22	7	249	3	827	2,747.102

資料：町民課

② 目指すべき姿

新エネルギー設備、クリーンエネルギー自動車の導入促進により、二酸化炭素の排出量が抑制されている状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
公共施設への電気自動車充電設備の設置	未設置	設置済

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 効果的な新エネルギー設備の導入が図られるための補助内容を検討します。
- ② 公用車のクリーンエネルギー自動車への計画的転換を図ります。
- ③ 地球温暖化防止を促す啓発を行います。
- ④ 「気候非常事態宣言 2050ゼロカーボンへの決意」活動に参画し、環境に配慮したまちづくりを推進します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
地球温暖化対策啓発事業	地球温暖化防止を促す啓発を行います。
新エネルギー導入奨励金	新エネルギー設備、電気自動車等の導入を奨励します。

第3節 生命財産の保全

第1項 消防・防災体制の確立

第1目 消防体制の確立・強化

① 現状と課題

近年、全国各地で発生する災害は複雑多様化・大規模化しており、消防体制の整備は必要不可欠であるとともに、平時においても町民への安心・安全を提供することが、消防の重要な責務です。

消防団については、少子高齢化やサラリーマン団員の増加、町外での勤務など社会情勢の変化などにより消防団員数は減少傾向にあります。台風災害など、広範囲にわたる災害活動時は、マンパワーを必要とするため、消防団員数を維持確保することが重要であるとともに、資機材などの計画的な更新が必要です。

当町の消防は、昭和46(1971)年10月に佐久地域広域行政事務組合による常備消防が発足しました。救急業務については、昭和50

(1975)年の業務開始以来、救急件数は年々増加の一途をたどっています。高齢化社会により今後も増加が見込まれており、救命率向上を図る必要があります。

常備消防の体制としては、平成12(2000)年佐久広域連合の発足を経て、平成27(2015)年に高機能消防指令センターの運用開始による広域管内の119番通報一元化を図りました。平成30(2018)年には、消防本部に指揮隊を新たに配備し、災害対応の備えに対する強化を図っています。

大規模火災や自然災害発生時は、被害を最小限に食い止めるために、消防団と常備消防が両輪のごとく連携した災害活動が必要です。今後、一層の連携強化を進めていくことが重要です。

■消防団員数の推移

令和2(2020)年4月10日現在

年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
団員数	300人	296人	289人	293人	287人	270人

資料:消防課

■消防施設等一覧

令和2(2020)年4月10日現在

項目	消防団(地区別)			本部班	消防署	計
	小沼	御代田	伍賀			
詰所・器具置場	4か所	5か所	3か所			12か所
小型動力ポンプ(積載車含)	4台	5台	3台	1台		13台
水槽付消防ポンプ自動車					1台	1台
普通消防ポンプ自動車					1台	1台
高規格救急車					2台	2台

資料:消防課

② 目指すべき姿

消防団組織を維持し、消防団と常備消防における装備及び資機材などの充実強化を図り、災害や救急に即応できる状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
消防団員数	287人	300人
消防・防災体制住民満足度	満足40.9% 普通52.7% 不満6.4%	満足50%

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- 消防団活動の啓発及び団員募集事業により、消防団組織の維持を図ります。
- 消防団員確保のため、待遇改善を検討します。
- 消防団組織体制の見直しを検討します。
- 災害に備え、消防団員の資質向上のため各種訓練を実施します。
- 消防団と常備消防の連携強化、装備及び資機材などの充実強化を図ります。

●【主な事業】

事業名	事業内容
消防団員活動啓発事業	広報紙掲載による団員活動の紹介を行います。
消防団員募集事業	地区消防団員による勧誘活動を実施します。
消防団員の訓練及び常備消防との連携強化	消防団員による各種訓練、常備消防との連携訓練を実施します。
消防団及び常備消防の装備及び資機材などの充実強化	施設及び資機材などの充実強化を図ります。

第2目 災害への備えの充実

① 現状と課題

令和元(2019)年10月12日に日本へ上陸した令和元年東日本台風(台風第19号)は、20都県で952件の土砂災害を発生させ、昭和58(1983)年に国土交通省が集計を開始して以降、台風に伴う土砂災害の発生件数としては過去最大を記録しました。全国でも年間の土砂災害発生件数は、4年連続で平均を上回るなど、近年、台風や豪雨による土砂災害の発生が増加傾向にあります。

浅間山では、4年ぶりとなる小規模な水蒸気噴火が令和元(2019)年8月7日、25日と2回にわたり発生しています。火山防災においても、緊急情報の伝達手段を多重化するなど、実情に即した防災体制の見直しを検討しています。

更に、近年恒常化する災害の発生や避難所環境の充実・改善に目を向け、プライバシーの確保と感染症対策にも有効な「避難所用簡易間仕切り・段ボール製簡易ベッド」の調達を進めるなど、防災資機材の充実に取り組んでいます。

国は、東日本大震災などの大規模災害から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的

かつ計画的に実施することが重要であるとし、国土強靱化基本法を制定しました。そして、国土強靱化地域計画を大規模自然災害などの様々な変化への地域の対応力の増進をもたらし、地域の持続的な成長を促すものと位置づけ、市町村に計画の策定を呼びかけています。

現在、町の国土強靱化地域計画の策定及び当該計画に基づく事業は未実施です。今後、国土強靱化地域計画を策定し、起こりうる最悪の事態を想定した地域の強靱化に取り組むためのビジョンや目標に沿った防災・減災・地域強靱化に資する事業を計画的に推進していくことが必要です。

消防団とともに地域防災力の要となる「自主防災組織」は、令和元(2019)年度で、町内20区のうち8区で結成されており、引き続き地域内における主体的な結成促進のための助言と活動支援を展開していくことが重要です。

また、防災・消防活動などでの活用を目的に令和元(2019)年度に導入したドローン(無人航空機)についても、有事の際の機動性をより高めるため、職員の国土交通省への操縦者登録を増やす必要があります。

■御代田町における令和元年東日本台風による被害状況

がけ崩れ	河川の越水等	用水路の越水等	道路崩落等	農・林道崩落等	農地の被害
7か所	14か所	33か所	35か所	58か所	63か所

資料:総務課

② 目指すべき姿

国土強靱化地域計画を策定し、浅間山における大規模噴火や地震災害、台風などによる風水害を想定する中で、被害を回避・低減するための強靱化が図られている状態

指 標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
消防・防災体制の満足度	満足40.9% 普通52.7% 不満6.4%	満足50%
自主防災組織の設立	8団体	12団体
ドローンの操縦者登録をした職員数	2人	15人

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 国土強靱化地域計画の策定及び計画に基づく強靱化事業を実施します。
- ② 御代田町地域防災計画の大幅な見直しをします。
- ③ 浅間山火山防災協議会で着手する浅間山火山広域避難計画と連携した事業の推進を図ります。
- ④ Jアラート(全国瞬時警報システム)などの緊急時における情報伝達の多重化に取り組めます。
- ⑤ 地域における主体的な自主防災組織設立のための助言及び自主防災組織の活動を支援します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
国土強靱化地域計画策定事業	御代田町における国土強靱化地域計画を策定します。
地域強靱化事業、防災・減災対策事業	避難所の充実や避難先で必要となる支援について検討します。また、御代田町国土強靱化地域計画に基づく各種事業を各課にて計画的に実施します。
浅間山火山広域避難計画事業	浅間山火山防災協議会にて策定する浅間山火山広域避難計画との連携を図り、地域強靱化、防災体制の強化を図ります。
自主防災組織支援事業	自主防災組織の設立を支援するため、勉強会の開催支援、設立までの助言、設立後の活動支援を展開します。また、各地域の実情や特性に応じた地域防災力強化のための相談、助言などの取り組みを進めます。

④ 関連計画(個別計画)

- 御代田町地域防災計画
- 浅間山火山広域避難計画

第2項 防犯体制の確立

① 現状と課題

ここ数年、県内の凶悪な犯罪については、大きな増加は見られませんが、窃盗や詐欺、情報通信システムを利用した犯罪件数は増加傾向にあります。

当町の刑法犯の認知件数は、ここ数年 50 件から 70 件でしたが、令和元（2019）年度は消防器具箱から消防ホース筒先の盗難が相次ぎ、105 件で前年に比べ 47 件増加しています。

特に近年は、犯罪が多様化・巧妙化し、特殊詐欺による被害も多く発生しており、こうした事件の中には、高齢者自らが消費トラブルに気付かないケースもあります。また、携帯電話やスマートフォンの普及により、インターネットを悪用した犯罪に子どもが巻き込まれることも

あります。犯罪に巻き込まれないためには、家族・職場・地域ぐるみで防犯意識を高める必要があります。

夜間の犯罪防止のため、町で設置する街路灯のほか、町の補助により各区で必要に応じ防犯灯を設置しています。新たな宅地化も進み、まちの姿も変わる中で、今後も必要な場所への防犯灯の設置を進める必要があります。

住民が安全・安心な生活を送るためには、町民・防犯協会・警察・教育関係機関などと連携して、地域ぐるみの防犯体制づくりに努め、犯罪の発生を未然に防止していくことが必要です。

■御代田町における刑法犯認知件数

年度	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯				知能犯	風俗犯	その他	合計
			侵入犯	非侵入犯	乗り物犯	小計				
平成27	1件	4件	5件	30件	8件	43件	4件	2件	16件	70件
平成28	1件	0件	5件	17件	7件	29件	6件	1件	6件	43件
平成29	1件	2件	8件	28件	7件	43件	1件	3件	14件	64件
平成30	0件	4件	7件	25件	5件	37件	4件	1件	12件	58件
令和元	0件	3件	5件	80件	6件	91件	5件	2件	4件	105件

資料：御代田町交番

② 目指すべき姿

地域ぐるみの防犯体制を強化し、高齢者や子どもを含めた全ての町民を犯罪から守り、被害に遭わない状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
防犯体制の住民満足度	満足24.1% 普通63.7% 不満12.2%	満足29.1%
防犯灯の設置基数	1,490基	1,755基

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 犯罪を未然に防止するため、広報活動などにより防犯意識の高揚を図ります。
- ② 特殊詐欺による被害を防止するため、消費生活トラブルなどに関する情報を提供するなど、広報活動を推進します。
- ③ 地域で協力して子どもを犯罪から守るため、地域ぐるみの防犯活動を促進します。
- ④ 各区に設置してある防犯灯の LED 化を計画的に進めます。
- ⑤ 各区での防犯灯設置に対し、防犯協会を通じて助成を継続して行います。

●【主な事業】

事業名	事業内容
子ども見守り事業	登下校時など、子どもを守る安心の家や見守り隊のボランティアと協力し、地域での子どもの見守り活動を支援します。
既設防犯灯のLED化事業	既設防犯灯のLED設備への付替えを計画的に行います。
防犯灯設置補助事業	区の防犯灯新設に対する補助を継続実施します。
防犯灯電気料補助事業	区設置の防犯灯電気料に対する補助を継続実施します。
御代田町通話録音装置貸与事業	特殊詐欺などの消費者被害を防止するため、通話録音装置を貸与します。

第3項 交通安全の促進

① 現状と課題

佐久警察署管内の令和元（2019）年の交通事故の件数は391件となり、前年と比較すると175件減少しています。

当町では、令和元（2019）年の事故件数が46件となり、前年に比べ5件減少し、過去5年間をみると平成29（2017）年の71件をピークに減少傾向にあります。高齢ドライバー、女性ドライバーが第1当事者になっている割合が高い状態です。また、令和元（2019）年には、飲酒運転による事故はありませんでしたが、今後も引き続き佐久警察署と連携し、飲酒運転の

撲滅を進めていく必要があります。

子どもや高齢者などの交通弱者の死亡事故を防止するためには、安全な道路交通環境の整備に取り組む必要があります。また、高齢ドライバーの事故の割合が高いことから、高齢者を対象とした啓発活動を充実する必要があります。ハード面とソフト面の両面から交通安全の確保に努め、町民が交通事故の被害者にも加害者にもならない取り組みを継続して実施する必要があります。

■佐久警察署管内と町内の事故発生件数

区分	年次	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
佐久警察署管内の事故総数		582件	515件	571件	566件	391件
町内の事故件数		56件	45件	71件	51件	46件
	昼間	39件	32件	48件	41件	35件
	夜間	17件	13件	23件	10件	11件
負傷者		71人	52人	97人	63人	47人
死者		0人	1人	0人	1人	0人
高齢ドライバー		11人	11人	13人	16人	13人
若年ドライバー		6人	6人	10人	5人	6人
女性ドライバー		18人	18人	24人	19人	15人
県外ドライバー		3人	7人	8人	4人	4人
飲酒運転の事故		3件	1件	1件	1件	0件

資料：長野県警察本部「交通統計」ほか

（注）ドライバー別の事故件数は、そのドライバーが第1当事者の場合。

② 目指すべき姿

町民一人ひとりの交通事故防止意識を高め、交通安全環境の整備により交通事故から身を守れる安全な状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
交通安全対策の住民満足度	満足26.4% 普通61.4% 不満12.2%	満足31.4%

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- 交通安全知識と基本的な交通ルールの普及のため、交通安全教室を実施します。
- 佐久警察署と連携し飲酒運転の撲滅を推進します。
- 佐久交通安全協会御代田支部と連携してカーブミラーの整備を図ります。
- 通学路などの危険箇所を点検し、危険箇所ゼロを目指します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
子ども見守り事業	登下校時など、子どもを守る安心の家や見守り隊のボランティアと協力し、地域での子どもの見守り活動を支援します。
交通安全ナイトスクール事業	高齢者を中心に様々な体験を通して、夜間の交通安全について学ぶ、交通安全意識の啓発事業を実施します。
交通安全教室	佐久交通安全協会御代田支部、警察と連携して、小学校における交通安全教室を継続実施します。また、老人クラブと連携した交通安全教室の開催を検討します。
交通指導所事業	飲酒運転の撲滅や高齢ドライバーの交通事故防止を啓発する街頭指導を実施します。
危険箇所点検事業	交通事故の多発箇所を点検し、グリーンベルトや停止指導線、カーブミラーなど、交通安全施設の設置を推進します。
ヘルメット提供事業	小学校新1年生に対し、ヘルメット提供を継続実施します。



第2章

第5次 御代田町長期振興計画
—後期基本計画—

町民誰もが希望と安心の持てる
まちをつくります

節	項	目
第1節 社会福祉の推進	第1項 高齢者福祉の充実	
	第2項 障がい者（児）福祉の推進	
	第3項 ひとり親家庭福祉の充実	
	第4項 児童福祉の充実	1. 子育て支援サービスの充実 2. 保育サービスの充実 3. 児童館等公共施設の充実
	第5項 低所得者福祉の推進	
	第6項 福祉医療費給付の充実	
	第7項 福祉ボランティア活動の推進	
	第8項 男女共同参画の推進	
	第9項 虐待等の防止	
	第10項 少子化対策の推進	
第2節 保健予防対策の推進	第1項 生活習慣病予防と健康増進対策の推進	
	第2項 感染症予防対策の推進	
	第3項 母子保健の充実	
	第4項 精神保健の充実	
第3節 国民健康保険会計・後期高齢者医療会計・介護保険会計の健全運営、年金の推進	第1項 国民健康保険会計の健全運営	
	第2項 後期高齢者医療会計の健全運営	
	第3項 介護保険会計の健全運営	
	第4項 国民年金の推進	

第1節 社会福祉の推進

第1項 高齢者福祉の充実

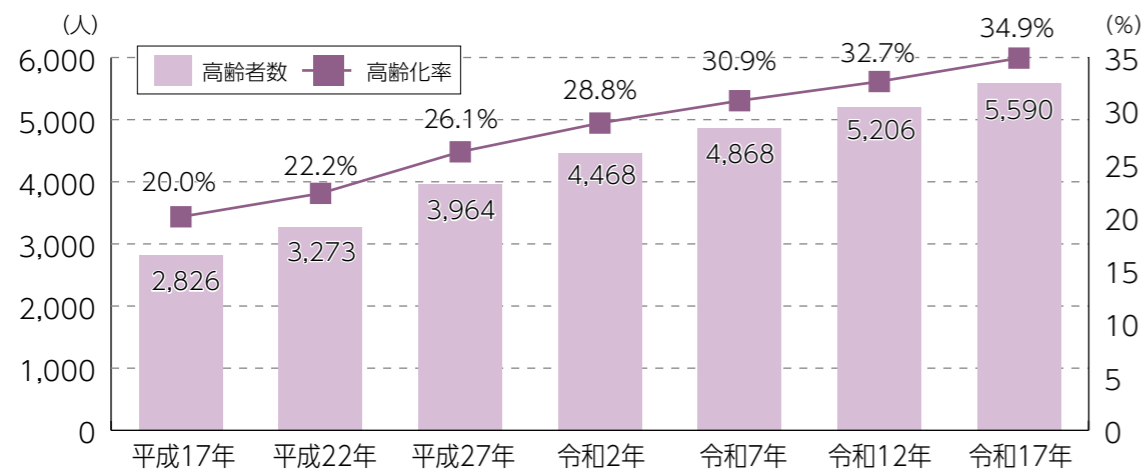
① 現状と課題

当町の高齢者人口は、長野県情報政策課「毎月人口異動調査」によると、令和元（2019）年10月1日現在4,253人で、高齢化率は28.2%です。長期振興計画における人口推計では、今後も高齢化が進み令和7（2025）年には、高齢化率が30.9%となる見込みです。

町では、高齢者の「生きがづくり」や「社会参加」を支援するため、老人クラブ連合会及び各区にある合計20の単位老人クラブの活動に対する補助やシルバー人材センターの運営に対する補助を行うとともに、長野県シニア大学の周知活動や老人スポーツ大会を開催しています。

■御代田町の高齢化率の推移

年度	実績←			→推計			
	平成17	平成22	平成27	令和2	令和7	令和12	令和17
総人口	14,124	14,738	15,184	15,500	15,755	15,936	16,020
高齢者数	2,826	3,273	3,964	4,468	4,868	5,206	5,590
高齢化率	20.0%	22.2%	26.1%	28.8%	30.9%	32.7%	34.9%



資料：企画財政課

また、地域包括支援センターが、地域や関係機関と連携しながら、高齢者の総合相談窓口として、高齢者の意思を尊重し、できる限り地域で暮らし続けることができるよう支援を行っています。

今後、ますます高齢化が進み、介護現場での人手不足が予想される中、本人の力や住民相互の力を引き出して介護予防や日常生活支援を進めていくことが、これまで以上に重要となります。高齢者の通いの場を確保し、ご近所づきあいや地区組織といった互助を大切に育むことで、高齢者の暮らしを支えることにつながります。そのような地域づくりを推進するため、介

護予防活動を行う地域の人材を増やし、健康寿命の延伸を目指す必要があります。

更に、「いつまでも住み慣れた地域で活動的な高齢期の実現」に向け、地域包括支援センターを核とした「地域包括ケアシステム（医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるシステム）」を構築するとともに、事業の内容を分かりやすく発信・周知する必要があります。

認知症対策では、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の取組の一つとして、認知症初期集中支援チームを設置し、本人や家族をサポートしています。また、認知症の理解を深めるために認知症サポーター養成講座などを開催し、普及・啓発事業を実施しています。今後も、認知症の方が認知症とともによりよく生きていくことができるよう環境整備に努めていく必要があります。

② 目指すべき姿

高齢化が進んでも、住民が自助・互助の力を発揮して支え合える地域共生社会の中で、高齢者が安心して暮らしている状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
要介護認定者の割合	11.7%	12.1%以下
生活・介護支援サポーター養成講座受講者数	139人	189人
認知症サポーター養成講座開催数	2回	3回以上
老人クラブ会員数	913人	933人

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 住民運営による通いの場を支援することで、地域の実情に応じたフレイル（虚弱）対策を推進します。
- ② 医療と介護の連携を図り、高齢者への切れ目のない継続的な支援を目指します。
- ③ 認知症施策推進総合戦略に沿った事業の推進を図ります。

●【主な事業】

事業名	事業内容
介護予防事業	医療と介護が連携し、生活機能を維持・向上するための教室を開催します。
生活・介護支援サポーター養成講座	地域で介護予防活動を行う住民の人材育成を図ります。
認知症サポーター養成講座	認知症に対する正しい知識を広めるとともに、地域での見守り体制の強化を図ります。
老人クラブ及びシルバー人材センターの支援	生きがいを持つ高齢者の支援のため、老人クラブやシルバー人材センターの活動を補助します。
小諸北佐久・医療と介護の連携推進事業	高齢者が住み慣れた地域で最期を迎えられるよう多職種との連携を推進します。

④ 関連計画（個別計画）

- 御代田町老人福祉計画第8期介護保険事業計画

第2項 障がい者（児）福祉の推進

① 現状と課題

当町における障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障がい者数は、580人前後とほぼ横ばいであるのに対し、知的、精神障がい者数は年々増加しています。また、障がい福祉サービス利用者数及び給付費についても年々増加しています。

障がい福祉サービスの中で、最もニーズが高いのが就労継続支援です。就労継続支援とは、障がいのため一般就労が難しい方に、働く場所を提供し、必要となる能力などを訓練するサービスです。現状、当町では「やまゆり共同作業所」の1か所のみであり、社会資源の不足が課題です。更に、知的、精神障がい者数は今後も増加し、サービス利用のニーズも高まっていくことが考えられるため、受け皿となる事業所を整備していく必要があります。今後、障がいのある方のニーズを満たせるよう、就労継続支援事業所の誘致を行う必要があるのに加え、近年

ニーズが高まっているグループホームの整備など、社会資源の確保が喫緊の課題です。

また、障がいのある方は、通院の回数が多く医療費が高額になるケースや移動が困難なケースがあります。現在、県補助対象外であっても、町独自で福祉医療費の対象となる障がい等級の範囲の拡大や福祉タクシー券の交付の事業により生活の支援を行っています。今後も、持続可能な制度となるよう予算の確保に努めるとともに、ニーズ把握を行い、各種施策を展開していく必要があります。

町では、障がいのある方が安心して生活を営めるよう、社会の中でその人らしい生活を送ることを目標にしたノーマライゼーションの理念のもと、各種施策やサポートを行ってきました。今後は更に、地域社会の全ての人々が社会の一員として共に助け合うソーシャル・インクルージョンの実現を目指す必要があります。

■障害者手帳所持者数 (単位：人)

種別	年度	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
身体		589	591	589	568	576	570	586
知的		73	77	85	81	89	101	108
精神		109	118	144	144	162	186	205

資料：保健福祉課

■障がい福祉サービス利用者数及び給付費 (利用者：人、給付費：千円)

年度	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
利用者	68	61	63	63	64	72	90
給付費	121,045	122,117	125,387	130,184	132,579	140,656	161,967

資料：保健福祉課

■身体障害者手帳交付者数 (単位：人)

等級	年度	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
1級		121	118	121	122	127	129	138
2級		89	87	82	78	84	81	86
3級		137	140	138	126	124	117	114
4級		153	153	156	153	152	149	151
5級		36	37	36	37	37	37	35
6級		53	56	56	52	52	57	62
計		589	591	589	568	576	570	586

資料：保健福祉課

■療育手帳交付者数 (単位：人)

等級	年度	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
A1		22	21	21	19	22	22	22
A2		0	0	0	0	0	0	0
B1		20	21	25	26	27	31	34
B2		31	35	39	36	40	48	52
計		73	77	85	81	89	101	108

資料：保健福祉課

■精神障害者保健福祉手帳交付者数 (単位：人)

等級	年度	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
1級		42	50	64	61	70	79	85
2級		51	55	70	64	65	82	92
3級		16	13	17	19	27	25	28
計		109	118	144	144	162	186	205

資料：保健福祉課

② 目指すべき姿

障がい者が住み慣れた地域で必要な障がい福祉サービスを利用することができ、地域社会が多様性を受け入れ、尊重し合い暮らすことのできる状態

指 標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
就労継続支援事業所整備	1か所	2か所
障がい者グループホーム施設整備	0か所	2か所
障がい者福祉の住民満足度	満足15.5% 普通72.3% 不満12.2%	満足20%

③ 目標達成のための取り組み

● 【施策の方向性】

- ① 障がい者への相談体制の充実を目指します。
- ② 障がい福祉サービス事業者の誘致を目指します。
- ③ 障がい福祉サービスなどを活用し、自立に向けた生活、就労支援を推進します。
- ④ 医療費の助成、交通費の助成を今後も継続して実施します。
- ⑤ 多様性を受け入れる地域社会の実現を目指し、地域ぐるみでの取り組みを推進します。

● 【主な事業】

事業名	事業内容
障がい福祉サービス事業	社会の中でその人らしい生活ができるよう、障がい福祉サービス、補装具、日常生活用具、相談支援事業など、幅広い障がい福祉施策を行います。
福祉タクシー利用助成事業	対象となる障がい者の方の交通手段の確保を目的に、タクシー利用助成事業を継続実施します。
ヘルプマークの配布	外見からは分からなくても、援助が必要な方にヘルプマークを配布し、更に広報などにより周知を行います。

④ 関連計画（個別計画）

- 御代田町第6期障がい福祉計画
- 御代田町第2期障がい児福祉計画

第3項 ひとり親家庭福祉の充実

① 現状と課題

ひとり親家庭は、全国的にも当町においても増加しています。ひとり親家庭になった要因の9割近くが離婚によるもので、件数の増加とともに相談内容は多様化してきています。

ひとり親家庭は、父母の離婚、死亡などにより、父または母のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）が、その父または母によって養育されている世帯です。ひとり親家庭には、生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に所得に応じて児童扶養手当が支給されます。

児童扶養手当法の改正により、平成28（2016）年8月から第2子加算額及び第3子以降加算額が増額、平成30（2018）年8月からは全部支給の所得制限限度額が引上げられ

たことにより、多くの方の手当額が増額となりました。また、令和元（2019）年11月から手当の支払回数が年3回から年6回となり、ひとり親家庭の家計の安定が図られました。

町では、経済的負担軽減を図るため、福祉医療費給付事業などを展開しています。県の制度である母子父子寡婦資金制度などの貸付資金も活用しながら、今後も継続した経済的支援を行っていく必要があります。

また、支援ニーズが多様化している中、個々のニーズに合った相談支援を行うとともに、福祉事務所の相談員を中心に関係機関と連携した総合的な相談支援が行える体制づくりを構築する必要があります。

■ひとり親家庭世帯数 (世帯数、下段括弧は児童数)

区分	年度	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
母子家庭		174 (265)	157 (243)	156 (239)	169 (253)	170 (244)	171 (258)	171 (258)
	父子家庭		16 (29)	20 (35)	18 (32)	19 (30)	17 (26)	16 (24)
合計			173 (272)	176 (274)	187 (285)	189 (274)	188 (284)	187 (282)

資料:保健福祉課

■児童扶養手当受給者数 (人)

区分	年度	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
受給者数		153	155	161	165	163	163	160

資料:保健福祉課

② 目指すべき姿

ひとり親家庭が、生活への不安を解消でき、安心して暮らすことができる状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
ひとり親家庭福祉の住民満足度	満足13.7% 普通74.7% 不満11.6%	満足20%

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- 母子父子寡婦福祉資金制度などを活用し、経済的支援を図ります。
- ひとり親家庭の自立と生活の安定のため、女性相談員などを中心に個々のニーズに合った相談支援の充実を図ります。
- 相談支援の体制づくりを行い、ひとり親家庭に周知します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
生活相談事業	生活困窮世帯などの相談支援を関係機関と連携して実施します。
福祉医療費給付事業	医療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。

第4項 児童福祉の充実

第1目 子育て支援サービスの充実

① 現状と課題

国は、平成24(2012)年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。また、平成28(2016)年6月に「児童福祉法」が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や発生時の迅速かつ確かな対応が明確化されました。更に、令和元(2019)年10月には、重要な少子化対策の一つとして掲げられていた、幼児教育・保育の無償化制度が始まりました。

町では、平成27(2015)年3月に「御代田町子ども・子育て支援事業計画-みよたっ子育て ひだまりプラン-」を策定し、子ども・子育てに関する施策を推進してきました。令和元(2019)年度には「第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定に合わせて、アンケート調査やワークショップを開催し子育て世代のニーズ把握を行いました。その結果、専門に相談することができる機関の機能強化を図る必要があるという課題が浮き彫りとなりました。

令和2(2020)年度からの5か年を計画期間とする第2期計画では、国の動向や社会潮流などを踏まえ、町の子ども・子育て環境の更なる充実を図ることを目的に事業を推進する必要があります。

当町の子育て支援は、関係部署となる保健福祉課、教育委員会、町民課において、それぞれ

の立場で子育て支援策を実施するとともに、3課による「子育て世代包括支援会議」により、情報共有を図りながら連携した子育て支援サービスの実施及び検討を進めています。また、令和2(2020)年度に、妊産婦や子育て家庭の個別ニーズの把握などを目的とした「子育て世代包括支援センター」を保健福祉課内に設置し、課題の一つである専門に相談することができる機関の機能強化を果たすことになりました。

近年、共働きの家庭が増え、低年齢児からの保育ニーズが高まっています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより子育てを取り巻く状況は変化し続けており、社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

町の主な子育て支援事業としては、平成26(2014)年度からショートステイ事業(子育て短期支援事業)、ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)を、平成30(2018)年度からは子育て応援ヘルパー派遣事業(養育支援事業)を開始しました。これらのサービスに、雪窓保育園で提供している一時保育事業を加えることで、多様化する保護者のニーズに応え切れ目のないサポートが提供できるようになりました。他にも佐久地域定住自立圏事業として、佐久市内の病院と保育所で病児・病後児保育を実施しています。今後も「子どもがすくすく育つまち 子育てしやすいまち

みよた」の実現に向けて、多様化する子育てニーズに対応するため、妊娠、出産、子育て期を通じた切れ目のない支援を行っていくことが重要です。

また、地域全体で子育てを支援する基盤の形

成を図るため、子育て家庭の支援活動を行い、育児不安などについての相談指導、子育てサークルなどへの支援を担う子育て支援センターを設置していく必要があります。

② 目指すべき姿

保護者への子育て支援がより充実し、子育てしやすい地域が形成されている状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
子育て支援センターの設置	未設置	設置済
ファミリー・サポート・センター事業利用者数	延2,666人	延2,837人

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援事業計画を着実に進めます。
- ② 子育て世代包括支援会議を開催し、ニーズの把握、関係機関と連携、子育て支援策の充実に努めます。
- ③ 地域資源に関する様々な情報を提供し、子育て支援のネットワークづくりを推進します。
- ④ 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て支援センターを設置します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
子育て世代包括支援センター事業	妊娠から出産、子育てまで子どもの成長に応じた切れ目のない支援を充実します。
ファミリー・サポート・センター事業	地域で相互に助け合う有償ボランティア組織。子育ての援助を受けたい人に対し、援助する人を紹介します。
子育てガイドブック作成事業	子育て支援に関する情報を提供します。

④ 関連計画(個別計画)

- 第2期子ども・子育て支援事業計画(みよたっ子育て ひだまりプラン)

第2目 保育サービスの充実

① 現状と課題

近年、共働き世帯やひとり親家庭の増加、働き方の多様化、また少子化、核家族化の進展などにより、保育ニーズは、増大・多様化しており、保育園への期待が高まっています。更にこうした問題とともに、子育ての負担や不安、孤立感を抱いている保護者が多くなってきています。こうした中で、子どもたちの育ちと子育てを社会全体で支援していくことが求められています。

当町の保育施設は、公立の「やまゆり保育園」「雪窓保育園」と私立の「たんぼぼ保育園」「杉の子幼稚園附属保育園つくしんぼ」地域型保育施設の「小規模保育事業所おひさま」があります。令和2（2020）年4月1日現在、5園の合計園児数は341名で、5年前の平成27（2015）年の305人と比べ約11.8%増加しています。特に、3歳未満児の受入れ希望は増加しており、平成25（2013）年度と平成30（2018）年度の「たんぼぼ保育園」改修による定員の増加、平成26（2014）年度の「杉の子幼稚園附属保育園つくしんぼ」の開設、そして平成30（2018）年の「小規模保育事業所おひさま」の開設と、保育ニーズに対応しています。今後も当町の保育需要は増加傾向が続くと予想しています。

保育園で子どもたちは、園での生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を感じられる

こと、また身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫し、協力して一緒に活動する楽しさを味わえるようにしなければなりません。このため、子どもたちの自主性と自発的な行動を育てることを目的とした「自由保育」を採用し、特徴的な活動の一環として異年齢や参加型の保育を実施しています。また、地震や噴火、そして異常気象などによる自然災害への備えが必要な中、子どもたちの健康と安全を守ることは保育者の使命です。安心して安全な園生活を送るために、日頃からの準備と定期的な訓練が必要です。

ここ数年、新規採用保育士の離職率が高い状態が続いてきました。保育士が定着しないことは、保育の質の低下に繋がることが懸念され、良い状態であるとは言えません。保育士が長く勤めることができ、働きやすい職場になることは、保育の質の向上に繋がりが、それが子どもたちの健全な心身の発達に繋がっていきます。そのため、職場の環境改善は急務です。また、全国的な保育士不足は当町においても例外ではなく、保育士の確保と、保育の質・量の維持・向上に取り組むことが課題です。

今後も保育需要と実態に合わせ、防災・防犯面にも配慮した施設の改修を計画的に行い、適切な運営に努め、将来を見据えた施設整備や保育行政のグランドデザインを描く必要があります。

② 目指すべき姿

保育需要に応え、充実した保育サービスを提供している状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
保育・子育て支援の住民満足度	満足21.9% 普通62.5% 不満15.6%	満足30.0%
保育士資質向上研修の受講回数	2回	5回

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 保護者会に参加し、情報交換、交流を進めます。
- ② 未就園児親子への保育園開放などを実施し、開かれた保育園を目指します。
- ③ アンケート調査を実施し、保育に対する要望、課題などを把握し、保育サービスの向上に取り組めます。
- ④ 保護者との相互理解を深めるために、保育活動への参加を求めます。
- ⑤ 消防署や警察署などの関係機関と連携し、避難訓練や交通安全教室を実施します。
- ⑥ 北佐久保育連絡会の活動に積極的に参加し、保育士同士の交流や保育技能の向上に努めます。県内を中心とした外部の研修にも積極的に参加します。
- ⑦ 保育園に通う子どもが、安全で良好な施設環境の中で生活ができるよう、保育施設を維持管理します。
- ⑧ 保育士が働きやすい職場にするため職場環境の改善に努めます。
- ⑨ 将来を見据えた施設整備や保育行政のグランドデザインを検討します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
保護者会連絡事業	保護者との情報交換・交流の場に参加します。
にこにこ広場事業	未就園児の親子に保育園を開放し、交流することで、開かれた保育園を目指します。
保護者アンケート調査事業	保護者の意向を把握するためのアンケート調査を実施します。
参加型保育事業	保育に対する相互理解を深めるため、保育活動への保護者参加の取り組みを実施します。
なかよし保育	3歳以上児全体で異年齢保育を実施します。
避難訓練・交通安全教室	消防署・警察署の他、関係機関と連携し訓練します。
北佐久保育連絡会事業	郡内の保育士と給食調理員による交流と技能向上を目的とした研修に参加します。
保育士研修事業	長野県・長野県社会福祉協議会主催福祉研修や外部専門機関講師による研修を受講します。
保育園施設等整備事業	防火設備の安全点検のほか、備品、遊具などの保管を適切に行い、安全環境を整備します。また、需要にあう保育サービスが提供できるよう計画的に施設改修します。

④ 関連計画（個別計画）

- 第2期子ども・子育て支援事業計画（みよたっ子育て成ひだまりプラン）

第3目 児童館等公共施設の充実

① 現状と課題

町では、児童厚生施設として、昭和54(1979)年に第一児童館(後の平和台児童館)を、昭和59(1984)年に第二児童館(現、東原児童館)を、平成8(1996)年には大林児童館を建設し、施設の運営を行ってきました。

昭和54(1979)年に建設した平和台児童館は、老朽化が進み現在の耐震基準を満たすためには補強か改築が必要でした。また、南小学校から離れているため、移動中の安全面に不安があるという意見が保護者から寄せられ、「1学区に1児童館」という町の方針により、平成28(2016)年度末に閉館しました。

放課後児童クラブの利用者は長きにわたり小学校3年生まででしたが、子育て支援と児童の安全・安心の観点から、東原・大林両児童館の放課後児童クラブの対象を小学校6年生までに拡大するという方針により、平成28(2016)年3月に大林児童館を増築し、平成29(2017)年3月には東原児童館を新築移転することで、受入れが可能となりました。

児童館では自由来館の受け入れの他、未就学児親子の交流や子育ての相談の場として「ひだまりっこ」を開催しています。また、午後は就労支援施策、放課後児童健全育成事業の拠点として「放課後児童クラブ」を実施しています。

児童館が果たすべき役割は、「場の提供(体験の場、交流の場、遊びの場、学びの場、相談の場)」と「遊びの提供」です。これらの役割を担うためには、放課後児童クラブと施設を併用しているため利用場所に制限があることや、来館する未就学児の年齢層に幅があり遊びが合わないこと、相談を受けるための専用の場所や専門の人材の確保といった課題があります。

放課後児童健全育成事業としての放課後児童クラブは、健全な育成を図ることを目的とし、この目的達成の手段として「遊びの場」と「生活の場」を提供し、豊かな人間関係作りに努めています。成長期にある子どもたちに安心・安全な生活を保障することが児童クラブの基本的な役割です。来館したら、宿題に取り組み、宿題が終わると思い思いの遊びを始めます。大人数の中での遊ぶことは、ルールを守ることの大切さも教えてくれています。

一方で、放課後児童クラブの受け入れ拡大にともない、利用者が大幅に増加したことにより、未就学児が利用できるスペースが減少し、安全性の確保などの問題が生じてきています。今後、未就学児や保護者の居場所づくりへの対応が急務となっています。

② 目指すべき姿

児童の健全な遊び場、健康増進の場、情操を豊かにする場として児童の居場所を提供できている状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
幼児の会～ひだまりっこ～開催数	月12回	月16回
幼児の会～ひだまりっこ～利用者数	632組幼児756人	750組幼児880人
未就学児親子の来館者数	延2,666人	延2,900人

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 「ひだまりっこ」の充実を図るとともに、地域の子育て支援の場とした事業を実施します。
- ② 地域の人材を活用した地域ぐるみの子育て支援の充実を図ります。
- ③ 子育て支援の核となるよう児童館機能の充実を図ります。
- ④ 児童館が果たすべき保護者へのサービスとしての「場の提供」「遊びの提供」の課題について、検討します。
- ⑤ 子育て支援センターを設置し、未就学児の居場所づくりを図ります。

●【主な事業】

事業名	事業内容
幼児の会～ひだまりっこ～事業	未就学児の親子の交流や相談の場を提供します。
放課後児童クラブ	共働き家庭などの小学生の放課後の生活の場を提供します。

④ 関連計画(個別計画)

- 第2期子ども・子育て支援事業計画(みよたっ子育てひだまりプラン)

第5項 低所得者福祉の推進

① 現状と課題

国は、貧困・格差、低所得者福祉施策として重層的セーフティネットの構築が重要と捉え、第1のセーフティネットである「社会保険制度」「労働保険制度」に続く第2のセーフティネットとして、平成27（2015）年4月から生活困窮者自立支援法を施行しました。生活困窮者自立支援制度の開始により、生活相談支援センター「まいさぼ佐久」が設置され、生活全般にわたる困りごとの相談窓口として事業を開始しました。同時に町社会福祉協議会が「まいさぼ佐久」の出張所として相談支援を開始し、町の総合的な相談窓口としてその役割を担っています。

全国と同様、当町でも生活に関する相談件数は年々増加し、相談内容は多様化・複雑化しています。令和2（2020）年には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、休業・失業者が増加し社会福祉協議会での緊急小口資金などの貸付件数が急増しました。社会福祉協議会では、緊急小口資金などの貸付をはじめ、自立に向けた就労支援事業、日常生活自立支援事業などによる金銭管理や生活全般を支える独自事業を実施し、相談者が安心して地域で暮らすための様々な支援を展開しています。今後も町と社会福祉協議会とで連携協力し、相談者それぞ

れに合った支援を行うことが重要です。

相談支援体制では、相談者が町と社会福祉協議会のどちらに来訪されても相談できる体制ではありますが、情報共有に課題がありました。今後は課題解決に向けて、町と社会福祉協議会とで連携のための仕組みづくりを構築するとともに、相談支援のための共有システムなどの活用も視野に入れ、更にきめ細かな相談支援の実施をする必要があります。

また、第3のセーフティネットである生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立支援を目的としています。当町的生活保護受給者は令和2（2020）年3月末現在で、37世帯（42名）です。近年は、不安定な経済情勢や健康問題、自身の金銭管理などの問題による生活習慣の悪化など、稼働能力を有する者の相談も増加しています。相談者には、生活習慣を身に付けるといった初期段階の支援から、食生活などの改善、就労に至るといった最終段階まで幾多の支援段階があり、就労に至るまでには多くの時間を費やします。このため、今後も福祉事務所をはじめ、社会福祉協議会・ハローワークなどの関係者、関係機関との連携を一層強化し支援をしていく必要があります。

■生活保護受給世帯

年度	区分	被保護世帯 (世帯)	保護人員 (人)	保護率 (%)	世帯類型別世帯数(停止世帯を除く)			
					高齢者	傷病・障害	母子	その他
平成25		32	42	2.8	14	16	1	1
平成26		37	47	3.0	15	18	1	3
平成27		35	41	2.6	14	17	1	3
平成28		39	46	2.9	14	22	1	2
平成29		38	43	2.8	23	14	1	0
平成30		41	44	2.9	24	14	1	2
令和元		35	39	2.9	21	10	2	2

資料:保健福祉課

② 目指すべき姿

誰もが健康で文化的な生活が営める状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
低所得者福祉の住民満足度	満足12.1% 普通71.6% 不満16.3%	満足18.1%

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 社会福祉協議会と連携し、生活困窮者への相談体制を充実します。
- ② 相談支援業務が円滑に行われるよう、福祉事務所、社会福祉協議会、生活困窮支援機関などとの連携を強化します。
- ③ 生活困窮者自立支援法に基づき、就労支援など、充実した支援体制の構築を図ります。

●【主な事業】

事業名	事業内容
自立相談支援事業	社会福祉協議会、生活就労支援センター「まいさぼ佐久」と連携した支援を行います。

第6項 福祉医療費給付の充実

① 現状と課題

福祉医療制度は、子ども・障がい者・ひとり親家庭などに医療費を給付することにより、適切な療養の促進と経済的な負担の軽減を図ることで福祉の増進を図っています。

国における医療保険制度改革、県の制度改正など、福祉医療を取り巻く社会環境の変化に合わせ、町においても対象範囲の拡大、所得制限の見直しなどの改正を行い、受給世帯の経済的負担の軽減を図っています。「子ども医療費」は、平成30(2018)年4月から対象範囲を高校卒業(18歳年度末)までに拡大し、平成30(2018)年8月からは「子ども医療費」「障がい者医療費」「ひとり親家庭等医療費」の全ての区分における0歳から18歳年度末までの間にある者について、医療機関などでの支払が1レセプト当たり500円までとなる、現物給付方式を実施しています。

町独自で実施している範囲としては、「こども医療費」として、小学生の通院、中学生・高校生の入通院、「障がい者医療費」として、身体障害者手帳4級所持者、精神保健福祉手帳所持者(1級の通院、2級の自立支援医療分を除く)、精神障がいによる障害基礎年金受給者を対象としています。

子ども・障がい者・ひとり親家庭などの全ての給付費において、感染症の流行により、若干の増減はありますが、年々増加しています。また、これに伴い、現物給付方式・自動給付方式による事務手数料も変動しています。

こうした状況の中、更なる対象者の拡大、窓口完全無料化などの要望もありますが、福祉医療費に限らず、社会保障費が年々増加している状況などを勘案し、福祉医療制度を持続可能な制度とするため、慎重に検討していく必要があります。

こうした状況の中、更なる対象者の拡大、窓口完全無料化などの要望もありますが、福祉医療費に限らず、社会保障費が年々増加している状況などを勘案し、福祉医療制度を持続可能な制度とするため、慎重に検討していく必要があります。

福祉医療費受給者数

(単位：人)

区分	年度	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
こども		1,453	1,386	2,225	2,099	2,051	2,420	2,435
障がい者		516	536	756	617	634	621	647
ひとり親家庭等		408	401	340	409	406	413	366
計		2,377	2,323	3,321	3,125	3,091	3,454	3,448

資料：保健福祉課

福祉医療費支給額

(単位：千円 下段()は町単分)

区分	年度	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
こども		32,880 (17,640)	34,164 (18,289)	31,553 (15,398)	32,268 (16,387)	30,865 (15,742)	44,713 (23,631)	41,710 (23,915)
障がい者		39,801 (10,076)	37,464 (7,399)	39,691 (8,429)	37,245 (7,520)	39,620 (7,917)	44,073 (10,250)	42,389 (9,697)
ひとり親家庭等		5,904 (-)	6,600 (-)	5,604 (-)	5,852 (-)	6,397 (-)	7,542 (-)	6,942 (-)
事務手数料		7,607 (3,485)	8,073 (3,949)	8,426 (2,839)	8,571 (2,953)	8,361 (2,792)	7,067 (2,636)	4,892 (3,140)
計		86,192 (31,201)	86,301 (29,637)	85,274 (26,666)	83,936 (26,860)	85,243 (26,451)	103,395 (36,517)	95,933 (36,752)

資料：保健福祉課

② 目指すべき姿

適切な療養の促進と経済的な負担の軽減により、福祉の増進が図られている状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
障がい者福祉の住民満足度	満足15.5% 普通72.3% 不満12.2%	満足20%
ひとり親福祉の住民満足度	満足13.7% 普通74.7% 不満11.6%	満足20%

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 適正な給付管理を実施します。
- ② 町単独の給付事業を継続して実施します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
町単独福祉医療費給付事業	町単独で実施している子ども医療費、障がい者医療費の拡大給付を継続実施し、対象者の経済的負担の軽減を図ります。

第7項 福祉ボランティア活動の推進

① 現状と課題

近年、地域社会へ参加して貢献するというライフスタイルを求める人が増えています。ボランティアや地域活動は、様々な分野において活動が広まり、災害時だけでなくイベントなどでも当たり前のように活躍する姿が見られるようになりました。こうした活動は、個人の自発的な意志に基づく自主的な活動が原則となっており、自らの経験や特技を生かして地域貢献及び自己研鑽として地域社会に参加されている方や報酬を求める活動では得られない様々な方との出会いや感動、喜びを得るための活動としても期待されています。

しかしながら、地域の現実には、ボランティアの高齢化により次世代の後継者が不足しており、人材育成の講座などを開催しても「参加者が集まらない」「参加している人はいつも同じ人」という状況となっています。

地域を豊かにするためのボランティアや地域活動の新たな担い手を増やすためには、様々な段階、場面において地域住民に積極的に働きか

けていく必要があります。そのため町では、社会福祉協議会にボランティア地域活動センターを設置し、ボランティアの育成と活動の充実強化を図るとともに、災害時には災害ボランティアセンターとしての機能を果たすため、平時から地域住民とコミュニケーションを図り災害に強い地域づくりを目指すことが重要です。更に、調整役として重要な役割を担うボランティアコーディネーターを配置し、課題解決に向けた新たな取り組みの推進に努めていくことが必要です。また、災害発生地へのボランティアセンター職員の派遣による復興への支援を行うなど、災害現場での活動の実践を直に経験していくことも必要です。

今後は、ボランティア活動の強化から発展し、地域福祉推進の主体である地域住民などの参加を得て地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要な施策の内容や体制について、地域福祉計画を策定し計画的な整備に取り組む必要があります。

② 目指すべき姿

日頃から思いやりの「心」を持ち、いざという時に支え合える状態状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
ボランティア支え合いポイント制度参加者数	22人	70人
ボランティア地域活動センター及び災害ボランティアセンターの設置	未設置	設置済

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 社会福祉協議会にボランティア地域活動センターを設置し、ボランティアの育成と活動の充実強化を図ります。
- ② 災害ボランティアセンターを設置し、平時からの地域づくりの強化に努めます。
- ③ ボランティア活動を推進する学習会の開催と、研修会などの情報の提供を行います。
- ④ ボランティアに対する住民意識の啓発を行います。
- ⑤ 地域住民のボランティアニーズの検証を行います。

●【主な事業】

事業名	事業内容
ボランティア支え合いポイント制度	住民の生きがいづくりを目的に、ボランティア活動に対し、ポイントを付与します。
災害時職員派遣事業	災害が発生した地域へ職員を派遣し、復興を支援します。

第8項 男女共同参画の推進

① 現状と課題

平成11(1999)年に制定された男女共同参画社会基本法においては、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」(第2条)と定義されています。現在は、平成27(2015)年に策定された第4次男女共同参画基本計画のもと、「あらゆる分野における女性の活躍」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」を4次計画において改めて強調している視点として据え取り組んでいます。

町では、第4次長期振興計画前期基本計画において初めて「男女共同参画の推進」として計

画に掲載し、「仕事と家庭の両立への啓発」「学習会等の支援」について記載しました。現在は、小諸市・軽井沢町・御代田町共同事業検討会に男女共同参画専門部会として位置付け近隣市町の状況を把握すると共に、男女共同参画関係の講座やイベントに参加しています。

今後は、各分野における女性の構成比率を高め、女性の意見が反映される仕組みを構築していく必要があることもあり、取り組みの一環として「まちづくり会議(子育て・教育部会)」の立ち上げを計画しています。

男女共同参画社会の実現は、歴史的・社会的背景から「長い時間」「個々の意識改革」などが重要とされていることから、町民組織を立ち上げ、じっくり着実に進めていくことが必要です。

② 目指すべき姿

男女共同参画社会が実現された状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
各審議会や農業委員会の女性委員の割合	16%	30%

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 各分野における女性の確保に努めます。
- ② 男女共同参画に関する町民組織を立ち上げ、今後のあり方について検討します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
男女共同参画推進事業	各審議会や委員会などへの女性参画を推進する啓発事業などを実施します。
まちづくり会議事業	女性目線での地域課題の解決を検討する会議を開催します。

第9項 虐待等の防止

① 現状と課題

児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待及び配偶者などへの暴力により全国各地で悲惨な事例が相次ぎ起きています。国では各分野において、法令の整備などにより防止の強化を図っています。町では、虐待等の早期発見・対応などに必要な措置を講ずるため、御代田町虐待等防止ネットワーク協議会を設置し、保健福祉事務所、児童相談所、警察署、民生委員協議会、人権擁護委員、学校などの関係機関とともにネットワークの形成及び情報共有、役割分担を行うことで、多角的かつ一体的な取り組みを行っています。協議会では、毎年代表者会議を開催し、ネットワーク連携機能強化を図るとともにケース報告及び意見交換をしています。

児童虐待等の取り組みとして、要保護児童対策地域協議会において、実務者会議を開催し、個別ケースの総合的な把握、虐待防止対策の課題の整理をしています。また、個別支援会議においては、関係機関による家庭の状況把握、課題解決に向けた支援のための連携強化を図っています。児童虐待に関する相談は、全国と同様に当町でも増加傾向で、中でも心理的虐待、ネグレクト、身体的虐待が多く見られます。全ての子どもは、「児童の権利に関する条約」の精

神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立がはかられることを保証される権利があります。子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。国は、平成28(2016)年の児童福祉法の改正により、子ども家庭総合支援拠点の設置方針を打ち出していることから、町でも拠点を設置し専門的な相談支援体制を整える必要があります。

また、高齢者虐待、障害者虐待は、発生件数は少ないものの家庭や施設などの閉鎖的な場所で起こっていることから、潜在的なケースがあることが考えられます。介護や支援に係わる関係者が、些細な変化も見逃さないことが虐待防止に重要です。

虐待の早期発見・対応のために、発見者には各分野の法律により関係機関へ通告することが義務付けられています。今後も継続して、広報などにより通告義務について住民へ周知するとともに、虐待予防のための相談体制の強化や研修会の開催を実施し、虐待はどの家庭・施設にも起こりうるものという認識に立ち、関係機関などとの更なる連携強化、支援体制を構築していく必要があります。

② 目指すべき姿

虐待等の早期発見、早期対応に関する施策を推進するとともに権利擁護体制の充実を図り、安心して生活を営める状態

指 標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
虐待対応等の研修会開催	—	年1回以上

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 虐待等防止ネットワーク協議会を中心として、虐待の早期発見・対応に努めます。
- ② 広報紙などにより、虐待発見者は通告義務があることを周知します。
- ③ 関係機関との連携を強化し、支援体制の構築を図ります。
- ④ 子ども家庭総合支援拠点の設置を目指します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
虐待等防止ネットワーク強化事業	地域の関係機関などのネットワークを更に強化し、一体的な取り組みを行います。

第10項 少子化対策の推進

① 現状と課題

少子化という言葉が頻繁に使われるようになったのは、平成4（1992）年度国民生活白書での使用以降とみられますが、そもそも出生率の低下が社会的な関心を集め、政策課題として取り上げられるようになったのは、平成2（1990）年の「1.57ショック」からです。「1.57ショック」とは、出生率の低下に対する社会の驚きを示した言葉で、前年の平成元（1989）年の合計特殊出生率（※）が、それまで最低であった丙午の年、昭和41（1966）年の1.58よりも低い戦後最低の1.57であると発表されたことが契機となりました。

国では、平成15（2003）年に制定した「少子化対策基本法」に基づく、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針として、平成27（2015）年3月「少子化社会対策大綱」を策定し、少子化対策を行ってきましたが、依然として、少子化状態から脱することができていません。

当町では、少子化対策として、平成17（2005）年度から妊娠・出産の希望をかなえるため、不妊治療を受ける夫婦への経済的支援を実施してきています。加えて、安心して子どもを産み育て、子どもの健やかな成長や発達を促すことができるよう、各種健診や教室、相談体制の充実を図るなど、各部署が連携して妊娠・

出産・子育てへの切れ目のない支援に取り組んできています。令和2（2020）年には、子育て支援に関する「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、「子育て世代包括支援センター」を設置し、母子保健分野と子育て支援分野の両面からの一体的な支援の提供を始めました。

当町においては、人口の増加が続いてきています。しかし、年少人口は減少傾向にあり、長期的にも減少が続くことが予想されます。合計特殊出生率については、平成30（2018）年1.58と全国平均の1.42を上回っていますが、人口減少を抑止していく上で十分な水準とは言えません。

少子化を抑制していくためには、結婚・妊娠・出産・子育て・教育・仕事の各段階に応じた少子化対策を推進していくことが重要です。あわせて安心して子どもを産み育てることができる環境整備と地域で子どもの育ちを支える仕組みを構築していくことが必要です。

※合計特殊出生率：「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子ども数に相当する。

② 目指すべき姿

安心して子どもを産み育てることができる環境が整備された状態

指 標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
御代田町における出生数	99人	99人

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 結婚・妊娠・出産・子育て・教育・仕事の各段階に応じた支援を推進します。
- ② 安心して子どもを産み育てることができる環境整備を推進します。
- ③ 地域で子どもの育ちを支える仕組みを推進します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
子育て支援事業	御代田町子ども・子育て支援事業計画に基づき、総合的に子育て支援事業を実施します。
不妊治療費助成事業	特定不妊治療を受けている夫婦の不妊治療費の助成を継続実施します。

第2節

保健予防対策の推進

第1項 生活習慣病予防と健康増進対策の推進

① 現状と課題

当町においても、がん・心臓病・脳血管疾患のいわゆる“3大生活習慣病”が死亡原因の上位を占めています。これらの疾病は早い段階から健康管理をし、生活習慣の改善を図ることで予防が可能とされています。町では、住民の生活習慣改善および健康意識の向上を目的に、働き世代をターゲットとした「健康実践セミナー」や、各地区の保健補導員と協力して、健康相談、栄養講話、運動指導を組み込んだ各種健康教室を定期的に実施し、一次予防に努めています。また、二次予防は、生活習慣病の早期発見、早期治療に重要なことから、定期的に保健補導員による基本健康診査・各種がん検診(以下「健(検)診」という。)の受診勧奨を行っています。

健(検)診は、医療機関以外の保健施設(保健センター)で受診する集団健(検)診の他、基本健康診査(以下「基本健診」という。)・子宮頸がん・乳房検診は、委託医療機関で受診する個別健(検)診を実施し、受診者が都合に合わせて選択できる体制を整えています。

若年世代と後期高齢者世代が受診できる基本健診は、全受診者に対し、保健師・管理栄養士が個別に結果説明会を行うことで、生活習慣の

振り返りや生活改善、自ら行動変容に取り組むための動機づけ支援に取り組んでいます。受診結果を住民の健康維持・増進に活用するため、電算化によるデータ管理を行っていますが、今後は蓄積されたデータを分析し、後期高齢者を含めた更なる疾病予防に取り組む必要があります。

各種がん検診は、国が死亡減少効果と費用対効果から推奨するがん検診指針に基づいて実施しています。受診率は県と比較して、胃、肺、大腸がん検診は平均を上回り、子宮頸がん、乳房検診はほぼ同率ではあるものの、県が第2期信州保健医療総合計画の中で目標としている50%以上には到達していない状況です。このため、子宮頸がん、乳房検診の無料クーポン配布事業(特定年齢を対象)の実施に加え、令和元(2019)年度、令和2(2020)年度には自己負担金の見直しを行い、受益者負担を軽減するなど、受診しやすい体制整備を進めています。今後も先進地の対策を参考にするなど、検討と見直しを重ねることで受診者の満足度の高い体制を整備し、受診率の向上に努める必要があります。

② 目指すべき姿

住民自らが健康意識を高め、積極的に健康増進のための活動に参加し、健(検)診を定期的に受診するなどの健康保持・増進活動に取り組んでいる状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
各種がん検診受診率(胃、肺、大腸、子宮頸がん、乳房検診)	8.3~23.1%	50%
健診結果報告会参加率	95.1%	100%
健康実践セミナーの参加者数	65人	100人
地区健康教室参加者数	728人	873人

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 健(検)診の充実を図ると共に、健(検)診の受診勧奨に努めます。
- ② 健(検)診結果の分析から、健康課題を抽出し、住民のニーズに合った健康増進のための事業を展開します。
- ③ 健康増進のための事業を展開することで、正しい健康知識の普及・啓発に努めます。
- ④ 保健補導員などの活動を積極的に支援し、地域における健康づくりの推進を図ります。
- ⑤ 医療機関と連携して、生活習慣病予防の対策を講じます。

●【主な事業】

事業名	事業内容
基本健診事業	若年世代、後期高齢者世代を対象に集団・個別健診を継続実施します。
各種がん検診事業	国の指針に基づき適切な検診を集団・個別で継続実施し、更に受診しやすい体制を整備します。
女性特有のがん検診無料クーポン配布事業	子宮頸がん検診30歳・乳がん検診40歳の女性に無料クーポンを配布します。
健診結果報告会	自らの行動変容を働きかけるため個別対応による結果説明を行います。
働き盛りの健康実践セミナー	働き盛りの世代を対象に生活習慣改善プログラムを実施します。
地区健康教室	様々な世代を対象に、医療専門職による地域の健康課題に対応した健康教育を実施します。

第2項 感染症予防対策の推進

① 現状と課題

感染症予防対策は、予防接種法に基づく定期予防接種、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づく結核定期健康診断（胸部レントゲン検査）（以下「結核定期健診」という。）・HIV感染症（エイズ）を含む性感染症（以下「性感染症」という。）対策、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく新型インフルエンザ等対策があげられます。

定期予防接種は令和2（2020）年10月現在、集団予防目的に比重を置いたA類11種類、個人予防目的に比重を置いたB類2種類の計13種類が対象で、かつて集団接種が実施されていましたが、現在は適切かつ安全に実施するため、かかりつけ医などで行う個別接種が原則とされています。町でも個別接種への移行を進め、令和元（2019）年度には全ての定期予防接種を個別接種に移行しています。

国は、先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの種類が少ない「ワクチン・ギャップ」問題の解消を進めています。今後も予防接種法の改正に伴う種別や対象者の拡大へ対応していくことが必要です。

結核定期健診については、肺がん検診と同時実施しています。近年は、抗結核菌に耐性を有する多剤耐性結核の発生、高齢者の再発など新たな課題もみられることから、早期発見、早期治療につなげるため、引き続き結核定期健診の受診勧奨に努めることが重要です。

性感染症については、若者世代で近年急増しています。感染を広げる要因として、症状が出ていく自分の感染に気づきにくいことがあげられ、予防には若者自身が、性に関する意思決定や行動選択ができる正しい知識の提供が重要です。町では、中学校の協力を得て、思春期を迎える中学生を対象に成長段階に合わせた性感染症予防講演会を学年ごと開催しています。今後、性感染症対策を推進するため、教育委員会、学校の養護教諭との連携を更に強化する必要があります。

病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性がある新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）対策は、特措法により発生時における措置及び緊急事態措置などが定められ、感染症法などと相まって国全体として態勢が整備され、対策の強化が図られています。町でも平成26（2014）年3月に「御代田町新型インフルエンザ等対策行動計画」を制定し、新型インフルエンザ等の発生に備えて態勢を整備しました。

令和2（2020）年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の際には、同計画に基づき2月28日、町新型コロナウイルス感染症対策本部を、4月8日、特措法第32条に基づく緊急事態宣言発令を受けて対策本部を法定設置し、国、県と相互に協力連携し対策を推進しています。

今後も新型コロナウイルス感染症対策に対応するため、住民に対し手洗い、咳エチケットなどの衛生知識の普及に努める他、ワクチンが確

保された場合の特定接種、住民接種が速やかに実施できるよう、予防接種体制の構築を進める必要があります。

② 目指すべき姿

住民が感染症についての正しい知識を持って感染症予防に取り組み、定期予防接種、結核定期健診を受けることで、感染症が予防できる状態

指 標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
定期予防接種の個別接種の実施	全種	全種
中学生対象性感染症予防講演会実施回数	各学年1回	各学年1回

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 定期予防接種の徹底を図るため、啓発に努めます。
- ② 各種ワクチン接種の費用負担について検討します。
- ③ 結核定期健診の受診強化を図ります。
- ④ 教育委員会などと連携を密にし、思春期における性感染症予防の学習を推進します。
- ⑤ 国、県と連携協力して新型コロナウイルスを含む新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
定期予防接種事業	予防接種法に基づき、定期予防接種を適切に実施します。
結核定期健康診査事業	感染症法に基づき、結核定期健診を適切に実施します。
中学生対象性感染症予防講演会事業	成長段階に応じ、学年ごとに年1回講演会を開催します。
住民接種実施計画事業	国及び県の協力を得ながら新型インフルエンザ等対策に係る住民接種実施計画を策定し、接種体制の構築を図ります。

④ 関連計画（個別計画）

- 御代田町新型インフルエンザ等対策行動計画

第3項 母子保健の充実

① 現状と課題

母子保健は、思春期・結婚期・妊娠期・分娩期・新生児期・乳幼児期のそれぞれの時期にふさわしいサービスが受けられるよう取り組んでいます。

町では、妊娠期から子育て期を安心して過ごせるよう、母子保健事業と医療、福祉、教育などの関係機関による切れ目のない支援体制の構築を目指し、令和2（2020）年度に子育て世代包括支援センターを設置しました。従来の母子保健事業を活用した個々の状況把握と必要に応じて関係機関と連携して支援を行っています。

子どもを授からない夫婦にとっては、不妊治療は精神的・経済的負担が大きく、心身両面の支援が必要です。現在、不妊治療に要する費用の一部を補助する制度を設けている他、県の事業を活用して精神面への支援を行っています。

妊娠・出産に伴う経済的負担軽減と産後支援を充実するため、乳児健康診査、新生児訪問、4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児を対象にした健康診査、離乳食教室・子育て教室などの乳幼児健康教室に加え、平成30（2018）年度から産婦健康診査の公費助成と産後ケア事業を、令和2（2020）年度から妊産婦健康相談を実施しています。

乳幼児健康教室では、地域での孤立が母親の

育児に対する不安を招きやすいことから、同じ子育て世代の母親同士の対話を通じて、仲間づくりや育児に自信が持てるように支援しています。「5歳児健やか教室・相談会」は、運動能力、言語能力が発達し、社会性が育まれる5歳児を対象とした教室で、食事、歯の健康、親子遊びを通じて5歳児の成長の理解と健やかな成長を促しています。また、幼児期から学童期への移行期に継続支援が必要な親子に対して切れ目のない支援を実施できるよう、町民課こども係、保育園、教育委員会学校教育係と協力連携して開催しています。

健康診査の未受診は児童虐待のサインと言われる、児童虐待予防対策として受診勧奨とともに電話、訪問などで状況把握を行い、必要者については関係機関と情報共有しています。

学童期・思春期には、中学生を対象に「思春期ふれあい体験」を開催して、子育て中の母親との会話や乳児との触れ合いを通じ、命の尊厳を学ぶ機会としています。

ライフスタイルや経済社会の変化の中で、子育てを専ら委ねられてきた家族は今や就業、家事、子育てや介護に追われ、特に乳幼児期の親の負担が高まりやすいと言われています。今後、切れ目のない支援を充実させていくことがますます重要となっています。

② 目指すべき姿

子育て世代の親子が、妊娠・出産・育児期からの切れ目のない支援を受けて安心して子育てできる状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
妊娠・出産について満足している親の割合（4か月児健康診査）	84.9%	85% （県目標水準）
育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど解決方法を知っている親の割合（4か月児健康診査）	90.9%	95% （県目標水準）
1歳6か月児健康診査受診率	96.6%	96.6%以上
3歳児健康診査受診率	97.3%	97.3%以上

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 子どもを授からない夫婦に対し、経済的・精神的負担を軽減できる支援の充実を図ります。
- ② 妊婦健康診査、産婦健康診査に対して助成を行います。
- ③ 安心して子育てができるよう、産前産後の支援体制の充実を図り、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を推進します。
- ④ 乳幼児健康診査の待ち時間を短くするなど受診しやすい体制を整え、受診率の向上を図ります。
- ⑤ 乳幼児健康診査の未受診者について受診勧奨を行い、受診率の向上を図ります。

●【主な事業】

事業名	事業内容
不妊治療助成事業	1回の治療につき15万円まで、1年度あたり2回を限度に通算5年間不妊治療の費用の一部を助成します。
妊婦・産婦一般健康診査	妊婦健診14回、産婦健診2回の補助を行います。
産後ケア	出産後、保健指導や育児指導の必要な母子に対し、母体の管理や育児指導などの保健指導を提供します。
新生児訪問	各家庭に訪問し、母子の心身の様子や養育環境を把握し、適切な指導を行います。
各種乳幼児教室	各年齢に応じた成長発達を促す集団での関わりの支援、保護者の様々な個別相談に応じます。
乳幼児健康診査	成長発達の状態を明らかにし、最適な成長発達を遂げるよう健康管理、保健指導を行います。

第4項 精神保健の充実

① 現状と課題

障害者手帳所持者数の推移（第1節第2項障がい者（児）福祉の推進参照）をみると、当町においても精神障がい者数は、年々増加傾向にあります。

全ての住民が生きやすい地域づくり、こころの健康づくり対策を推進するため、精神疾患及び障がいに対する地域住民への正しい知識の普及・啓発に加え、保健所・医療機関との連携を強化し、疾病の早期発見・早期治療につなげていく必要があります。

障がい者の社会復帰は、発病後の生活のしづらさから家に閉じこもりがちになり家族以外との関わりが減少することで意欲低下を招きやすいことが障壁となりがちです。生きづらさと社会からの孤立は、自殺の要因となる可能性もあることから、自宅以外で仲間と過ごす「憩いの家」や医療機関のデイサービス、やまゆり共同作業所などの通所型福祉サービス、家族や親族から離れて支援やサービスを受けて共同生活するグループホームなどで、安心して他者と交流し過ごすことで障がい者の精神的安定や自己肯定感の向上が図れるよう、障がい者福祉の担当部署と連携して社会復帰に向けた支援を行っています。

精神障がいは、本人ばかりではなく家族にとっても大変つらいものです。同じ境遇の家族同士が、交流を通して悩みを少しでも軽減できるよう、県、NPO法人、医療機関などで開催

している家族向けの相談会や研修会、家族会を紹介、活用し、支援を行っています。

当町の自殺者の状況は、平成21（2009）年～29（2017）年の平均自殺死亡率（※）が17.02と県平均20.7を下回り、中長期的傾向は減少傾向にあるものの、いまだ自殺によってかけがえのない命が失われています。平成18（2006）年10月に自殺対策基本法が施行され、「個人の問題」と認識されていた自殺が「社会の問題」と認識されるようになったことから、地域の実情に応じた相談・支援体制を構築するため、町においても令和元（2019）年度に「御代田町自殺対策推進計画」を策定しています。

自殺はその多くが、健康や家族の問題をはじめ、経済や生活の問題など、多くの要因が複雑に絡み合って深刻化した結果による追い込まれた末の死といわれています。また、自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こりえる」こと、「危機に陥った場合は誰かに援助を求めることが適当である」こと、「自殺の多くが防ぐことのできる社会的な問題である」こと、「自殺を考えている人は、サインを発している」ことが町全体の共通認識となるように、更に、命の大切さをもう一度考えるため、講演会や広報などを通じて積極的に啓発していくことが必要です。

※平均自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数

② 目指すべき姿

全ての住民が、人とのつながりの中で、心の負担が減り、生きる希望を持って生き生きと暮らすことができる状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
憩いの家利用者実数	9人	9人
ゲートキーパー（※）養成講座受講者	延17人	延26人
過去10年の平均自殺死亡率	17.0人	13.6人以下

※ゲートキーパー：大切な命を守るために自殺を予防する命の門（ゲート）の守り人（キーパー）。日常生活で悩んでいる人に気づき、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ります。

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 医療、福祉サービスを活用して、精神障がい者の社会復帰を推進します。
- ② 生きづらさや孤立を抱えがちな精神障がい者が、孤立する前に地域でつながることができるよう、「心のよりどころ」として居場所づくりを推進します。
- ③ 家族向けの相談会や研修会、精神障がい者家族会の紹介を通じ、不安を抱える家族を支援します。
- ④ ゲートキーパー養成講座、住民向け講演会を開催し、自殺対策を支える人材育成と自殺に対する正しい知識の啓発と普及を推進します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
憩いの家事業	精神疾患などにより自宅に引きこもりがちな方を対象に、日中の居場所となる「憩いの家」を開催します。
ゲートキーパー養成講座開催事業	誰もが生きやすい地域づくりを推進するためゲートキーパーを養成します。
健康づくりの集い事業（講演会）	いのちの大切さや健康で生き生きとした生活を送ることができる地域づくりについて、皆が考える場として年1回開催します。

④ 関連計画（個別計画）

- 御代田町自殺予防対策推進計画

第3節

国民健康保険会計・後期高齢者医療会計・介護保険会計の健全運営、年金の推進

第1項 国民健康保険会計の健全運営

① 現状と課題

国民健康保険（以下「国保」という。）制度は、社会保障制度の一環として国民皆保険の中核をなしています。農業、自営業、無職、零細企業の従業員及びその被扶養者を被保険者として、職域単位の制度でカバーできない者をもって構成され、地域住民の健康保持増進を図り、生活の安定に重要な役割を果たしています。

国保被保険者は、平成20（2008）年度の後期高齢者医療制度導入に伴い、大幅に加入者を減らして、現在に至っています。また、少子高齢化の進展や医療費の増大などにより国保事業を取り巻く環境は、極めて厳しい状況にあります。

このような状況の中、平成30（2018）年度には、市町村国保が抱える構造的な課題である、年齢構成が高く医療費水準が高い、低所得者が多い、小規模被保険者が多いなどの問題を解消するために制度改革を実施し、国保の財政運営主体が県へ移行しました。これにより、小規模町村の国保税（料）負担の急増のリスクの軽減と、保健事業の取組みが促進されます。今後は、県内で統一した国保税（料）を目指し協議が進みます。また、国保税（料）の賦課における資産割についても、時代の変化に伴い合理性が低下しているなどの理由により、廃止の検討がされています。まずは、令和4（2022）年度までに佐久保健所管内での医療費水準を統一すること、そして令和9（2027）年度までに全県で資産割を廃止することが示されているこ

とから、当町でも資産割廃止を含めた国保税率の改正を引き続き検討するなど適正な事務執行に努めていく必要があります。

町が行う業務は、資格管理、国保税率の決定、賦課・徴収、保険給付、医療費適正化などになります。町の国保税収入は、被保険者数の減少や所得が減少していることに伴い、ここ数年減少傾向にあります。その一方で一人当たり医療費は生活習慣病の増加や医療の高度化などにより増加傾向にあります。

医療費の増加を抑制するため平成20（2008）年度からは、特定健康診査の実施が義務付けられました。これは、内臓脂肪の蓄積によって引き起こされる高血圧・高血糖・脂質異常症などを早期発見し、適切な指導を行っていくことで、脳梗塞・心筋梗塞・糖尿病など、長期化して多額の医療費がかかる重大な疾病を未然に防ぐことを目的に実施するものです。生活習慣病予防などの保健事業の充実を図り、適正な医療受診の啓発にも取り組んでいかなければいけません。

当町においては、春と秋の2回、集団での健康診査のほか、個人の都合で医療機関に申し込んで受診ができる個別健診を実施しています。特定健康診査の受診率及び保健指導率の向上が疾病の発症予防・重症化予防、更には、医療費の抑制に直結することから、40歳から74歳の国保加入者のうち、50%以上の受診率、70%の保健指導率を目指しています。受診率

向上のためには、未受診者に対して電話勧奨や戸別訪問を実施し、負担が少ない定期的な通院

の健診結果を報告するみなし健診の推進に努めていく必要があります。

■国保加入状況

（単位：世帯、人、%）

年度	項目	世帯数	人口	加入者数		加入割合		世帯当被保険者数
				世帯数	被保険者	世帯数	被保険者	
平成27		6,650	15,454	2,417	4,192	36.3	27.1	1.73
平成28		6,746	15,490	2,402	4,065	35.6	26.2	1.70
平成29		6,847	15,525	2,354	3,935	34.4	25.3	1.67
平成30		6,897	15,562	2,307	3,801	33.4	24.4	1.65
令和元		7,025	15,708	2,210	3,617	31.5	23.0	1.63

資料：保健福祉課

■国保税額の推移（現年課税分）

（単位：円、%）

年度	項目	調定額	収納額	徴収率
平成27		456,883,500	441,302,130	96.59
平成28		463,081,500	446,160,784	96.35
平成29		444,241,300	428,012,049	96.35
平成30		422,105,300	406,552,958	96.32
令和元		423,295,139	406,291,029	95.98

資料：保健福祉課

■1人当たり医療費

（単位：円）

年度	項目	国保計	一般	退職
平成27		299,375	293,752	403,716
平成28		303,059	300,160	389,776
平成29		312,484	310,755	404,235
平成30		326,631	325,257	506,765
令和元		333,001	333,041	307,897

資料：保健福祉課

■特定健診（集団健診・個別健診 40歳～74歳）の状況

年度	項目	受給者	結果			受診率（%）
			高血圧	高血糖	内臓脂肪症候群	
平成27		1,311	383	516	211	47.6
平成28		1,218	352	408	175	45.6
平成29		1,224	356	467	206	47.8
平成30		1,165	357	461	179	46.1
令和元		1,225	417	437	141	49.0

資料：保健福祉課

② 目指すべき姿

誰もが安心して医療が受けられるように、国民健康保険会計が健全に運営されている状態

指 標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
1人当たり医療費	333,001円	320,000円
特定健診受診率	49.0%	52.0%
保健指導率	66.4%	70%

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 納税意識の高揚と収納率の向上を図ります。
- ② 特定健康診査受診率・健康指導率の向上を図ります。
- ③ 医療費の適正化に向けて、医療内容の点検を図ります。
- ④ 令和4(2022)年度までの佐久保健所管内での医療費水準統一、令和9(2027)年度までの資産割廃止に向け、協議を進めます。

●【主な事業】

事業名	事業内容
国民健康保険税広報事業	パンフレットや広報やまゆりを活用して、納税意識の高揚と収納率の向上を図ります。
特定健診事業及び特定保健指導事業	メタボリックシンドロームの概念を導入した健診を実施し、健診結果(人間ドックも含む)に基づき保健師や管理栄養士、医療機関による保健指導を行います。
特定健診受診率向上事業	健診受診率向上のため、電話勧奨や戸別訪問を実施するとともに、定期的な通院の健診結果を報告するみなし健診や、自分で医療機関に申し込んで健診を受ける個別健診の推奨を積極的に図ります。
診療報酬明細書点検事業	専門家による診療報酬の内容点検を行い、疑義があるものについて再審査をすることで、医療費の適正化を図ります。

第2項 後期高齢者医療会計の健全運営

① 現状と課題

後期高齢者医療制度は、平成20(2008)年度に開始されました。被保険者の認定や保険料の決定、医療の給付など制度の運営は長野県後期高齢者医療広域連合が行い、各種申請や届け出の受付、保険料の徴収などの窓口業務を町が行なっています。

保険料額(均等割額・所得割額)は、県内統一で広域連合が決定し、2年ごとに改定されますが、後期高齢者の増加に伴って医療費も増加

していることから、今後も保険料の負担が増大すると考えられます。

当町の1人当たり医療費は、平成30(2018)年度は782,086円で県平均の831,187円を下回っています。しかしながら、人生100年時代といわれる今、高齢者がいつまでも健康に暮らし続けられるよう、より一層力を入れて、医療と介護の連携に取り組む必要があります。

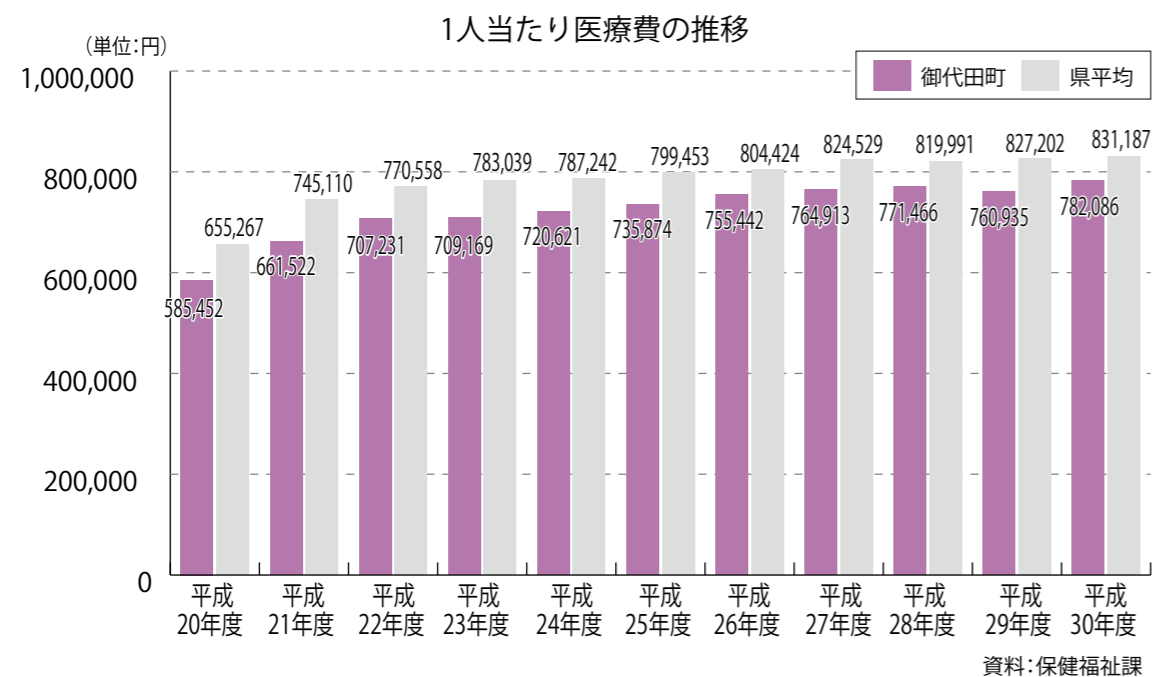
健康寿命の延伸を目指す国の制度改正によ

り、市町村は「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」を令和6(2024)年度までに開始することとされ、町では、制度開始となる令和2(2020)年度から当事業を開始しています。この事業は、これまで疾病予防や重症化予防といった保健事業の対象が、主に74歳以下の方であったものを、今後は75歳以上の方にも拡大し、保健事業の視点を加えた介護予防事業を推進していくものです。具体的には、

75歳以上の方の健診にフレイル(虚弱)の概念を入れて状況を把握することや地区の健康教室などの「通いの場」において、保健医療のサポートを加えることを予定しています。これにより、重症化予防や介護予防への取り組みの強化を図っていくことが重要です。

■ 1人当たりの医療費と保険料額の推移 (単位：円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
御代田町	585,452	661,522	707,231	709,169	720,621	735,874	755,442	764,913	771,466	760,935	782,086
県平均	655,267	745,110	770,558	783,039	787,242	799,453	804,424	824,529	819,991	827,202	831,187
保険料均等割額	35,787		36,225		38,239		40,347		40,907		40,907
保険料所得割率	6.53%		6.89%		7.29%		8.10%		8.30%		8.30%



② 目指すべき姿

後期高齢者の疾病・介護予防を促進し、生涯現役(健康寿命の延伸)を目指すことで、会計が健全に運営されている状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
健診又は人間ドックの受診率	16.2%	25.0%
地区健康教室参加者数	728人	873人

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 後期高齢者の健診受診率を向上させ、健康課題の把握に努めます。
- ② 保健・医療・介護部門が連携し、保健事業と介護予防を一体的に実施します。

●【主な事業】

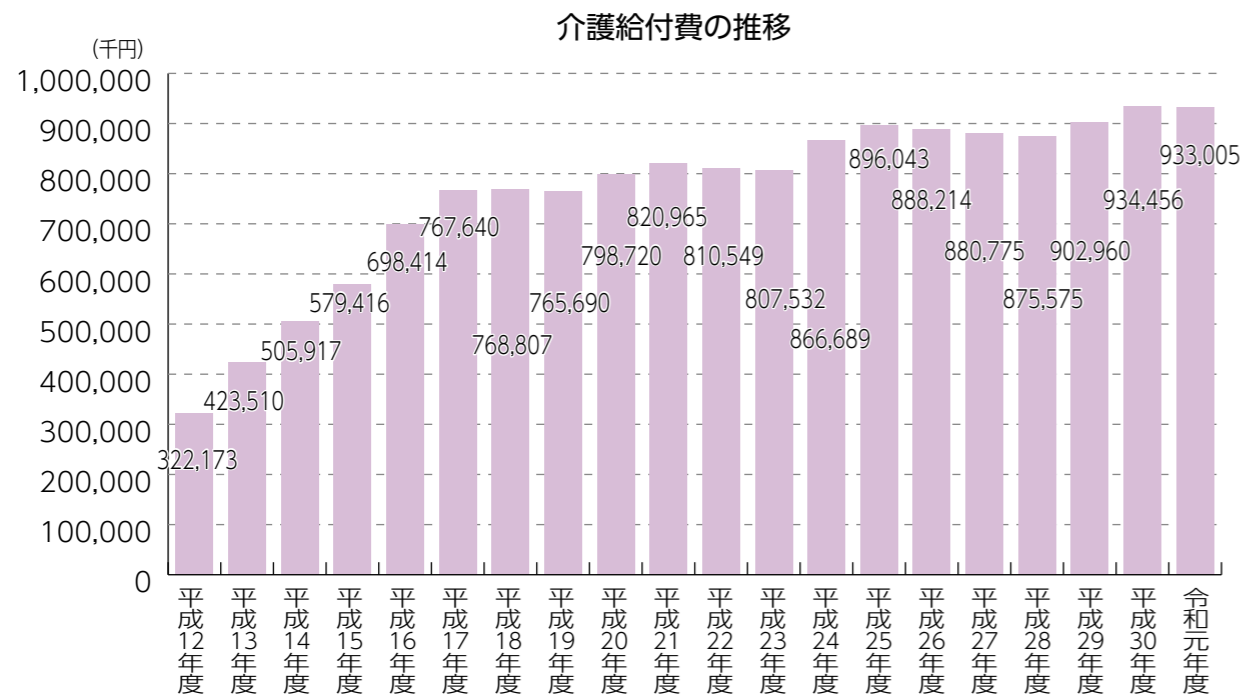
事業名	事業内容
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	75歳以上の高齢者に、後期高齢者健診の質問票を用いた問診を実施し、健康状態の総合的な把握に努めます。また、低栄養防止や重症化予防などの個別的支援や通いの場を活用したフレイル予防の普及啓発のための健康教育を実施します。

第3項 介護保険会計の健全運営

① 現状と課題

介護を必要とする人を社会全体で支える仕組みとして、平成12(2000)年度に介護保険制度が開始されました。当町は、平成17(2005)年度まで介護給付費及び認定者数の著しい増加が続きましたが、平成18(2006)年度以降は、制度の定着もあり、自然増はあるものの急激な増加は見られません。これは、当町が平成18(2006)年度に開始した「介護給付適正化事業」と平成27(2015)年度に県内でいち早く開始した「介護予防・日常生活支援総合事業」の成果の表れでもあります。当町の第7期(平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)の介護保険料は、基本月額4,610円で第6期より550円引き下げることができ

ました。今後ますます高齢化が進行し、介護認定者数の増加が見込まれる状況の中、介護予防の重要性は更に増えています。高齢者が自立した生活を続けるために、「介護予防・日常生活支援総合事業」において、介護認定を受ける前の早い段階から利用できるサービスを充実させ、元気な高齢者を増やすことで、給付費の抑制につなげていく必要があります。また、介護が必要となっても、できる限りその人らしい生活を送れるようなサービスを提供するため、適正化事業を毎年継続して行っていく必要があります。合わせて、平成30(2018)年度から指定・指導の権限が県から市町村へ移行した居宅介護支



資料:保健福祉課

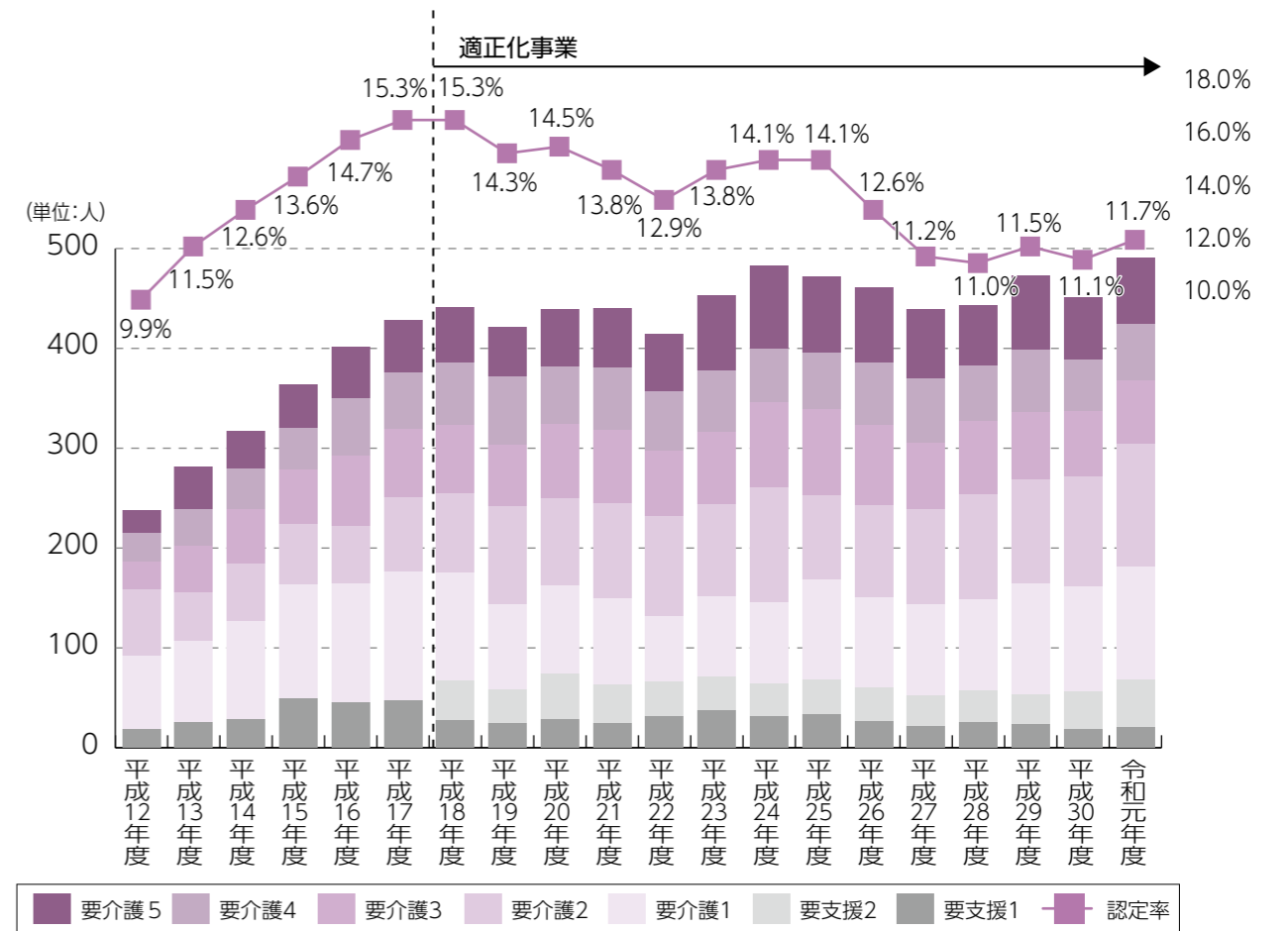
援事業所を含め、地域密着型などの介護サービス事業所に対し、質の高い介護サービスが提供されるよう適切に指導・監査などを実施することが必要です。

また、社会福祉法人・ボランティア・NPO・

民間企業などとの協力体制を構築することで、多様な主体によるインフォーマルサービスを充実させ、介護給付費の増加を抑制する取り組みも重要となっています。

■要介護等認定者数及び介護認定率の推移 (単位:人)

年度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
要支援1	31	37	31	33	26	21	25	23	18	20
要支援2	35	34	33	35	34	31	32	30	38	48
要介護1	66	81	82	101	91	92	92	112	106	113
要介護2	100	92	115	84	92	95	105	104	110	124
要介護3	65	72	85	86	80	66	73	67	65	63
要介護4	60	62	53	57	63	65	56	63	52	56
要介護5	57	75	84	76	75	69	60	74	62	67
合計	414	453	483	472	461	439	443	473	451	491



資料:保健福祉課

② 目指すべき姿

適切な介護サービスの提供により、介護保険会計が健全に運営されている状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
要介護認定者の割合	11.7%	12.1%以下
介護予防・日常生活支援総合事業 通所サービスB(住民主体の通いの場)実施団体数	1団体	2団体以上

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 介護予防・重症化防止の取組みを強化し、元気な高齢者の増加を目指します。
- ② 介護給付適正化を推進し、真に必要なサービスの提供を支援します。
- ③ 提供される介護サービスの質の向上を目指します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
介護予防・日常生活支援総合事業	要介護認定を受ける前から利用できるサービスを充実させ、介護予防を推進します。
介護給付適正化事業	ケアプラン点検や介護給付費通知を行い、利用者が真に必要なサービスを提供を支援します。
介護サービス事業所実地指導	介護サービス事業所に対して適切な指導を行います。

④ 関連計画(個別計画)

- 御代田町老人福祉計画第8期介護保険事業計画

第4項 国民年金の推進

① 現状と課題

国民年金は、国内に住む20歳以上60歳未満の人が加入し、老後の生活、突然の事故、病気で障がいを負ったときなどの支えになる、公的年金制度の一つです。

現在の年金は、賦課方式で世代間扶養という、現役世代がその収入で高齢世代に給付し年金を支える仕組みになっています。年金を受給するためには、保険料を納めた一定の期間が必要です。このため、保険料の納付が困難なときは、保険料の免除・納付猶予制度などを利用して納付期間を確保し、未納期間が発生しないようにすることが大切です。

しかし、年金記録問題・個人情報流出問題による年金制度への不信感、年金保険料の負担感の増大などにより、保険料の納付率は70%と

低い数値で推移しています。国民年金保険料の徴収については日本年金機構が担い、町は、被保険者の加入・異動・免除などの申請手続きが主なものとなっています。業務は分けられていますが、保険料の未納期間があると事故や病気などで自立した生活が困難になった場合、年金の給付が受けられなくなるため、町では年金の手続きで窓口に来られる場合、状況を確認し町独自に作成した、納付や口座振替登録を推進するチラシを配布したり、口座振替を直接呼びかけたり、免除制度を説明したりするなど受給資格の確保に努めています。この他にも、日本年金機構と連携し、加入年齢となる20歳を主な対象とした公的年金制度の必要性を理解してもらうための啓発や、現役世代の各種手続きの推

進に努めていく必要があります。

国では、短時間労働者の厚生年金適用拡大や、在職老齢年金の改正、確定拠出年金の加入要件緩和や中小企業向け制度の対象拡大など、将来の年金増につながる年金改正を進めています。

これにより、全世代型社会保障の構築に向け、働き方の多様化や就業期間の長期化への対応、また人生100年時代といわれるなか、高齢期の収入確保を図ることを目指していかなければなりません。

■加入状況 (単位：人)

年度	区分	強制加入	任意加入
平成27	拠出年金	3,079	31
	附加年金	19	72
平成28	拠出年金	2,949	26
	附加年金	19	63
平成29	拠出年金	2,806	31
	附加年金	20	65
平成30	拠出年金	2,711	30
	附加年金	20	63
令和元	拠出年金	2,703	27
	附加年金	21	60

資料：保健福祉課

■保険料免除者数 (単位：人)

年度	法定免除	申請免除
平成27	89	437
平成28	95	440
平成29	95	478
平成30	109	431
令和元	104	483

資料：保健福祉課

■納付率 (単位：%)

年度	納付率
平成27	65.2
平成28	65.9
平成29	67.0
平成30	68.4
令和元	71.0

資料：保健福祉課

■拠出年金受給状況(旧法) (単位：人、千円)

年度	老齢年金		通算老齢年金		障害年金	
	受給者数	年金額	受給者数	年金額	受給者数	年金額
平成27	171	82,717	93	21,110	8	6,631
平成28	140	68,468	84	18,715	7	5,851
平成29	123	60,350	72	16,594	5	4,287
平成30	94	48,132	52	11,938	4	3,313
令和元	83	42,648	40	9,073	4	3,316

資料：保健福祉課

■拠出年金受給状況(新法) (単位：人、千円)

年度	老齢基礎年金		障害基礎年金		遺族年金		寡婦年金	
	受給者数	年金額	受給者数	年金額	受給者数	年金額	受給者数	年金額
平成27	3,502	2,415,795	35	28,698	33	24,997	0	0
平成28	3,656	2,525,802	42	34,774	31	23,437	0	0
平成29	3,792	2,605,732	48	39,804	32	25,528	0	0
平成30	3,913	2,685,663	52	43,743	29	23,296	1	344
令和元	4,041	2,780,000	54	45,933	30	23,768	3	1,346

資料：保健福祉課

② 目指すべき姿

老後や自立した生活が困難になった場合など年金受給が必要になったときに、保険料の未納が無く年金が受給できる状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
国民年金保険料納付率	71.0%	74.0%

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 日本年金機構と連携し、保険料納付率向上に努め受給資格の確保を図ります。
- ② 日本年金機構と連携し、制度に関する啓発の強化や、年金相談の充実を図ります。

●【主な事業】

事業名	事業内容
法定受託事務及び協力連携事務	被保険者の資格の取得・喪失などの各種届出の事務を法定受託し、相談などについては協力連携し実施します。



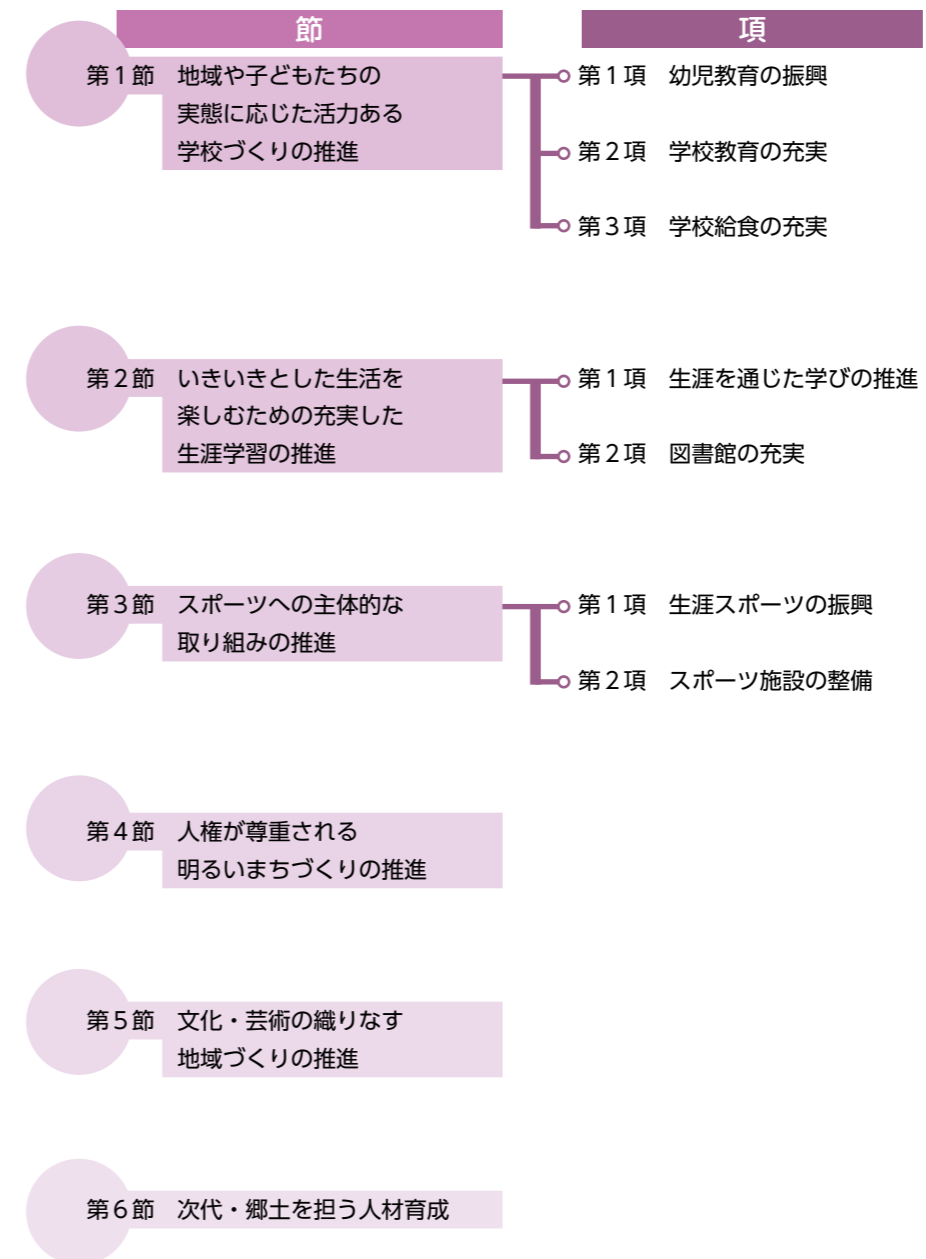
第3章

第5次 御代田町長期振興計画
—後期基本計画—

次代・郷土を担う人を育み
文化のかおるまちをつくります

第3章

次代・郷土を担う人を育み 文化のかおるまちをつくります



第1節

地域や子どもたちの実態に応じた 活力ある学校づくりの推進

第1項 幼児教育の振興

① 現状と課題

町内には、私立の杉の子幼稚園、サムエル幼稚園、また保育施設は公立のやまゆり保育園、雪窓保育園と私立のたんぽぽ保育園、保育園つくしんぼ、小規模保育所おひさまの7施設が設置され、各施設が独自性を発揮しつつ、相互の連携・協力のもと、多様な保育活動を行っています。

町は、子育て支援として、幼児教育を支える私立幼稚園への運営費の助成や経営の健全化に対する、総合的な支援を行っています。

幼児の生活は、家庭・地域社会・幼稚園及び保育園など施設の間で連続的に営まれており、この三者で連携がとられ、幼児への教育が全体として豊かなものになってはじめて、幼児の健全な成長が保障されます。この三者における教育は、それぞれの有する教育機能を互いに発

揮し、バランスを保ちながら、幼児の自立に向けて幼児の健やかな成長を支える大切な役割を果たしています。

幼児期における教育は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものであることを認識し、子どもたちの健やかな成長のために施設・設備など良好な環境を整備する必要があります。また、幼稚園教諭・保育士の資質・専門性の向上のほか、配置基準の改善、保育内容の向上により更に教育が豊かなものになります。

そのためには、家庭・地域社会・幼稚園及び保育園等施設の三者で、より一層連携を強化していく必要があります。

② 目指すべき姿

家庭・地域社会・幼稚園や保育園の連携強化などにより、幼児教育の意義や役割が達成できる状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
保育・子育て支援の住民満足度	満足21.9% 普通62.5% 不満15.6%	満足30.0%

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 幼児教育環境の充実を図るため、私立幼稚園の運営補助及び私立幼稚園を利用する世帯への補助を今後も継続します。
- ② 幼稚園・保育所・小学校間での連絡協議会を開催し、相互参観・合同研修会などの開催を検討します。
- ③ 地域の資源を活用した子ども同士の交流や様々な人やものとふれあう機会の場の提供について検討します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
幼稚園運営費補助金事業	私立幼稚園に対し、運営費を補助します。
合同研修会などの開催	幼稚園・保育所・小学校間での、合同研修会などの開催を検討します。

④ 関連計画（個別計画）

- 第2期子ども・子育て支援事業計画（みよたっ子育成 ひだまりプラン）

第2項 学校教育の充実

① 現状と課題

学校教育においては、社会の変化に自ら対応できる知識及び技能の習得はもちろんのこと、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などを伸ばし、基礎学力の向上に努めることが重要となります。

町では、小・中学校において学習習慣の定着や基礎学力を向上させることを目的に放課後学習塾を開催しています。できる限り個々の進度に合わせた指導を行い、学年ごとにテキストを活用した学習をしています。また、学力向上の総仕上げと義務教育の最終年度である中学3年生を対象として、民間委託による公設学習塾「夢サポート塾」を開講しています。民間教育機関の指導方法やノウハウを生かした習熟度別・少人数制の指導をすることで、より一層の学力向上を目指しています。

特別な支援を必要とする子どもについては、その数が増加傾向にあるとともに、障がいの特性は多様化してきています。子どもの個々の力や理解度の実態を把握し、その子の良さを生かしながら、発達段階に応じた支援体制の充実が求められています。保護者への支援や子どもへの教育支援、就学などに対する相談体制について、関係機関と連携強化を図っていく必要があります。

個々の事情により学校に通えない子ども、障がいのある子どもなど、多様な教育的ニーズに応じた個々の子どもへの対応が課題となっています。いじめや様々な理由による長期欠席者の

対策は、小・中学校においてこれまで同様、重要な課題となっています。指導主事や公認心理師、学校関係者などによる登校支援チームの関わりにより、子どもに辛く悲しい思いをさせないようにするとともに、エコールみやたや近隣市町の間教室を利用するなど、多様な居場所づくりを進めていく必要があります。

スマートフォンなどの電子メディア機器が急速に普及してきました。全国では、それらの利用に伴う犯罪被害が生じています。防止のためには、子どもに情報モラルを身につけさせるとともに、家庭でのネット利用に関する実態把握とルールづくりに取り組むことが重要です。

国において、GIGAスクール構想に基づく情報通信技術（ICT）の推進並びに子どもたちの「学び」を支える機会（オンライン学習など）の確保が進められています。町でも環境整備はもちろんのこと、教員のICT活用能力の向上など、ソフト面の施策を進めていく必要があります。

学校教育施設については、教育活動を展開する上での基盤であり、安全で充実した施設であることが求められています。子どもの安全確保のため、長寿命化計画である個別施設計画による施設ごとのメンテナンスサイクルの実施により、施設を維持管理していくことが重要です。小学校2校については、建築後40年ほど経過しています。建て替えも含め、施設の維持管理を検討していく必要があります。

② 目指すべき姿

個に応じたきめ細かな学校教育の推進により、児童・生徒が生き生きと学校生活を送り、生きる力が育成される状態

指 標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
授業がわかる児童生徒の割合 (児童生徒の学校自己評価)	小学校89.1% 中学校75.9%	小学校90.0%以上 中学校80.0%以上
長期欠席児童生徒の割合 (在籍率)	小学校1.6% 中学校6.4%	小学校1.0%以下 中学校3.0%以下

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 基礎的・基本的な知識と技能の確かな習得、自ら学ぼうとする意欲や態度、課題意識を持ち考え行動する力など、確かな学力が着実に身につけられるよう取り組みます。
- ② 特別支援教育の充実、配慮を要する児童生徒や家庭への支援として、専門家や関係機関との連携強化を図ります。
- ③ 長期欠席の児童生徒が気軽に来られる居場所や相談できる体制整備の強化を図ります。
- ④ 児童生徒の電子メディア機器の利用状況を把握し、ネットリテラシーを高めるとともに情報モラル教育を推進します。
- ⑤ 学習用端末（PC）の導入による、情報通信技術（ICT）を活用した教育を推進します。
- ⑥ 長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、学校施設の維持管理と計画的な改修工事を実施します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
学力向上対策事業	基礎学力の向上や学習習慣の定着を図るため、放課後学習塾及び公設学習塾「夢サポート塾」を実施します。
特別支援教育事業	専門家や関係機関と連携し、多様な教育的ニーズへの対応を行います。
いじめ・長期欠席対策事業	町指導主事や公認心理師らによる登校支援チームの支援により、児童生徒一人ひとりに寄り添った対応を実施します。
情報モラル教育の推進	電子メディア機器の使用ルール、安全に情報を活用するための知識・技能を習得する学習を実施します。
GIGAスクール構想事業	一人一台の学習用端末及びICT機器を授業で活用するとともに、学習用ソフトを家庭学習に役立てて学びの向上を推進します。
学校施設維持管理事業	財政的な負担軽減・平準化を図るため、計画的な維持管理を実施します。

④ 関連計画（個別計画）

- 御代田町教育大綱

第3項 学校給食の充実

① 現状と課題

町の学校給食は、小中学校ともに、パン又は米飯、牛乳とおかずによる完全学校給食として実施しています。学校給食については、学校給食法で、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること、日常生活の食事について正しい理解と望ましい食習慣を養うこと、学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと、食糧の生産・配分・消費について正しい理解に導くことなどを規定しています。このようなことから、学校給食は、学級指導・教育活動の中においても重要な位置付けをし、年間指導計画を立て、児童・生徒への指導に当たっています。

また、学校給食は、地産地消や食文化・生命・自然・環境への理解を深めるなど、学校における食育の「生きた教材」として活用され、食育を推進する上でその果たす役割は大きく、一層の充実を図ることが必要となります。

町では、週3日の米飯給食に町内産コシヒカリを使用し、野菜もできる限り町内のものを取り入れ、地産地消を推進しています。また、食育の観点から、栄養教諭が中心となって学校と連携し、地元食材を使った料理教室、学校図書館とのコラボ給食、クラスごとにメニューを決める「希望献立」を実施しています。今後においても、給食時の学校訪問などを通して、栄養教諭や調理員が児童・生徒と交流し、給食の意見交換や食育に関わる提案をしていくことが重要です。

平成28(2016)年度には、安全で安心な学校給食を将来にわたって安定して供給するこ

とを目的に、保護者や関係者が学校給食共同調理場のあり方について検討する「御代田町学校給食共同調理場あり方検討委員会」を設置しました。食物アレルギーの対応や給食業務の民間委託に関して検討し、現行どおりの運営とする答申書を教育長に提出しました。その後、町においてこれまでの運営を継続することを決定し、平成29(2017)年度に検討委員会を廃止しています。食物アレルギーなどについては、今後も対応を継続し、安全で安心な学校給食を提供していく必要があります。

学校給食費については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による緊急事態宣言後の外出自粛や休業要請に伴い、社会経済の低迷、小中学校における臨時休校の長期化など、家庭における負担が増加したことから、子育て世帯の経済的な負担を緩和することを目的に、令和2(2020)年7月から、町内小中学校の給食費無償化を実施しています。今後においても、子育て支援として、給食費の無償化を検討していきます。また、公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきとした国の答申を受け、無償化と同時に公会計化を開始しています。学校給食の適正かつ円滑な運営については、小中学校長、PTA代表者などによる共同調理場運営委員会において、検討を行っていく必要があります。

施設面においては、共同調理場内で塩素消毒などによる衛生管理を実施しているため、金属設備がさびやすく、また水質による水あかの付

着などで設備が劣化しやすい状況になっています。このため、給食の調理や食器・食缶の洗浄

作業に影響がでないよう、施設の維持管理や設備の更新を行っていく必要があります。

② 目指すべき姿

安全・安心で美味しい学校給食を提供するとともに、学校と連携した食育を推進している状態

指 標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
学校図書館とのコラボ給食	10回	12回
給食時の学校訪問	31回	36回
「給食が楽しみ」と思う児童生徒の割合 (給食アンケートより)	小学校79.4% 中学校52.6% (R2年度実施)	小学校80.0%以上 中学校60.0%以上

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 学校給食を通して食育の推進を図ります。
- ② 地産地消の推進を図ります。
- ③ 安全・安心で美味しい学校給食を提供します。
- ④ 学校給食の適正かつ円滑な運営に努めます。
- ⑤ 学校給食費無償化の継続を検討します。
- ⑥ 施設の適切な維持管理に努めます。

●【主な事業】

事業名	事業内容
学校給食費無償化事業	学校給食の無償化を検討します。
地産地消料理教室事業	地元食材を使った料理教室を継続実施し、地産地消と食育を推進します。
給食時食育事業	給食時に小中学校を訪問し、児童生徒に対する食育を継続実施します。
学校図書館とのコラボ給食事業	学校図書に登場する料理を献立に提供するコラボ給食を継続実施します。

第2節

いきいきとした生活を楽しむための 充実した生涯学習の推進

第1項 生涯を通じた学びの推進

① 現状と課題

公民館活動は、町民一人ひとりの「自己充実」＝「生きがいを満たす」だけでなく、自発的な意思により、自らの責任においてその方法を選択しつつ、生涯を通じて行われる学習活動です。この学習活動は、自己啓発の手段であるとともに、その成果を様々な活動に役立てることにより、社会全体を豊かにし、前進させる大きな力になり得ます。

町では、一人ひとりが学習成果を地域の力として生かすため、生涯学習人材情報「人材バンク」登録事業を実施しています。これは、生涯学習環境を整える一環として、様々な分野に精通した専門家、指導者を募集しているものです。登録者の資格や特技を生かし、公民館事業の講座などで講師として活躍いただいています。学校と地域が連携して子どもを育てることを目的に国・県が推進する「コミュニティースクール」でも、様々な分野で活躍している町民が外部講師として、小中学生の学習支援を実施しています。

複合文化施設「エコールみよた」は、平成15（2003）年度の開館以降、これらの活動拠

点として、町民が主体的・継続的に様々な学習活動を行える学習機会の提供に努めてきました。しかし、開館から17年が経過する中で、町民をはじめ、今までの定期的な施設利用者の高齢化やグループの解散といった理由から、近年、施設の利用者数は減少傾向にあります。このようなことも踏まえ、令和元（2019）年度には、2月の土日祝日で、予約のない大・中会議室を自習室として開放し、地域の子どもたちに勉強場所として会場提供を試みました。

今後も、多様な学習機会の提供に努めることや、その学習成果を生かすことのできる体制を推進していくこと、講座内容の充実や事業の幅を広げるなど、より一層の魅力ある学習内容の提供と幅広い年齢層が集いともに学ぶ施設運営が必要です。

また、新たな生涯学習の視点として、福祉教育を主眼とした「福祉の学びに対する支援」や「住民主体による地域福祉」といった、ボランティア活動を強く結びつける生涯学習の在り方について、社会福祉協議会とともに検討し、実践していく必要があります。

② 目指すべき姿

だれもが、いつでも、どこでも学ぶことができる環境が整備され、多くの町民が学習活動に取り組むとともに、学習した成果を地域活動などに生かしている状態

指 標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
外部講師による学習支援	9件（小中合計）	14件（小中合計）
新規公民館講座開設数	2件	累計 5件

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 町民ニーズを反映し、子どもから大人まで幅広い世代が学ぶことのできる生涯を通じた学習の推進を図ります。
- ② 人材バンクの有効活用を含め、コミュニティースクールの推進を図ります。
- ③ 生涯を通じた学習の必要性や楽しさをPRするとともに施設の利用促進や各種講座を開催します。
- ④ 図書館係と連携して「住民の新たな集いの場」に向けた取り組みを行います。
- ⑤ 社会福祉協議会などとの連携による新たな生涯学習の在り方を検討します

●【主な事業】

事業名	事業内容
青少年育成・伝統文化継承事業	しめ縄作りなどの伝統文化の継承活動やこども自然探検隊を継続実施します。
外部講師による学習支援	裁縫・書き初め・スケート教室など地域の力を活用し、子どもへの学習を支援します。
各種講座・イベント情報発信事業	SNSなど情報媒体を有効に活用し、情報発信を行います。

④ 関連計画（個別計画）

- 御代田町生涯学習基本構想

第2項 図書館の充実

① 現状と課題

御代田町立図書館は、平成15(2003)年度のエコールみよた開館時に旧福祉センターから移転し運営を開始しました。以来、町民だけでなく町外や県外の方々も多数訪れる図書館として利用されています。近年、図書館に求められる役割として「IT技術などを取り入れた学び・PC利用の場所」「商業施設と連携した住民の集いの場所」といったことが挙げられます。その実現のためには、施設全体の課題として検討していく必要があります。

子どもたちが読書の習慣を身につけることは、豊かな想像力の発達や人格形成に大きな影響を及ぼすと言われています。町では、ブックスタート事業、セカンドブック事業など実施していますが、これらをより充実させ、学校図書館との連携を図り、子どもが本を読みやすく調べやすい環境を整備していく必要があります。

蔵書については、利用者の需要にかなった本を選書し、様々な分野で過不足が無いように補充していく必要があります。また、誰もが気軽に御代田町の郷土資料を研究できるよう、資料の保管や活用を検討する必要があります。

開館時間については、現在、平日10:00～18:30、土日祝日10:00～17:00を基本としています。今後更に利用者のニーズに応えるためには、人件費などのコストについて調整する中で、可能な限り開館時間の延長を検討する必要があります。

当図書館は、町とは独立した専用ホームページを運営し、所蔵検索サービスやWeb予約、イベント開催周知などを実施しています。今後においても、利用者の満足度を向上させるため、蔵書やイベントの内容を充実させ、積極的に情報発信していく必要があります。

② 目指すべき姿

利用者のニーズに合った蔵書・読書環境が整い、図書館に求められる役割を果たしている状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
図書館施設・資料の満足度	50.9%	60.0%
図書館サービスの満足度	64.1%	70.0%

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① エコールみよたを「住民の新たな集いの場」とするための取り組みを行います。
- ② ブックスタート事業・セカンドブック事業の内容の充実、学校と協力した「図書館を使った調べるコンクール」の新たな開催など、学校司書との連携により公共図書館の充実を図ります。
- ③ 選書基準に沿った図書資料の補充、郷土資料の保管方法・活用方法を検討します。
- ④ 開館時間の延長などの図書館サービスの向上を検討します。
- ⑤ 専用ホームページを利用した各種サービスの周知など、積極的な情報発信を行います。

●【主な事業】

事業名	事業内容
よみきかせ事業	ボランティアによる館内のおはなし会や児童館での出張読み聞かせを実施します。
ブックスタート事業	10か月検診時に絵本をプレゼントします。
セカンドブック事業	1年生の各クラスへ学級文庫35冊をプレゼントします。
イベント開催事業	図書館コンサートやこどもおたのしみ会などのイベントを開催します。
図書館を使った調べるコンクール事業	「図書館を使った調べるコンクール」を学校と協力して新たに開催します。

第3節 スポーツへの主体的な取り組みの推進

第1項 生涯スポーツの振興

① 現状と課題

当町の生涯スポーツの現状は、町民の体育施設年間延べ利用者数が概ね10年前から右肩下がりに減少し、平成20(2008)年度の92,149人が平成30(2018)年度では66,349人と25,800人(約28%)も減少しています。また、テニスコートを除き、その利用時間帯は休日及び夜間に集中し、平日昼間の利用は極めて少ない状況です。

競技スポーツの振興・競技力の向上などの観点から補助金を交付しているスポーツ協会では、専門部数は平成21(2009)年度の17部から令和元(2019)年度には14部に、子どもたちがスポーツを通して健全に育つ事を目標に謳ったスポーツ少年団の単位団数及び加入者数でも、平成21(2009)年度の8単位団380人が平成24(2012)年度には1単位団増えて9単位団となったものの、令和元(2019)年度には7単位団217人と150人以上減少しています。

市町村のスポーツ行政のねらいは、スポーツ振興法に示されているように住民がスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めることにあり、スポーツ振興法の第2章には、具体的にスポーツの振興のための措置について示されています。当町におけるスポーツ行政も、スポーツ振興法を根拠に様々な方策を展開してきましたが、結果へ結び付けるまでには至っ

ていないのが現状です。このような状態が続いている現実を真摯に受け止め、これまでの取り組み方を評価分析し、今後は目的と手段を明確に、PDCAサイクルを実践しながら町民のスポーツ振興・推進に取り組んでいかなければなりません。

スポーツの振興・推進に欠かせない取り組みがスポーツ推進委員の活動です。スポーツ推進委員の役割には「コーディネーターとして地域スポーツを推進すること」や「地域におけるスポーツの推進役」などが謳われています。スポーツ推進委員の資質向上と活動の更なる活性化を図ることにより、年代やニーズに応じた各種イベント、スポーツ教室などを積極的に開催でき、子どもから高齢者、障がいのある人たちが共に楽しめるスポーツ活動の普及を推進することが可能となります。加えて、スポーツの楽しさや面白さ、活動の喜びを伝えられる指導者の発掘や育成、資質・能力の向上にも努め、スポーツに対する価値観を高める取り組みを積極的に進めていく必要があります。

このような活動の実践により、自らが仲間を集めスポーツを継続的に行うグループの結成を進め、その活動への支援を持続することにより生涯スポーツの振興・促進へと繋げていくことが重要です。

② 目指すべき姿

B&G 海洋センター(社会体育係)がスポーツ活動やスポーツなどに関する情報の発信拠点となり、スポーツをする人たちが集い、情報交換する場として機能した状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
体育施設年間延べ利用者数	69,576人	90,000人
施設運営資格取得者の配置	—	配置済

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① B&G 海洋センター敷地内に誰でも自由に利用できる施設やエリアを設けます。
- ② 自らが仲間を集めスポーツを継続的に実施するグループの結成に資する各種教室などを積極的に開催します。また、平日の昼間に参加ができる人たちが求める教室、障がい者や高齢者も参加できる教室などを開催します。
- ③ 地域、学校、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブや各種スポーツ団体、関係機関などと連携を図り、生涯スポーツの普及・推進に努めます。
- ④ 指導者講習会を積極的に開催します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
町民大運動会の開催	楽しく有意義なイベントになるよう、創意工夫して開催します。
スポーツ推進委員の資質向上・積極的活動推進事業	地域におけるスポーツの環境づくりにおいて重要な役割を担うスポーツ推進委員の資質向上を図ります。
指導者講習会開催事業	指導者の育成・資質向上のため、指導者講習会を年2回以上開催します。
スポーツ団体連絡協議会事業	学校、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブや各種スポーツ団体、関係機関などと定期的に会議を開催し、連携や調整を図ります。
体育施設運営資格者配置事業	職員が体育施設運営資格を取得し、施設管理を行います。

第2項 スポーツ施設の整備

① 現状と課題

体育施設は生涯スポーツの振興を推進する諸条件のひとつであり、重要な要因となります。町の体育施設は、12の社会体育施設と小中学校の学校体育施設開放により、住民のスポーツ活動の場として提供しています。しかし、平成27（2015）年度に再建設計画などの無いままB & G海洋センタープールを取り壊したことは、住民のスポーツ環境を低下させてしまったとの評価もありました。

また、各施設は、建設からの経過年数により老朽化が進み、10数年前から「建て替えも視野に入れた大規模な改修を検討する」とし、前計画（長期振興計画）にも謳っていましたが、体育施設利用者が減少する状況下においては、小規模な改修を繰り返すにとどまり、施設建て替えについての検討にまでは至りませんでした。

多様化する住民ニーズに応えるため、総合体育館の建設を望む声もあります。また、体育館の一部利用者からは、大会などを開催する際に観客席が無い、選手控室やロビーが狭いなどの意見をいただいています。

これからは、「御代田町体育施設設置及び管理に関する条例」第1条にある「町民の体位と健康の増進に寄与する」という当町の体育施設の設置目的や、各施設の老朽化が進行している現状に鑑み、修繕や改修などの施設長寿命化対策を行いつつも、次代の御代田町に必要なスポーツ施設のあり方を明確にし、その実現に向けて取り組むため、庁内で社会体育施設再整備検討会議を開催していく必要があります。

(1) 町社会体育施設（概要）

名 称	所在地	開設年月	施設面積 (㎡)	競技設備等
B&G海洋センター	大字御代田字大林4107-72	S55.11	体育館 747.30 ミーティングルーム 40.67	バレーボール 2面 バスケットボール 1面 バドミントン 3面 テニス 1面
町 営 グ ラ ウ ン ド	大字御代田字大林4107-98	S40.4	12,500	多目的グラウンド 野球 2面 ソフトボール 2面 サッカー 1面
ヘルスパイオニア セ ン タ ー	大字御代田字大林4107-31	S55.3	435	フットサル 1面 バレーボール 1面 テニス 1面 バドミントン 1面
町 営 弓 道 場	大字御代田字大林4107-72	S59.12	99.372	6人立 的場 26.04㎡ 夜間照明施設有
町営テニスコート	大字御代田字大林4107-80	S58.11 H9.10 H21.11	2,699	人工クレーコート 夜間照明施設有 テニス 4面
町営雪窓公園球場	大字御代田字大林4107-96	H1.5	14,250	軟式野球場 (センター120m・ 両翼91m) 1面
町 営 雪 窓 公 園 屋内ゲートボール場	大字御代田字大林4107-70	H3.4	1,027	クレーコート 休憩室・談話室 有 (シャワー室 閉鎖) ゲートボール 2面
町 民 芝 生 広 場	大字御代田字大林4107-72	(S57.8) H21.10.30 H22.7.30	6,000	多目的広場 (天然芝生)
やまゆり公園 つ ど い 広 場	大字塩野字東向原3024	H6.9	10,000 ホームベースから L=88m R=77m	多目的グラウンド 野球 1面 ソフトボール 1面 サッカー 1面
やまゆり公園 マレットゴルフ場	大字塩野字久保ヶ池3036-48	H4.4 H25.5		コース長623m アウト18ホール イン18ホール 計36ホール
やまゆり公園 グラウンドゴルフ場	大字塩野字東向原3024	H14.4	960	グラウンドゴルフ場 グラウンドゴルフ 1面
やまゆり体育館	大字塩野字東向原3025-2	H7.10	836.17	バレーボール 2面 バスケットボール 1面 バドミントン 3面 テニス 1面

資料：教育委員会

(2) 御代田町学校体育施設

名称	所在地	開設年月	施設面積 (㎡)	競技設備等
御代田中学校 体育館	御代田町大字御代田2718 0267-32-2117 0267-32-6114	H23.4	体育館 1,201 柔剣道場 566	バレーボール 3面 バスケットボール 2面 バドミントン 6面 ミーティングルーム
御代田中学校 校庭	御代田町大字御代田2718 0267-32-2117 0267-32-6114	H23.4	10,950	野球 ソフトボール (夜間照明)
御代田南小学校 体育館	御代田町大字御代田4107-41 0267-32-2034 0267-32-6114	S52.6	848	バレーボール 1面 バスケットボール 1面 バドミントン 2面
御代田南小学校 校庭	御代田町大字御代田4107-41 0267-32-2034 0267-32-6114	S52.6	11,946	野球 ソフトボール
御代田北小学校 体育館	御代田町大字馬瀬口1935 0267-32-2069 0267-32-6114	S52.6	841	バレーボール 1面 バスケットボール 1面 バドミントン 2面
御代田北小学校 校庭	御代田町大字馬瀬口1935 0267-32-2069 0267-32-6114	S52.6	10,321	野球 ソフトボール (夜間照明)

資料:教育委員会

② 目指すべき姿

体育施設の適切な管理により長寿命化を図りつつ、安全で快適なスポーツ環境を提供し、多くの町民が利用している状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
体育施設管理資格者の配置	—	配置済
体育施設検討委員会の立ち上げ及び運営	—	運営

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 利用者の安全・安心に配慮し、計画的なスポーツ施設などの整備・維持管理に努めます。
- ② 各施設の有用性と施設稼働率を高める取り組みを行います。
- ③ 社会体育施設管理資格者を配置します。
- ④ 小諸市・軽井沢町などの近隣市町との施設共同利用などの可能性を検討します。
- ⑤ 体育施設検討委員会を立ち上げ、体育施設整備などについて検討を始めます。

●【主な事業】

事業名	事業内容
体育施設整備検討事業	庁内社会体育施設再整備検討会議を開催し、既存施設の有効活用及び改修・建替えなどについて検討を進めます。
体育施設管理資格者配置事業	体育施設運営資格を取得し、資格を有する者が施設管理を行います。

第4節 人権が尊重される明るいまちづくりの推進

① 現状と課題

人権とは、人が生まれながらに持っている自分らしく生きる権利で、だれからも侵されることのない固有の権利です。これは、日本国憲法においても基本的人権は「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と示しています。人権を守るためには、国や自治体の人権保障に向けて努力する一方、町民にも自分の人権とともに他の人の人権についても正しく理解をし、お互いに人権を尊重し合うことが重要です。

町では、平成4（1992）年の「部落解放の町」の宣言以降、「御代田町における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」の制定、「部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす総合計画（差別撤廃総合計画）」の策定を行ってきました。また、町の長期振興計画においても「人権」を明確に位置付け、「御代田町人権教育のための国連10年推進本部」を設置する中で、世界と歩調をあわせたまちづくりの推進体制を整えています。

同和対策事業については、「同和対策特別措置法」などにより生活環境の改善や農業を中心とした基盤整備事業を実施してきました。平成14（2002）年には、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効し、地区内はもとより周辺地域の環境改善

などの成果が得られたことなどを踏まえ、町の同和対策事業は、平成19（2007）年をもって終了しています。

人権教育・啓発については、平成12（2000）年「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体は人権教育及び人権啓発に関する施策を進めています。「人権とは何か」を一人ひとりが理解し、日常生活の中で人権を尊重した態度や行動が身に付くよう、学校・家庭・地域・職場など様々な場を通じての人権教育・啓発が重要です。

人権問題は、社会環境の変化に伴って新たな形で発生する危険性があります。近年は、犯罪被害者やインターネット上での誹謗中傷、性的指向や性同一性障がい（LGBT）、福島第1原子力発電所の事故に由来する人権侵害などの問題が発生しています。令和2（2020）年には、新型コロナウイルス感染症に対する誤った知識や不確かな情報により、感染者や治療にあたった医療機関関係者やその家族、感染の拡大している地域からの帰国者、外国人などに対する不当な差別や偏見、いじめなどが問題となりました。今後新たな形で生じる問題に対しても、常に人権意識を持ち正しい対応が求められます。

② 目指すべき姿

人権啓発・教育の推進により、町民一人ひとりの人権意識が高まり、互いに人権を尊重している状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
人権学習会の開催	—	開催
人権に関する講演会年間開催数	1回	1回以上

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 各種機関と連携・協力しながら、人権を尊重するまちづくりを継続します。
- ② 様々な差別や人権侵害の解消に向けた人権意識の高揚、人権教育及び啓発に努めます。

●【主な事業】

事業名	事業内容
人権学習会開催事業	関係機関との連携を密に人権尊重のまちづくりを継続するため人権学習会を開催します。
人権講演会開催事業	一人ひとりの人権意識の高揚、人権教育の啓発を図るため、人権講演会を開催します。

第5節 文化・芸術の織りなす地域づくりの推進

① 現状と課題

文化・芸術活動は、日々の社会経済活動の中から一歩踏み出し、心の豊かさを形成していくために重要な意味を持つものです。そのニーズはますます高まりをみせ、複合文化施設「エコールみよた」を中心に文化・芸術活動を展開しています。

現在、その活動の一環として、展覧会・講演会・コンサート・ワークショップなどを実施しており、生涯学習活動ともリンクしています。また、町内の文化財も、文化の織りなす町の基層を構築しており、再評価がなされています。また、役場新庁舎東側に御代田写真美術館が今後開館予定であることや、写真美術館敷地を活用して、町とビジュアル・コミュニケーション事業を展開する株式会社アマナが共同開催する「浅間国際フォトフェスティバル」は、写真の既成概念を覆すようなアートの世界を展開しており、その文化・芸術に関する諸活動は、まだまだ展開の可能性が広がっています。

文化・芸術活動の一翼を担う博物館では、浅間火山の活動史と山麓に広がる縄文文化に関する常設展、縄文体験学習などを常時行っています。開館当初は2万人ほどであった入館者も、3万人以上に伸び、町内・佐久地域のみならず

首都圏を中心にたくさんの方が訪れています。年に数回行われる企画展も、火山や歴史のみならず、文学やアートなど多様な内容が好評を博しています。町では、隣接する御代田写真美術館予定地を含めたエリアを「芸術・文化ゾーン」として位置付けています。これを踏まえた共同でのワークショップや共通テーマの企画展の開催、施設の相互利用など、新たな芸術活動の振興への取り組みが求められています。町の収益に資する観点からも、新たな芸術活動の振興へ取り組むことで、町外からの来訪者を増やしていく必要があります。

また、先人が残した歴史や美しい自然、伝統ある民俗芸能など町には多くの文化財が残されています。5千年前の焼町土器など国重要文化財、草越の寒の水や真楽寺三重塔など県指定文化財、小田井の道祖神まつりなど町指定文化財など計44件です。また、人々の暮らしを伝える民俗資料、D51-787号機も鉄道遺産として重要です。これらを後世に伝えるとともに、開発に伴って破壊される埋蔵文化財の記録保存に努めていく必要があります。更に、こうした文化財の保存・公開のため、収蔵庫の設置も急務です。

② 目指すべき姿

町民が自主的に文化活動に取り組むとともに、文化財が適切な保護のもと活用されるなど、豊かな文化が育まれている状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
浅間縄文ミュージアム入館者数	38,045人	39,000人
浅間国際フォトフェスティバル来場者数	17,367人	20,000人

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 魅力ある展覧会、講演会、コンサート、フェスティバルなどを実施し、文化・芸術の醸成に努めます。
- ② 博物館・生涯学習・図書館が連携し、文化・芸術の振興を図るとともに、地域文化の再発掘を推進します。
- ③ 「芸術・文化ゾーン」を活用して、新たな芸術活動の振興を検討します。
- ④ 残された貴重な文化財については収蔵庫を設けて維持管理に努めるとともに、展覧会や一般公開などによって、周知と活用を図ります。
- ⑤ 破壊の懸念される埋蔵文化財は発掘調査により、最大限の記録化を図ります。

●【主な事業】

事業名	事業内容
博物館企画展事業	火山・自然・歴史・文学・アート・音楽・フォトなど、多様な内容での企画展事業を実施します。
博物館講演会事業	火山や歴史を中心に、最新の科学研究に基づく講演会を実施します。
フォトフェスティバル開催事業	町と(株)アマナとの共同により、浅間国際フォトフェスティバルを開催します。
文化財収蔵庫建設事業	文化財を保存・公開する収蔵庫を建設します。

第6節 次代・郷土を担う人材育成

① 現状と課題

町の育英事業については、平成10（1998）年度から奨学金事業を実施してきました。しかし、利用者が年々減少する中、国の施策や民間の教育資金、各大学の奨学金制度など様々な選択肢もあることから、平成26（2014）年度から新規貸与を休止しています。将来を担う青少年の育成を進めるため、学生を取り巻く状況を注視し、新たな奨学金制度を検討するなど、大学などの教育の機会均等を確保していくことも必要です。

また、まちづくりの担い手としての面においても、青少年の育成は欠くことができません。町では、まちづくりへの関心と理解を深めることを目的に、令和元（2019）年度に初めて「中学生模擬議会」を開催しました。防災行政無線

専用ダイヤルのフリーダイヤル化など模擬議会での提案により実施した事業もあります。今後においても、まちづくりへの興味や郷土への愛着を高め、将来において御代田町で活躍したいという思いが持てるような取り組みを充実させていく必要があります。

まちづくりの主役となる町民による住民自治の推進については、地域の活力向上や課題解決が図られるよう力を入れています（第5章第3節参照）。これにより、町民やまちづくり活動団体による様々なまちづくりへの取り組みに広がりを見せています。今後においても、ワークショップの開催などを通じて多くの人々が積極的にまちづくりに参加していくような取り組みを継続していく必要があります。

② 目指すべき姿

まちづくりや産業などにおいて、求められる人材や担い手の創出・育成が図られている状態

指標	現状(R1年度)	目標(R7年度)
まちづくりワークショップ参加者数	20人	40人

③ 目標達成のための取り組み

●【施策の方向性】

- ① 新たな奨学金や通学補助などの学びの機会の確保・支援事業を検討します。
- ② まちづくりへの興味や郷土への愛着を高める事業を実施します。
- ③ まちづくり分野において意欲を持って活躍する人材・担い手の育成・確保を推進します。

●【主な事業】

事業名	事業内容
まちづくり人材育成事業	青少年のまちづくりへの関心を高めることを目的に、中学生模擬議会やまちづくりアイデアコンクールなどを実施します。
まちづくり会議事業	それぞれの立場での視点や意見を生かすとともに担い手を育成するため、ワークショップやまちづくり会議を開催します。